

教職大学院認証評価
自己評価書

平成30年6月

聖徳大学大学院教職研究科教職実践専攻

目 次

I	教職大学院の現況及び特徴	1
II	教職大学院の目的	5
III	基準ごとの自己評価	
	基準領域 1 理念・目的	9
	基準領域 2 学生の受入れ	14
	基準領域 3 教育の課程と方法	22
	基準領域 4 学習成果・効果	44
	基準領域 5 学生への支援体制	54
	基準領域 6 教員組織	57
	基準領域 7 施設・設備等の教育環境	62
	基準領域 8 管理運営	65
	基準領域 9 点検評価・FD	73
	基準領域 10 教育委員会及び学校等との連携	87

I 教職大学院の現況及び特徴

1 現況

(1) 教職大学院（研究科・専攻）名：聖徳大学大学院 教職研究科 教職実践専攻

(2) 所在地：千葉県松戸市岩瀬字向山 550 番地

(3) 学生数及び教員数（平成 30 年 5 月 1 日現在）

学生数 20 人

教員数 16 人（うち、実務家教員 7 人）

(4) 構成

		教職研究科 教職実践専攻（専門職学位課程）			
2 年課程	幼児教育コース		児童教育コース		
1 年課程	幼児 教育 コース	学校組織マネジメント専修	児童 教育 コース	学校組織マネジメント専修	
		カリキュラムマネジメント専修		カリキュラムマネジメント専修	
		特別支援教育専修		特別支援教育専修	

2 特徴

学校法人東京聖徳学園は、昭和 8（1933）年、創立者川並香順が、それまでの社会奉仕の経験と、2歳の長女泰子の急逝による悲観と苦悩を契機に、一生を幼児教育と女性教育に捧げようと決意し、幼児教育と女性教育の学び舎として新井宿幼稚園と聖徳家政学院を創設したことに始まる。香順は、教育の根本は、心奥に宗教的情操を培うことが自ずと智に啓き、情に慈しみ、意に深く、人生を潤いあるものと考え、創立において、崇敬する聖徳太子が理想社会の理念と考えた十七条憲法第一条「和ヲ以テ貴シト為ス」の「和」を建学の精神とし、校名も聖徳太子の名から、聖徳を「せいとく」と読むこととした。

香順の「和」の精神に則った豊かな人間性を育み、幼児一人ひとりの幸せの実現と、人間性と調和を尊重する平和な社会づくりに寄与する女性を育成するという理想は、連綿と受け継がれ、昭和 40（1965）年の「聖徳学園短期大学」の設置、平成 2（1990）年の聖徳大学の設置などを経て、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、短期大学、四年制大学、大学院等の教育機関を擁する総合学園として 85 年の歴史を刻み、本日に至っている。

現在、本学は、児童学部、心理・福祉学部、文学部、人間栄養学部、看護学部、音楽学部、通信教育部児童学部、同心理・福祉学部、同文学部そして大学院研究科前期後期課程として児童学研究科、臨床心理学研究科、言語文化研究科、人間栄養学研究科、音楽文化研究科、看護学研究科、通信教育部大学院児童学研究科、そして教職大学院（専門職学位課程）を設置するとともに、児童学研究所、言語文化研究所、生涯学習研究所、聖徳大学川並弘昭記念図書館、聖徳博物館、保健センター、情報処理教育センター、A0 入試研究センター、心理教育相談所、語学教育センター、教職実践センター、聖徳ラーニングデザインセンター、生涯学習社会貢献センター、聖徳大学オープンアカデミー、及び聖徳大学オープンアカデミー音楽研究センターを附置している。

本学教職大学院は、「保育の聖徳®」として、幼児期から児童期の子どもの研究と教育に取り組んできた伝統と実績を継承し、実践的な専門性の高い専門家教員を養成することを目的として、平成 21（2009）年 4 月に設置された。

本学教職大学院の特徴は次の 4 点である。

(1) 特色ある専攻・コース

本学教職大学院は、幼児教育と小学校教育において、実践的な専門性の高い教員を養成することを目的とし、幼児教育と小学校教育を通して子どもの発達と教育を総合的に検討し、様々な実践場面において、子どもの成長と同時に教員としての成長を実現する人間力、教科・生徒指導力を備えた教員、学識・見識をともなったスクールリーダー（中核的中堅教員）及び園及び学校の経営者の養成に重点をおいている。

以上の目的を達成するために、本学教職大学院は、教職実践専攻とし、幼児教育と小学校教育に精通した専門性の高い教員を養成するという独自のプログラムに基づく幼児教育コースと児童教育コースを設けている。

本学教職大学院は、千葉県教育委員会との連携を推進するために、平成 25（2013）年 3 月に連携協定と人事交流に関する覚書を締結した。前者は、優れた教員の養成及び現職教員の資質能力の向上を図ることを目的とした「千葉県教育委員会と聖徳大学との連携協力に関する協定書」であり、後者は、研究開発及び研修等の充実を図ることを目的とした「千葉県教育委員会と聖徳大学との人事交流に関する覚書」である（〔資料 10-1-1〕千葉県教育委員会と聖徳大学との連携協力に関する協定書）（〔資料 6-1-4〕千葉県教育委員会と聖徳大学との人事交流に関する覚書）。

連携協力に関しては、「(1)教員の養成及び現職教員の研修等に関すること」と「(2)教育に関する研究開発及び共同研究に関すること」についての事業を円滑に進めるため、本学事務局教育支援課が担当課として連携を所掌するとともに、教職研究科所属の教員が連携の窓口となり、千葉県教育委員会の担当課である教職員課職員と定期的に打合せ会を開催し、進捗状況を確認しながら情報交換等を行っている。さらに、平成 28（2016）年度からは本学学長と千葉県教育長による連絡協議会を開催している。この協議会において、当該年度の連携行事の確認及び翌年度の連携にあり方についての協議を行っている。

そして、その協議の中で、千葉県教育委員会の教育課題の一つである「ミドルリーダーの育成」について平成26（2014）年 4 月より、現職教員を対象に組織管理マネジメントをより専門的に修学する 1 年課程の専修プログラムを開始した（〔資料 2-1-2〕平成30年度入学案内 SEITOKU 教職大学院案内 2018 p. 2）。また、平成28（2016）年度より、組織管理マネジメント専修（1 年課程）を、学校の組織マネジメントの重要性から学校組織マネジメント専修（1 年課程）に名称変更した。さらに、各園・学校の教育課程の編成・実施・評価・改善のPDCAサイクルを運用するとともに、教師同士の協働を実現し、園・学校の質的転換を促す教員研修を推進する人材を育成するためのカリキュラムマネジメント専修（1 年課程）を設置した。

さらに、同協議会の中で取り上げられた「特別支援教育の充実」という教育課題に対応すべく、平成 30（2018）年度より、特別支援教育専修（1 年課程）を設置する。この特別支援教育専修（1 年課程）は、学級経営、生徒指導、教育相談、カウンセリング等にも精通するとともに、知的障害・発達障害・肢体不自由・病弱児の医療・心理・教育に関する深い見識を有し、保護者および地域の関連機関との連携を図ることのできる、特別支援教育に関する実践的で専門性の高い専門家教員を育成するための専修である。

(2) カリキュラムの特色

カリキュラムは、教職大学院に必修として置かれる 5 領域の科目群の他に、本学教職大学院では、選択科目として、今日的な課題に対応する「生徒指導・教育相談に関する領域」、「学級経営・学校経営に関する領域」の重点領域を置いていた。しかし、平成 25（2013）年度より、千葉県教育委員会との連携

を考慮して、教科指導力・教材開発力を充実する本学教職大学院の新たな方針に基づいて、「教科指導に関する科目」を加え、さらに平成 26（2014）年度より「生徒指導・教育相談に関する領域」に「特別支援教育実践演習」を新設し、必修科目の「生徒指導・教育相談に関する領域」における特別支援教育を強化している。

「教科指導に関する科目」は、表現系領域・教科、自然・生活系教科、人文・社会系教科の保育・指導法研究と教材開発の科目群を置き、すべての科目に実務家教員と研究者教員が連携して指導にあたり、教科指導・教材開発に関する高度な実践の専門性を養成することを意図している。また、「特別支援教育実践演習」では、知的障害・発達障害・肢体障害・重複障害に関する領域の演習を開設している。

また、平成 26（2014）年度に、「教育課程の編成・実施に関する領域」の授業科目について、共通科目（必修科目）としては、児童教育コースに「カリキュラムマネジメント演習」を、「教科等の実践的な指導方法に関する領域」に両コースともに「教育方法の理論」、「教育方法高度化演習」と名称を変更し、内容の充実を図った。また、両コースともに「特別教職実践演習」（必修）を盛り込み、1 年次は春学期に、2 年次は春学期と秋学期に集中講義形式で、「学修・研究カルテ」による振り返りを行い、それに基づいて自らの成長とさらに取り組む課題を相互に発表し合い、それぞれが抱えている課題を協働して解決するとともに、専門職規準の達成状況を確認させるようにしている。

「教育課程の編成・実施に関する領域」の選択科目としては、幼児教育コースとして、「幼児教育における教育評価の理論と方法」、「保育研究の理論と方法」、「保育研究の理論と実践」を新設した。また、児童教育コースとして、「学校カリキュラムデザイン」、「授業研究の理論と実践」、「授業設計の理論と実践」、「教育評価の理論と方法」を新設した。一方、「教科指導に関する科目」の選択科目として、「健康教育・体育系教科の指導法研究」、「健康教育・体育系教科の教材開発」を新設し、平成 27（2015）年度に、幼児教育コース、児童教育コースの両方に、量的研究手法を扱う「教職研究法Ⅰ」、質的研究法を扱う「教職研究法Ⅱ」を盛り込み、その実践に取り組んでいる。

さらに、平成 30（2018）年度においては、特別支援教育に対する近隣教育委員会・学校現場のニーズの高さや今般の教育課程の改訂に応えるために、選択科目に「特別支援教育に関する領域」を設置して特別支援教育に関する科目として、「知的障害・発達障害・肢体不自由・病弱児の医療特論」、「知的障害・発達障害・肢体不自由・病弱児の心理特論」、「知的障害・発達障害・肢体不自由・病弱児の教育特論」、「特別支援教育に関する支援連携演習」、「特別支援教育事例研究」の 5 科目を開設する。また、「教科指導等に関する領域」には英語・外国語活動に関する科目として、「英語・外国語活動の指導法研究」、「英語・外国語活動の教材開発」、「英語コミュニケーション演習」の 3 科目を開設する。これらは喫緊の教育課題になっている特別支援教育のみならず帰国子女や外国籍の幼児・児童など教育的配慮が必要となることも考慮している。

(3) 「学修・研究カルテ」による自己省察力の育成

教員としての資質能力を自己評価する能力を育成するために、カリキュラムマップに基づいた「学修・研究カルテ」を作成し、平成 24（2012）年度後期から使用を開始した（〔資料 3-1-3〕カリキュラムマップ（平成 30 年度（2018 年度）履修と実践研究の手引き（教職大学院）pp. 13-16）（〔資料 3-4-6〕聖徳大学大学院 教職研究科 学修・研究カルテ）。さらに、平成 29（2017）年度に、様式を A 4 判に改訂し、「履修と実践研究の手引き」のファイルと一緒に綴ることができるようにした。修了時に身に付けてほしい資質能力としての専門職規準に基づく評価項目には、①研究科共通項目（本学教職大学院のカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに基づく資質能力を評価）、②コース別・教職歴別評価項目、③自己設定評価項目を設定し、さらに、「幼児教育総合実習」「学校教育総合実習」

(以下、「総合実習」)の成果と反省、課題研究の進捗状況、実践活動状況、次のセメスターに向けた課題について自由に記入する欄を設けた。「学修・研究カルテ」は、平成 24 (2012) 年度から平成 27 (2015) 年度までは、修了年次生を対象とした選択科目「特別教職実践演習 B」で活用した。平成 28 (2016) 年度入学生からは、必修科目として位置づけた「特別教職実践演習」で活用している。ここでは、各学生が「学修・研究カルテ」の結果とそれに基づく課題を発表後、課題解決のための討論を行う。授業後には学生の多くが、「自分の弱い面、強い面が明確になった」等、自己省察の促進を示す感想を述べていた。また、自己の課題について他の学生と共同検討したことを肯定的にとらえ、同僚性の雛形体験となっている。

(4) 教育委員会との連携

教育委員会との連携は、本学教職大学院開設時からの課題であったが、平成 21 (2009) 年 9 月に松戸市教育委員会と、平成 25 (2013) 年 3 月に千葉県教育委員会と、松戸市及び千葉県の教育力向上等に貢献することを目的とした連携協力に関する協定を締結した（〔資料 6-1-5〕千葉県教育委員会と聖徳大学との人事交流に関する覚書）（〔資料 6-1-6〕松戸市教育委員会と聖徳大学との人事交流に関する覚書）（〔資料 10-1-1〕千葉県教育委員会と聖徳大学との連携協力に関する協定書）。千葉県との協定による人事交流については、千葉県教育委員会から推薦された教員と松戸市教育委員会から推薦された教員が本学教職大学院の専任教授として活躍している。協定に基づいて、カリキュラムの改善を進め、千葉県と松戸市の教育課題に協働で着手する体制を整えた。教育委員会との連携は、本学教職大学院の教育研究と人材養成の特徴となっている。

また、平成 28 (2016) 年 3 月に柏市教育委員会との間で連携協力に関する協定を締結した。具体的には、①柏市立の 4 つの中学校区の小中学校で取り組まれている学びづくりフロンティアプロジェクト事業における授業実践研究の推進、②教職員の資質・能力の向上を目指した教員研修会及び教員免許更新講習への支援、③柏市立小中学校 62 校を対象とした協働研究の推進のための支援等に取り組んでいる。その一環として、平成 28 (2016) 年 7 月に柏市教育委員会との間で協働研究に関する覚書を取り交わし、柏市立小中学校等との協働研究をスタートさせた（〔資料 10-1-11〕協働解決研究に関する覚書）。そして、平成 28 (2016) 年度より、柏市からは、市の職員である指導主事が児童教育コースの 2 年課程に派遣され、本務業務の勤務が終了してから登校し、月曜日から金曜日の 6 限（18:00-19:30）、7 限（19:40-21:10）、及び土曜日の 1 限（9:00-10:30）から 7 限（19:40-21:10）の授業に出席し、研鑽に努めていることも特筆できよう。

II 教職大学院の目的

1 教職大学院の使命・目的

「予測困難な社会」において、今日、学校教育に求められている質の高い専門性を備えた教員を養成するという使命に応えるために、本学教職大学院では、幅広い視野から現実の諸問題に対する分析力、対応力、解決力を有し、確かな指導理論と優れた実践力、応用力を備えたスクールリーダー（中核的中堅教員）及び学校経営者、及び実践的な指導力、展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る教員を養成することを目的としている（〔資料1-1-2〕 聖徳大学専門職大学院学則 総則 目的（平成30年度（2018年度）履修と実践研究の手引き（教職大学院）p.39））。

2 教職大学院で養成する人材像

本学教職大学院教職実践専攻が養成する人材像は、「平成30年度（2018年度）履修と実践研究の手引き」で示している（〔資料3-1-1〕 どのような人材を育成するか（平成30年度（2018年度）履修と実践研究の手引き（教職大学院）pp.5-7））。

幼児教育コースが養成する基本的な人材像は下記の通りである。

- (1) 幼児理解に優れ、総合的に指導することができる教員
- (2) 保育のあり方を構想し、指導方法の研究・開発が行える教員
- (3) 特別な教育的配慮を要する幼児に適切に指導できる教員
- (4) 保護者、小学校、及び地域社会との関係をよく理解し、対外的諸関係を構築できる教員

児童教育コースが養成する基本的な人材像は次の3点に示す通りである。

- (1) 児童に対する愛情と信頼を基礎に、教職活動の様々な場面で特別な教育的配慮を要する児童に対して適切に「指導できる」力量を身につけた教員
- (2) 同学年等の同僚教員や学校の教員集団全体に対して「説明できる」「やってみせることができる」「学校内で生産的な議論ができる」等のコミュニケーション力を身につけ、自己の力量を、評価と反省によって絶えず改善し、さらに向上していける教員
- (3) 所属する学校の教育力を、地域・学校全体の教育力充実に生かすために、「学校の実践を客観的・論理的に俯瞰・整理できる」「他の学校やその教員と適切に情報交換ができる」「学校間で建設的な議論を展開できる」等の力量を身につけ、この力量を、評価と反省によって絶えず改善し、さらに向上していける教員

幼児教育コースの(1)(2)及び児童教育コースの(1)は学部卒学生（ストレートマスター）、幼児教育コース(3)及び児童教育コース(2)は、現職教員のうち、10年経験者研修未修了者、また、幼児教育コース(4)及び児童教育コース(3)は、現職教員のうち、10年経験者研修修了者で、管理職を志向する者がそれぞれ達成すべき人材像である。

本学教職大学院は、各コースが個々の人材像に基づいて、「生徒指導、教育相談」、「学級経営、学校経営」、及び「教科指導」に関して高度な専門家として、それぞれの教職経験に相応しい実践の力量を身につけ、これを絶えず改善・向上させていける実力をそなえ、且つ専門性の高い専門家教員に相応しい人格を備えた教員を養成する。

3 教育活動等を実施する上での基本方針

本学教職大学院は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を下記の通り定め、これらの方針に従つ

て実施している（「平成30年度（2018年度）履修と実践研究の手引き（教職大学院）」pp. 1 - 3）。

(1) 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

現代社会が聖徳大学大学院教職研究科教職実践専攻に求める人材像は、より高度な専門性と豊かな人間性・社会性を身につけ、生涯にわたって専門職業人としての教師の職能を成長し続けることのできる人材です。

それに応えるために、本学大学院教職研究科は、確かな指導理論と高度で優れた実践的指導力・研究開発力・マネジメント力を身につけたスクールリーダーを養成します。

それを具体化するために、以下の教育目標を設定します。

【教育目標】

これまでの学部での学びで身につけた教師としての基礎的能力、または、これまでの教職経験と研究的実践で身につけた教師としての能力の上に、総合的な人間力、高度な専門的知識・研究開発力、授業実践力、マネジメント力、職能成長力を育成するとともに、教育者としての優れた人格を陶冶します。

上記の教育目標に基づき、以下の学修成果を設定します。

【学修成果】

- (1) 幼児または児童への深い愛情と使命感を持って教育にあたり、多様な人材を組織的、協働的に生かすチーム保育・チーム学校の担い手としての総合的な人間力を身につけている。
- (2) 幼児または児童を対象とした教育の理論と実践に関する高度な専門的知識、新たな指導方法に結びつく研究開発力を身につけている。
- (3) 幼児または児童の理解に基づいて保育内容及び教科内容を構想し、教育内容及び授業内容の構成・設計、計画、実施、評価を行うことができる実践力を身につけている。
- (4) 幼児教育または児童教育の課題を把握し、カリキュラム・マネジメントと組織マネジメントの視点に立ち、同僚とともに協働して課題解決に取り組む態度と、園及び学校の教育力の向上を図ることのできるマネジメント力を身につけている。
- (5) 高度専門職業人としてのキャリア発達の見通しを持ち、高度な専門的知識に裏付けされた自らの研究開発力、保育及び授業実践力を省察し、主体的に学び続け、絶えず向上し続けようとする職能成長力を身につけている。

以上のような学修成果に基づいて編成された教育課程を履修し、修了した人に教職修士（専門職）の学位を授与します。

(2) 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

【教育課程編成の方針】

教職研究科のカリキュラムは、「共通科目」と「選択科目」「総合実習」により構成されています。「共通科目」は学校教育と教員の在り方に関する領域、教育課程の編成・実施に関する領域、教科等の実践的な指導方法に関する領域、生徒指導・教育相談に関する領域、学級経営・学校経営に関する領域及び特別教職実践演習により構成されています。「選択科目」は教育課程の編成・実施に関する領域、教科等の実践的な指導方法等に関する領域、生徒指導・教育相談に関する領域、学級経営・学校経営に関する領域により構成されています。「総合実習」は実際の園・学校における教育実習を通して、総合的な実践力を育成するものです。

【教育課程実施の方針】

これらの科目の中から、個々の学修者が主体的に「履修計画」を作成し、キャリアに応じた学修を通して、以下の資質・能力を育成します。

- (1) 幼児または児童に対する愛情と理解を基に、例えば、職業倫理、教員の在り方、コミュニケーション・スキル等の科目の学修を通して、総合的な人間力を育成します。
- (2) 教育に関する理論、教育内容と方法に関する専門知識、保幼小連携に関する研究方法等の学修を通して、教育の専門家としての高度な専門的知識や研究開発力を育成します。
- (3) 授業設計や授業分析、教材開発等にかかわる科目の学修を通して、主体的・対話的で深い学びの実現を図る授業実践力を育成します。
- (4) 学級経営、学校経営、組織マネジメント、カリキュラム・マネジメント等の科目の学修を通して、組織的・協働的な教育の実現を図るマネジメント力を育成します。
- (5) 総合実習や課題研究等の科目の学修を通して、自己の職能を成長させようとする職能成長力を育成します。

(3) 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

教職大学院は、幼児教育コース、児童教育コースという他の大学院にはないコース設定により、優れた教育実践力を有した専門職業人を育成するために次のような教育目標をかかげています。

これまでの学部での学びで身につけた教師としての基礎的能力、または、これまでの教職経験と研究的実践で身につけた教師としての能力の上に、総合的な人間力、高度な専門的知識・研究開発力、授業実践力、マネジメント力、職能成長力を育成するとともに、教育者としての優れた人格を陶冶します。

教職研究科は上記の能力を獲得できる資質を持った人を求めています。

<教職未経験者>

1. 教育に対する使命感、情熱及び行動力を有している人。
2. 幼児または児童教育に関する基礎的知識を修得している人。
3. 幼児または児童教育に関して、基礎的な教育実践力を修得している人。
4. 教育に関する諸問題に深い関心を持ち、客観的かつ論理的に考察することができる人。
5. 職業人としてのキャリア発達の見通しを持ち、主体的に学び続ける意欲を有している人。

<現職教員>

1. 教員としての高い使命感、情熱及び行動力を有している人。
2. 幼児または児童教育に関する専門的な知識を修得している人。
3. 幼児または児童教育に関して、経験に裏付けされた豊かで幅広い教育実践力を修得している人。
4. 教育課題解決に向けてスクールリーダーとして成長できる能力を有している人。
5. 高度専門職業人としてのキャリア発達の観点を踏まえながら、継続的に自己の職能を成長させようとする意欲を有している人。

教職研究科は、以上のような入学者を受け入れるために、多様な受験機会を設定し、書類審査（調査書、推薦書など）、専門知識、面接などによる入学試験を行い、総合的に評価します。

現職教員については、その実務経験に応じて総合実習の免除申請の審査も行います。

なお、中学校・高等学校または養護教諭の教員免許状を取得（含見込み）している人で、幼稚園・小学校の教員免許を取得していない人が受験する場合は、「幼稚園・小学校教員免許取得プログラム」

を履修することができます。

4 達成すべき成果

教職大学院は、専門職大学院設置基準に定められているように、「小学校等の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行う」ことが目的となっている。本学教職大学院は、上記1の「教職大学院の使命・目的」で示したように、幅広い視野から現実の諸問題に対する分析力、対応力、解決力を有し、①確かな指導理論と優れた実践力、応用力を備えたスクールリーダー（中核的中堅教員）及び学校経営者の養成、②実践的な指導力、展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る教員を養成することが「達成すべき成果」である。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準領域 1 理念・目的

1 基準ごとの分析

基準 1-1 レベル I

○ 当該教職大学院の理念・目的が法令に基づいて明確に定められていること。

[基準に係る状況]

本学教職大学院の目的は、学校教育法第 99 条第 2 項及び専門職大学院設置基準第 26 条第 1 項に基づき、聖徳大学専門職大学院学則で次のように定めている。また、「学校法人東京聖徳学園寄附行為」第 3 条においては、「この法人は、聖徳太子のとなえる『和』の建学精神に基づき教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする」と定めている〔資料 1-1-1〕。

(目的)

第 1 条 本学専門職大学院は、建学の精神に則り、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する人物を養成することを目的とする。

(研究科の目的)

第 2 条 本学専門職大学院の研究科、専攻の人材養成に関する目的及び教育研究上の目的は次のとおりとする。

教職研究科教職実践専攻（教職大学院）

教職研究科教職実践専攻は、確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えた「スクールリーダー」及び学校経営者を養成する。併せて、実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る教員を養成する。

(出典：〔資料 1-1-2〕平成 30 年度（2018 年度）履修と実践研究の手引き（教職大学院）p. 39)

また、本学教職大学院の教育上の目的の具体的内容を、育成すべき資質・能力を含めて、次のように、明確にしている。

1. 幼児または児童への深い愛情と使命感をもって教育にあたり、多様な人材を組織的、協働的に生かすチーム保育・チーム学校の担い手としての総合的な人間力を身につけている。
2. 幼児または児童を対象とした教育の理論と実践に関する高度な専門的知識、新たな指導方法に結びつく研究開発力を身につけている。
3. 幼児または児童の理解に基づいて保育内容及び教科内容を構想し、教育内容及び授業内容の構成・設計、計画、実施、評価を行うことができる実践力を身につけている。
4. 幼児教育または児童教育の課題を把握し、カリキュラムマネジメントと組織マネジメントの視点に立ち、同僚とともに協働して課題解決に取り組む態度と、園及び学校の教育力の向上を図ることのできるマネジメント力を身につけている。
5. 高度専門職業人としてのキャリア発達の見通しを持ち、高度な専門的知識に裏付けされた自らの研究開発力、保育及び授業実践力を省察し、主体的に学び続け、絶えず向上し続けようとする職能成長力を身につけている。

(出典：〔資料 1-1-3〕平成 30 年度（2018 年度）履修と実践研究の手引き（教職大学院）p. 6)

《必要な資料・データ等》

〔資料 1-1-1〕目的（学校法人東京聖徳学園寄附行為 第 3 条）

〔資料 1-1-2〕 聖徳大学専門職大学院学則 総則 目的（平成 30 年度（2018 年度）履修と実践研究の手引き（教職大学院） p.39）

〔資料 1-1-3〕 目的の具体的内容（平成 30 年度（2018 年度）履修と実践研究の手引き（教職大学院） p.6）

（基準の達成状況についての自己評価：A）

1）本学教職大学院の目的は本学専門職大学院学則第 1 条及び第 2 条で定め、その具体的内容を「履修と実践研究の手引き」で明確にしている。

2）これらは学校教育法第 99 条第 2 項、専門職大学院設置基準第 26 条第 1 項等に基づいて成文化したものであり、専門職大学院に関する諸法令の趣旨に合致している。

以上のことから、本基準を達成している。

基準 1-2 レベル I

○ 人材養成の目的及び修得すべき知識・能力が明確になっていること。

[基準に係る状況]

1 人材養成の目的

本学教職大学院の人材養成の目的は聖徳大学大学院学則第 1 条において明記されているが、これを教職大学院と既設修士課程である児童学研究科の目的と対置することによって、本学教職大学院の特徴を示す。

（研究科等の目的）

第 1 条の 2 本学大学院の研究科、専攻の人材養成に関する目的及び教育研究上の目的は次の通りとする。

一. 児童学研究科児童学専攻（前期課程・後期課程）

前期課程は保育や教育のよりよい環境の実現をめざし、子どもの多面性と全体性の両者から児童問題を深く研究し、長期的かつ総合的な視点に立って、子どもの発達と教育問題に取り組める専門家を養成する。

後期課程は、次の世代を担う子どもたちを育てるというテーマにおいて、現実的な社会貢献ができる、実践的指導者や研究者を養成する。

（二～五省略）

六. 教職研究科教職実践専攻（教職大学院）

教職研究科教職実践専攻は、確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えた「スクールリーダー」及び学校経営者を養成する。併せて、実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有効な一員となり得る教員を養成する。

（出典：〔資料 1-2-1〕 大学院学生便覧－2018－平成 30 年度 pp.41-50）

本学教職大学院の人材養成の目的は、基準 1-1 でも述べたように、スクールリーダー（中核的中堅教員）及び学校経営者、ならびに実践的な指導力・展開力を備えた教員を養成するというように、養成すべき教員像を明示している。それに対して、児童学研究科においては、子どもを児童教育学、児童文化学、児童心理学、児童保育学、児童保健学、児童福祉学等の学問領域から解明し、児童学の研究者・高度専門職業人（実践的研究者）を育成していることを明示している。

本学教職大学院は、さらに、幼児教育コースと児童教育コースごとに、次に示すように、学部卒学生、現職教員に対応した養成する人材像を定めている〔資料 1-2-2〕。

本研究科の人材養成の基本的な考え方は、実践的指導力に優れた教員を養成することにある。また、可能な限り幼少時からの優れた指導・教育が必要であると判断し、幼児教育及び小学校段階の教員の養成に焦点化し、それらの学校・施設の教育者・指導者を養成することを目的とする。

〈幼児教育コース〉

学部修了者に期待される人材像

(1) 幼児理解に優れ、総合的に指導することができる教員

愛情と豊かな人間性を基礎に、幼児の発達段階や発達過程をその内面から理解し、幼児の総合的な発達を促すため、主体性を引き出しつつ、遊びを通じて総合的に指導する専門的力量を備え、幼児期の特性に応じて指導できる教員。

(2) 保育のあり方を構想し、指導方法の研究・開発が行える教員

幼児理解に基づき総合的に指導する力を発揮するためには、一人ひとりの発達段階と個別の状況に応じて、計画的に、多様な生活体験・自然体験の機会や異年齢交流、保育交流など、具体的に保育の望ましいあり方を構想し、実践できる教員。

現職教員（10年経験者研修未修了者）に期待される人材像

(1) 適切な教育課程の編成・実施に取り組み、教育課題の解決を目指す教員

幼児は、家庭での経験の差や個人差が大きい時期であり、初めての集団生活の場において、発達の側面から一人ひとりへの対応が重要となる。一人ひとりの幼児を深く理解し、幼児、地域の実態を踏まえた教育課程の編成、指導方法の改善、開発を行い、適切な評価ができる教員。

(2) 教員同士の協働関係を構築できる教員

教員同士がコミュニケーションを図りつつ、教員集団の一員として協働関係を構築して、園全体として教育活動を展開していくことが求められている。教員集団が協働性を発揮し、教育活動を絶えず改善し、研究・開発できるよう、他の教員に指導・助言できる教員。

現職教員（10年経験者研修修了者で、管理職を志向する者）に期待される人材像

(1) 教育課題の解決を目指し、適切な教育課程の編成・実施をマネジメントできる教員

園の教育課題を把握するとともに、教育環境の整備、教員の研修、指導方法の研究開発等の組織的マネジメントができる教員。

(2) 保護者及び小学校、地域社会との関係を構築し、対外的交渉力を有する教員

幼稚園等は、地域の幼児教育センターとしての機能を発揮し、子育て支援活動を展開することが求められている。地域に開かれた園として、保護者や地域の様々な情報を園運営に反映させ、園・家庭・地域社会の関係を深めていくために、情報収集や発信能力及び対外的交渉力を発揮し、望ましい関係を構築できる教員。

上記の他に、学部修了者、現職教員（10年経験者研修未修了者）、現職教員（10年経験者研修修了者で、管理職を志向する者）に共通して、障害のある幼児については、障害の種類や程度等の対応に関して必要な専門的知識や技能を習得する必要がある。海外から帰国した幼児や日本語の習得に困難のある幼児の指導については、文化や言葉の相違を理解した上で、一人ひとりに応じた指導の工夫を行い、同僚教員に助言できる教員を期待している。

〈児童教育コース〉

学部修了者に期待される人材像

(1) 児童に対する愛情と信頼を基礎に、教員が個人として、教職活動の様々な場面で児童に対して適切

に「指導できる」力量を身につけた教員。

現職教員（10年経験者研修未修了者）に期待される人材像

- (1) 同学年等の同僚教員や学校の教員集団全体に対して「説明できる」「やってみせることができる」「学校内で生産的議論ができる」等の形で表現できる力量を、評価と反省によって絶えず改善し向上していける教員。

現職教員（10年経験者研修修了者で、管理職を志向する者）に期待される人材像

- (1) 所属する学校の教育力を地域の学校や施設全体の教育力充実に生かすために、「学校の実践を客観的・論理的に俯瞰・整理ができる」「他の学校やその教員と適切に情報交換ができる」「学校間で建設的な議論を展開できる」等の形で表現できる力量を身につけた教員。そしてこの力量を、評価と反省によって絶えず改善し、向上していける教員。

上記の他に、学部修了者、現職教員（10年経験者研修未修了者）、現職教員（10年経験者研修修了者で、管理職を志向する者）に共通して、障害のある児童については、障害の種類や程度等の対応に関して必要な専門的知識や技能を習得する必要があり、海外から帰国した児童や日本語の習得に困難のある児童の指導については、文化や言葉の相違を理解した上で、一人ひとりに応じた指導の工夫を行い、同僚教員に助言できる教員を期待している。

（出典：〔資料1-2-2〕平成30年度（2018年度）入学試験要項 教職大学院入試<春学期入学・秋学期入学>（教職研究科 教職実践専攻）pp. 4-5）

2 修得すべき知識・能力

本学教職大学院は、上記の人材養成の目的を達成するために、「聖徳大学大学院教職研究科専門職規準」で示した総合的人間力、実践的指導力、マネジメント力、研究開発力という観点から、幼児教育コースと児童教育コース共通に修得すべき基準1-1で示した4つの領域の知識・能力を明確にしている〔資料1-2-3〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料1-2-1〕 聖徳大学大学院学則（大学院学生便覧-2018-平成30年度 pp.41-50）

〔資料1-2-2〕 養成する人材像（平成30年度（2018年度）入学試験要項 教職大学院入試<春学期入学・秋学期入学>（教職研究科 教職実践専攻）pp. 4-5）

〔資料1-2-3〕 聖徳大学大学院教職研究科専門職規準（平成30年度（2018年度）履修と実践研究の手引き（教職大学院、pp.26-29）

（基準の達成状況についての自己評価：A）

- 1) 本学教職大学院は、各コースにおける人材養成の目的を明確にし、既設修士課程である児童学研究科の目的と明確に区別している。
- 2) 修得すべき知識・能力は、本学教職大学院の特色である幼児教育及び小学校教育段階における実践的な専門性の高い専門家教員養成に必要とされる内容から構成されている。

以上のことから、本基準を達成している。

2 「長所として特記すべき事項」

本学教職研究科は、我が国で唯一の幼児教育コースと児童教育コースを設置し、幼児教育及び小学校段階の教員養成に焦点を当てそれぞれのコースで養成する人材像を、教職経験別に具体的に定めている。中でも、両コースともに、特別な教育的配慮を要する幼児及び児童に適切に対応できる教員像を明記している。

基準領域 2 学生の受入れ

1 基準ごとの分析

基準 2-1 レベル I

○ 人材養成の目的に応じた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められていること。

[基準に係る状況]

本学教職大学院は、「和」の建学精神の理念に基づく人材育成を目指し、三つのポリシーを一体的に策定している。

本学教職大学院の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に関しては、次のとおり明文化し、学生募集要項ならびにホームページで公表している [資料 2-1-1]。

また、パンフレットとともに「入試要項」を、国・公・私立大学、連携協力園・校、及び千葉県教育委員会等に配布し広報している [資料 2-1-2] [資料 2-1-3]。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

教職大学院は、幼児教育コース、児童教育コースという他の大学院にはないコース設定により、優れた教育実践力を有した専門職業人を育成するために次のような教育目標をかかげています。

これまでの学部での学びで身につけた教師としての基礎的能力、または、これまでの教職経験と研究的実践で身につけた教師としての能力の上に、総合的な人間力、高度な専門的知識・研究開発力、授業実践力、マネジメント力、職能成長力を育成するとともに、教育者としての優れた人格を陶冶します。

教職研究科は上記の能力を獲得できる資質を持った人を求めています。

<教職未経験者>

1. 教育に対する使命感、情熱及び行動力を有している人。
2. 幼児または児童教育に関する基礎的知識を修得している人。
3. 幼児または児童教育に関して、基礎的な教育実践力を修得している人。
4. 教育に関する諸問題に深い関心を持ち、客観的かつ論理的に考察することができる人。
5. 職業人としてのキャリア発達の見通しを持ち、主体的に学び続ける意欲を有している人。

<現職教員>

1. 教員としての高い使命感、情熱及び行動力を有している人。
2. 幼児または児童教育に関する専門的な知識を修得している人。
3. 幼児または児童教育に関して、経験に裏付けされた豊かで幅広い教育実践力を修得している人。
4. 教育課題解決に向けてスクールリーダーとして成長できる能力を有している人。
5. 高度専門職業人としてのキャリア発達の観点を踏まえながら、継続的に自己の職能を成長させようとする意欲を有している人。

教職研究科は、以上のような入学者を受け入れるために、多様な受験機会を設定し、書類審査（調査書、推薦書など）、専門知識、面接などによる入学試験を行い、総合的に評価します。

現職教員については、その実務経験に応じて総合実習の免除申請の審査も行います。

なお、中学校・高等学校または養護教諭の教員免許状を取得（含見込み）している人で、幼稚園・小学校の教員免許を取得していない人が受験する場合は、「幼稚園・小学校教員免許取得プログラム」を履修することができます。

（出典：[資料 2-1-2] 平成30年度（2018年度）入学試験要項 教職大学院入試<春学期入学・秋学期入学>（教職研究科 教職実践専攻）p. 2）

(出典：聖徳大学ホームページ)

http://www.seitoku.jp/univ/about/education_policy_g.shtml#professional-teachers

《必要な資料・データ等》

〔資料 2-1-1〕 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）（平成 30 年度（2018 年度）入学試験要項 教職大学院入試＜春学期入学・秋学期入学＞（教職研究科 教職実践専攻）p. 2）

〔資料 2-1-2〕 パンフレット（平成 30 年度入学案内 SEITOKU 教職大学院案内 2018）

〔資料 2-1-3〕 平成 30 年度 入試要項 等配布先一覧

（基準の達成状況についての自己評価：A）

1) 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明文化し、国・公・私立大学、連携協力園・校、及び千葉県教育委員会への「入試要項」の郵送とウェブページ上での広報により、本学教職大学院の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の周知を徹底している。

以上のことから、本基準を達成している。

基準 2-2 レベル I

○ 入学者受入方針に基づき、公平性、平等性、開放性が確保され、適切な学生の受入れが実施されていること。

[基準に係る状況]

入学者選抜に関しては、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って、受け入れ方法を検討し、「入試要項」に明示し、実施している。入学者選抜は、「一般入試」、「社会人特別入試」、「現職教員特別入試」に分かれている〔資料 2-2-1〕。

一般入試は、大学卒業者のうち、幼稚園・小学校・中学校または高等学校の教員免許状を取得している者を対象としている。社会人特別入試は、例えば、平成 30（2018）年度入試では、平成 29（2017）年 4 月 1 日現在、2 年以上の社会人経験を有し、幼稚園・小学校・中学校または高等学校の教員免許状を取得している者を対象としている。現職教員特別入試は、現職の幼稚園（認定こども園等を含む）・小学校教員を対象としている。入学者選抜については、以上のように、受け入れる対象者について開放性を確保している。

入学者選抜方法は、一般入試と社会人特別入試で、書類審査、専門知識、小論文、口述試験からなっており、教育実践に関する問題意識や内容等について設問している。現職教員特別入試では、書類審査、小論文、口述試験となっており、勤務実績等による総合実習の単位免除についても審査を行っている。専門知識については教職実践に係る基本的な知識、小論文については幼稚園教育と小学校教育に関わる今日的課題について設問し、口述試験については幼稚園と小学校が抱える課題等を通して教職大学院での修学意欲と将来の教職デザインについて設問を構成している。配点は、一般入試と社会人特別入試では、専門知識、小論文各 100 点、口述試験 200 点で計 400 点、現職教員特別入試では、小論文、口述試験各 200 点で合計 400 点となっており、公平性と平等性を確保している〔資料 2-2-2〕。

入学者の選抜は、入試・学生募集対策検討委員会の議を経て試験実施本部を設置し、試験監督者、試験実施担当者に対し事前の説明会を開催し、実施方法を周知した上で、出願時の提出書類の審査、筆記試験、口述試験を厳格に実施し、教職研究科委員会で予備判定のための審査基準及び採点基準に基づいて可否判定案が作成され、大学院委員会で可否判定を行っている。

なお、勤務実績等による「総合実習」の単位免除の審査については、実習単位の免除審査に関する提出書類に基づいて、教職研究科長、コース主任、及び審査員の 3 名が面接し、「実習単位の免除審査判定資料」を作成する〔資料 2-2-3〕〔資料 2-2-4〕。この資料に基づき教職大学院総合実習委員会で作成した免除原案を教職

研究科委員会で協議し、その結果を大学院委員会で審議し判定している〔基準 8-1 参照〕。

入学者選抜方法

選考方法

一般入試、社会人特別入試：（1）書類審査 （2）専門知識 （3）小論文 （4）口述試験

現職教員特別入試：（1）書類審査 （2）小論文 （3）口述試験

上記に併せて、勤務実績等による総合実習の単位免除についても審査を行う。

（出典：「一般入試」〔資料 2-2-1〕「平成30年度（2018年度）入学試験要項 教職大学院入試<春学期入学・秋学期入学>（教職研究科 教職実践専攻）」p. 7、「社会人特別入試」同p. 8、「現職教員特別入試」同pp. 9-10）

実習単位の免除審査に関する提出書類

<幼児教育コース>

ア：所属長あるいは園長が記載する、出願者の業績評価（本学所定の書式による）

※出願者が所属長あるいは園長の場合は、自己評価も可とする。

イ：所属長あるいは園長の推薦書（推薦理由が明確であれば、形式は問わない）

※出願者が所属長あるいは園長の場合は、自己推薦書も可とする。

ウ：前年度の保育についての年、月、週の指導計画及びその実績が記載されたもの

エ：校務分掌での実績報告（本学所定の書式による）

オ：出願者本人が行った研究保育の記録

（研究保育の内容、指導計画と実践の過程が書かれていれば、形式は問わない。）

カ：・10年以上教職経験のある現職者

10年経験者研修修了証または10年経験者研修修了者相当であることを証明する書類<所属長の証明書と、その証明書記載の研修等の受講を証明できる書類（形式は問わない）>

・10年未満教職にある現職者

勤務証明書（本学所定の書式による。教職経験5年以上または8年以上の者であることを証明するもの）

キ：出願者本人または共同での研究物、もしくは実践記録

（共同研究物にあつては、出願者本人の関与について具体的に説明した文書を添付のこと）

ク：10単位免除申請者は、「教師として成長し続けるために」と題するレポート（1,200字程度 本学所定の書式による）を提出すること。

<児童教育コース>

ア：所属長が記載する、出願者の業績証明書（本学所定の書式による）

イ：所属長の推薦書（推薦理由が明確であれば、形式は問わない。）

ウ：前年度1年間の週案簿綴り

（前年度の学級もしくは教科についての年、月、週の指導計画及びその実績が記載されたものであれば可）

エ：校務分掌実績報告（本学所定の書式による）

オ：出願者本人が行った研究授業の学習指導計画及び本時案

（直近のものが望ましいが、なければ実施期日は問わない。また、教科、領域等は問わない。）

カ：・10年以上教職経験のある現職者

<p>10年経験者研修修了証または10年経験者研修修了者相当であることを証明する書類（所属長の証明書と、その証明書記載の研修等の受講を証明できる書類（形式は問わない。））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10年未満教職にある現職者 <p>勤務証明書（本学所定の書式による。教職経験5年以上または8年以上の者であることを証明するもの）</p> <p>キ：出願者本人または共同での研究物、もしくは実践記録</p> <p>（共同研究物にあつては、出願者本人の関与について具体的に説明した文書を添付のこと。）</p> <p>ク：10単位免除申請者は、「教師として成長し続けるために」と題するレポート（1,200字程度 本学所定の書式による）を提出すること。</p> <p>■教育委員会指導主事の場合は、上記ウ、エに替えて、現職の本年度1年間の主たる職務に関する実績をまとめた書類を提出すること。</p> <p>（出典：〔資料2-2-3〕平成30年度（2018年度）入学試験要項 教職大学院入試<春学期入学・秋学期入学>（教職研究科 教職実践専攻）p.13）</p>

実習単位の免除審査要件

<p>10年経験者研修未修了者で勤務経験5年以上または8年以上の者</p> <p>ア 現職の幼稚園（認定子ども園等を含む）・小学校教員のうち、学校や地域における指導的役割を果たし得るものとして、都道府県教育委員会・区市町村教育委員会の推薦を受けられる人</p> <p>イ 現職の幼稚園（認定子ども園等を含む）・小学校教員のうち、学校や地域における指導的役割を果たし得るものとして、所属長・所属校の園長・校長の推薦を受けられる人</p> <p>ウ 現職の幼稚園（認定子ども園等を含む）・小学校教員のうち、所属園・所属校等の教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者（園長・校長等）の証明のある人、または本学において幼稚園（認定子ども園等を含む）・小学校の中堅を担う教員となり得ると認められた人</p> <p>10年経験者研修修了者[*]で、管理職を志向する者、または、指導的役割を担うリーダーを目指している者</p> <p>ア 現職の幼稚園（認定子ども園等を含む）・小学校教員のうち、10年経験研修を修了した人で、かつ幼稚園（認定子ども園等を含む）・小学校や地域における指導的役割を果たし得る者として、都道府県教育委員会・区市町村教育委員会の推薦を受けられる人</p> <p>イ 現職の幼稚園（認定子ども園等を含む）・小学校教員のうち、10年経験研修を修了した人で、かつ幼稚園（認定子ども園等を含む）・小学校や地域における指導的役割を果たし得る者として、所属長・所属校の園長・校長の推薦を受けられる人</p> <p>ウ 現職の幼稚園（認定子ども園等を含む）・小学校教員のうち、10年経験研修を修了した人で、所属長・所属校等の教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者（園長・校長等）の証明のある人、または本学において管理職候補者となり得ると認められた人</p> <p>[*]10年経験者研修修了者とは、原則10年以上の教職経験者で、10年経験者研修に相当する研修を受講した人を含む。</p> <p>（出典：〔資料2-2-1〕平成30年度（2018年度）入学試験要項 教職大学院入試<春学期入学・秋学期入学>（教職研究科 教職実践専攻）p.10）</p>

《必要な資料・データ等》

〔資料2-2-1〕一般入試、社会人特別入試、現職教員特別入試（平成30年度（2018年度）入学試験要項 教

職大学院入試<春学期入学・秋学期入学> (教職研究科 教職実践専攻) pp. 7-10)

[資料 2-2-2] 「入学者選考」実施要領

[資料 2-2-3] 実習単位の免除の審査に関する提出書類 (平成 30 年度 (2018 年度) 入学試験要項 教職大学院入試<春学期入学・秋学期入学> (教職研究科 教職実践専攻) p. 13)

[資料 2-2-4] 実習単位の免除審査判定資料

(基準の達成状況についての自己評価: A)

- 1) 本学教職大学院の入学者受入方針 (アドミッション・ポリシー) に沿って、入学者選抜試験に関する出願要件、選抜方法を「入試要項」に明示し、入学者選抜を実施している。また、入学者選抜の審査基準により教職研究科委員会で審議し、大学院委員会で決定しており、公平性と平等性を確保している。
- 2) 出願要件については、学部卒学生と社会人について幼稚園・小学校・中学校または高等学校の教員免許状を取得している者を対象とし、開放性を確保している。

以上のことから、本基準を達成している。

基準 2-3 レベル 1

- 実入学者数が、入学定員と比較して適正であること。

[基準に係る状況]

本学教職大学院の入学定員は、発足当初、30 名を設定したが、実入学者数が入学定員を大幅に下回る状態が続き、平成 24 (2012) 年度から入学定員を 15 名に削減している。

1 平成 26 (2014) 年度から平成 30 (2018) 年度の実入学者数

平成 26 (2014) 年度から平成 30 (2018) 年年度のコース別の志願者数・受験者数・合格者数・入学者数、入学者総数、及び、入学定員充足率を表 1 に示す。表 1 から明らかなように、入学定員充足率は、特に平成 26 (2014) 年度では 53% まで落ち込み、それ以降も 60% 台で推移してきたが、平成 30 (2018) 年度には 70% 台になった。しかし、定員の 15 名にはまだ達しておらず、定員充足に向けて早急に対応すべき課題である。

表 1 志願者数及び実入学者数等

	H26	H27	H28	H29	H30
入学定員	15 名	15 名	15 名	15 名	15 名

幼児教育コース

	H26	H27	H28	H29	H30
志願者数	3 名	7 名	6 名	4 名	5 名
受験者数	3 名	7 名	6 名	4 名	5 名
合格者数	3 名	7 名	6 名	4 名	5 名
入学者数	3 名	7 名	6 名	4 名	5 名

児童教育コース

	H26	H27	H28	H29	H30
志願者数	5 名	3 名	5 名	5 名	6 名
受験者数	5 名	3 名	5 名	5 名	6 名
合格者数	5 名	3 名	5 名	5 名	6 名
入学者数	5 名	3 名	4 名	5 名	6 名

	H26	H27	H28	H29	H30
入学者数 合計	8 名	10 名	10 名	9 名	11 名

	H26	H27	H28	H29	H30
入学定員充足率	53%	67%	67%	60%	73%

2 入学者の内訳（社会人、現職教員、学部卒学生のコース別人数）

幼児教育コースの入学者の内訳を表 2 に示す。入学者の内訳をみると、幼児教育コースにおいては、社会人は、平成 26（2014）年度 1 名、平成 27（2015）年度 3 名、平成 28（2016）年度 1 名が入学したが、平成 29（2017）年度、平成 30（2018）年度は入学者がいなかった。また、現職教員は、平成 26（2014）年度 2 名、平成 27（2015）年度 3 名、平成 28（2016）年度 4 名、平成 29（2017）年度 4 名と増加してきたが、平成 30（2018）年度は 2 名であった。学部卒学生は、平成 27（2015）年度に本学出身者 1 名、平成 28（2016）年度に外部の大学から 1 名入学した。平成 26（2014）年度と平成 29（2017）年度はいなかった。平成 30（2018）年度は本学出身者が 3 名入学した。

表 2 幼児教育コースの入学者数の内訳

	H26	H27	H28	H29	H30
現職教員	2（0）名	3（0）名	4（0）名	4（0）名	2（0）名
学部卒学生	0（0）名	1（1）名	1（0）名	0（0）名	3（3）名
社会人	1 名	3 名	1 名	0 名	0 名
計	3 名	7 名	6 名	4 名	5 名

*現職教員の（ ）内の数字は現職教員派遣の数、学部卒業者の（ ）内の数字は本学出身者を示す。

児童教育コースの入学者の内訳を表 3 に示す。児童教育コースにおいては、現職教員は、平成 26（2014）年度に 1 名、27（2015）年度に 2 名、28（2016）年度に 2 名、29（2017）年度に 5 名、30（2018）年度に 6 名と増加してきた。この現職教員の内、平成 26（2014）年度、27（2015）年度、28（2016）年度の各 1 名は、千葉

県教育委員会との協定に基づき、組織管理マネジメント専修（1年課程）に派遣されてきた現職の小学校教員である。そして、平成 29（2017）年度には、千葉県教育委員会からの現職小学校教員が、学校組織マネジメント専修（1年課程）に 1 名、カリキュラムマネジメント専修（1年課程）に 4 名、計 5 名が派遣された。また、この現職教員の内、平成 28（2016）年度の 1 名は、柏市教育委員会の指導主事 1 名が 2 年課程に派遣されてきた。さらに、平成 30（2018）年度は、千葉県教育委員会からの現職小学校教員が、学校組織マネジメント専修（1年課程）に 3 名、カリキュラムマネジメント専修（1年課程）に 2 名、計 5 名が派遣された。また、この現職教員の内、平成 30（2018）年度の 1 名は、柏市教育委員会の指導主事 1 名が長期履修学生制度を利用し、修業年限が 3 年として派遣されてきた。

なお、社会人は、表 3 に示す通りである。

表 3 児童教育コースの入学者の内訳

	H26	H27	H28	H29	H30
現職教員	1（1）名	2（2）名	2（2）名	5（5）名	6（6）名
学部卒学生	4（2）名	1（1）名	2（1）名	0（0）名	0（0）名
社会人	0名	0名	0名	0名	0名
計	5名	3名	4名	5名	6名

*現職教員の（ ）内の数字は現職教員派遣の数、学部卒業者の（ ）内の数字は本学出身者を示す。

3 定員充足に向けた対応

定員充足に向けての対応として、特に現職教員の入学者確保について、千葉県教育委員会との連携協定により、平成 26（2014）年度の入試より千葉県教育委員会の現職教員派遣大学院卒に本学教職大学院が含まれることになった。その結果、1 年課程の組織管理マネジメント専修を設置したことで、千葉県内の小学校に勤務している現職教員派遣を実現する道筋が整えられた。それに合わせて、組織管理マネジメント専修（1年課程）を学校組織マネジメント専修（1年課程）に名称を変更するとともに、あらたに、カリキュラムマネジメント専修（1年課程）を新設することにより、平成 29（2017）年度に 5 名、平成 30（2018）年度に 5 名の小学校所属の現職教員の派遣が実現した。

平成 30（2018）年度から「学校組織マネジメント専修」、「カリキュラムマネジメント専修」に加えて「特別支援教育専修」の 1 年課程の専修を設置した。また、選択科目の「特別支援教育に関する領域」に特別支援教育関連科目を 5 科目、「教科指導等に関する領域」に、英語・外国語活動関連科目を 3 科目開設した。

さらに、平成 31（2019）年度から選択科目の「教科指導等に関する領域」に、「幼児教育の保育内容研究（健康）」、「幼児教育の保育内容研究（人間関係）」、「幼児教育の保育内容研究（環境）」、「幼児教育の保育内容研究（言葉）」、「幼児教育の保育内容研究（表現）」の 5 つの保育内容科目を設けるとともに、「国語科の指導法研究」、「社会科の指導法研究」、「算数・数学科の指導法研究」、「理科の指導法研究」、「表現教科の指導法研究（音・図・美）」、「体育・保健体育科の指導法研究」、「特別の教科道徳の指導法研究」を開設し、教科内容に関する学修の充実を図り、現職教員が教科内容に関する高度で専門的な研修を受けやすい環境を整備した。

その他にも、従来から実施している大学訪問をして進学働きかけを行う広報活動を継続していく必要がある。さらに、ホームページを改善し、本学教職大学院の特色である教師としての専門的・実践的資質能力を育成するカリキュラムやアクティブラーニングを取り入れた教育方法をホームページに示し、修了生の活躍の様子を写真等も掲載していく。具体的には、外部の大学からの進学希望者に対して、「聖徳大学大学院教職研究科ではどのような学修と研究を行うことができるのか」、「今、現在、どのような取り組みが行われているのか」、

「教職研究科を修了するとどのようなところで活躍できるか」等について、随時、写真と短い説明文書で構成した記事を掲載することで訪問者に最新の情報を提供し、進学者が確保できるように取り組んでいくことである。また、より一層、児童学科の幼稚園教員養成コースと小学校教員養成コースの4年生を対象にした、教職研究科へ進学することのメリットを強調した働きかけをきめ細かに行い、内部進学者の確保に努めていく。

《必要な資料・データ等》

〔基礎データ1〕 現況票

(基準の達成状況についての自己評価：B)

- 1) 本学教職大学院の入学定員は、平成 24 (2012) 年度から入学定員を 15 名に削減したにもかかわらず、平成 26 (2014) 年から平成 29 (2017) 年までの入学定員充足率は 50%~60%台と低位で推移し、平成 27 (2015)、28 (2016) 年度の入学定員充足率は 67%、平成 30 (2018) 年度は 73%と改善が見られたが、定員を充足するための取組が不十分である。
- 2) 現職教員派遣に関わって積極的な広報活動を実施してきた。特に、教育委員会からの現職教員派遣については、千葉県教育委員会との連携協定締結により、平成 26 (2014) 年度入試より当県派遣枠に本学教職大学院が含まれることになり、平成 26 (2014)、27 (2015)、28 (2016) 年度にはそれぞれ 1 名の小学校教員の派遣があった。さらに、千葉県教育委員会への働きかけを活発に行った結果、平成 29 (2017) 年度、30 (2018) 年度には、それぞれ 5 名の小学校教員の派遣があった。今後は、引き続き、より多くの現職教員に本学教職大学院での教員研修の機会を提供することのできる環境を整え、千葉県内からの現職教員派遣について積極的に働きかけていく必要がある。

2 「長所として特記すべき事項」

基準領域 3 教育の課程と方法

1 基準ごとの分析

基準 3-1 レベル I

- 教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に照らして、理論的教育と実践的教育の融合に留意した体系的な教育課程が編成されていること。

[基準に係る状況]

1 本学教職大学院の目的と特色ある教育課程

教職研究科では、より高度な専門性と豊かな人間性・社会性を身に付け、生涯にわたって専門職業人として教師の職能を成長し続けることのできる人材の育成を目指す。そのために、確かな指導理論と高度で優れた実践的指導力・研究開発力・マネジメント力を身につけたスクールリーダー（中核的中堅教員）を養成していく。

そこで教育目標として、学部卒学生はこれまでの学部での学びで身につけた教師としての基礎的能力を、現職教員はこれまでの教職経験と研究的実践で身につけた教師としての能力の上に、総合的な人間力、高度な専門的知識・研究開発力、授業実践力、マネジメント力、職能成長力を育成するとともに、教育者としての優れた人格を陶冶することを掲げている。この目標を達成するために次のように教育課程を編成している〔資料 3-1-1〕。

教育課程は、「共通科目」と「選択科目」「総合実習」で構成している。

「共通科目」は学校教育と教員の在り方に関する領域、教育課程の編成・実施に関する領域、教科等の実践的な指導方法に関する領域、生徒指導・教育相談に関する領域、学級経営・学校経営に関する領域及び特別教職実践演習により構成している。授業科目は、幼児教育コースと児童教育コース共通で開設する「現代教育の課題研究」「特別支援教育特論」「教育経営基礎演習」などがある。これらは、幼児教育コースと児童教育コースの学生が一緒に学ぶことにより幼小の相違やつながりなどを理解し視野を広げるといふ本学教職大学院の特色あるカリキュラムともいえる。

また、「特別教職実践演習」は、教職大学院での学修と研究について専門職規準に基づく自己省察を行い、各自の今後の課題を明確にするとともに課題研究としてまとめていくことを目的にそれぞれコース別に開設している。これは理論と実践を往還し探究的な省察力を育成するとともに職能成長力を養うことになる。

「選択科目」は、「共通科目」の領域と関連させて教育課程の編成・実施に関する領域、教科指導等に関する領域、生徒指導・教育相談に関する領域、特別支援教育に関する領域、学級経営・学校経営に関する領域により構成している。今日的な教育課題を授業科目として開設し、高度で専門的な教師力を育成する。これらは、千葉県教育委員会や近隣市教育委員会、松戸市立小校長会などで示された教育課題でもあり、学部卒学生や現職教員の学修ニーズが高いものでもある。教育課程の編成・実施に関する領域では、教育評価の理論や方法、授業研究の理論と実践などはそれぞれの特性があることから幼児教育コースと児童教育コース別とし、学校カリキュラムデザインや教職研究法などは共通で開設している。教科指導等に関する領域については、教師の授業力が求められており学生のニーズも高いことから教科・領域の指導法研究と教材開発を授業科目として開設している。ここでは、園や学校の授業観察と分析を通して理論と実践を往還する探究的な省察を行い、授業改善策とともに実践力の向上を図っている。

中でも、新学習指導要領に対応して喫緊の課題である「英語・外国語活動」に関する授業科目を充実している。また、生徒指導・教育相談に関する領域では、幼児・児童の発達課題や問題行動等に対する理解と高度な指導力を身につけるために演習や事例研究の授業科目を開設している。さらに、現代の大きな教育課題である特別支援教育に関する領域を特設し、学校のリーダー的存在として力量発揮できる教員を育成するために「知的障害・発達課題・肢体不自由・病弱児の医療特論」をはじめ 5 授業科目を開設していることは特筆できる。

また、学級経営・学校経営に関する領域では、幼児教育コースと児童教育コースの2コースを設置する特長を生かして「幼保小連携教育実践演習」や「小幼・小中連携演習」の授業科目を開設するとともに課題解決のスクールリーダーとして力を発揮できる「組織管理マネジメント演習」や「危機管理演習」を開設している。

東京都や習志野市の園や学校を訪問して現状を分析する「地域学校事例研究」や総合実習は、実践と理論の融合を図り専門職としての実践的な問題解決能力や開発能力を育成する授業科目として開設している〔資料3-1-2〕。

このように、本学教職大学院が掲げる教育目標を実現し、園や学校のスクールリーダーとして活躍する人材を育成するための体系的な教育課程を編成している。

【共通科目】

領 域	幼児教育コース	児童教育コース
学校教育と教員の在り方に関する領域	現代教育の課題研究	
	教職・教員倫理演習	
教育課程の編成・実施に関する領域	教育課程基礎演習	
	幼稚園教育課程事例研究	カリキュラムマネジメント演習
教科等の実践的な指導方法に関する領域	教育方法の理論	学習指導の理論と方法
	教育方法事例研究	授業の高度化演習
	教育方法高度化演習	学習指導実践改革・改善の方策
生徒指導・教育相談に関する領域	生活指導基礎演習	生徒指導・教育相談演習
	特別支援教育特論	
学級経営・学校経営に関する領域	教育経営基礎演習	
	教育行政特論	
特別教職実践演習	特別教職実践演習	

【選択科目】

領 域	幼児教育コース	児童教育コース
教育課程の編成・実施に関する領域	幼児教育における教育評価の理論と方法	教育評価の理論と方法
	保育研究の理論と実践	授業研究の理論と実践
		授業設計の理論と実践
	学校カリキュラムデザイン	
	教職研究法 I	
	教職研究法 II	
	教職実践課題解決研究	
教科指導等に関する領域	表現系領域の保育研究	表現系教科の指導法研究
	表現系領域の教材開発	表現系教科の教材開発
	自然・生活系教科の指導法研究	
	自然・生活系教科の教材開発	
	人文・社会系教科の指導法研究	
	人文・社会系教科の教材開発	
	健康教育・体育系教科の指導法研究	
	健康教育・体育系教科の教材開発	
	ICT 活用実践の基礎	
	ICT 活用実践の応用	
	英語・外国語活動の指導法研究	
	英語・外国語活動の教材開発	
	英語コミュニケーション演習	
生徒指導・教育相談に関する領域	幼児理解・保育相談演習	生徒指導特論
	生活環境事例研究	生徒指導事例研究
	生活指導実践演習	生徒指導実践演習
	発達心理学演習	
	カウンセリング実践演習	
	特別支援教育実践演習	
特別支援教育に関する領域	知的障害・発達障害・肢体不自由・病弱児の医療特論	
	知的障害・発達障害・肢体不自由・病弱児の心理特論	
	知的障害・発達障害・肢体不自由・病弱児の教育特論	
	特別支援教育に関する支援連携演習	
	特別支援教育事例研究	

学級経営・学校経営に関する領域	園経営事例研究	学校経営・組織事例研究
	学級経営事例研究	学年・学級経営実践研究
	幼保小連携教育実践演習	小幼・小中連携演習
	家庭教育・子育て支援演習	地域学校事例研究
	組織管理マネジメント演習	
	危機管理演習	

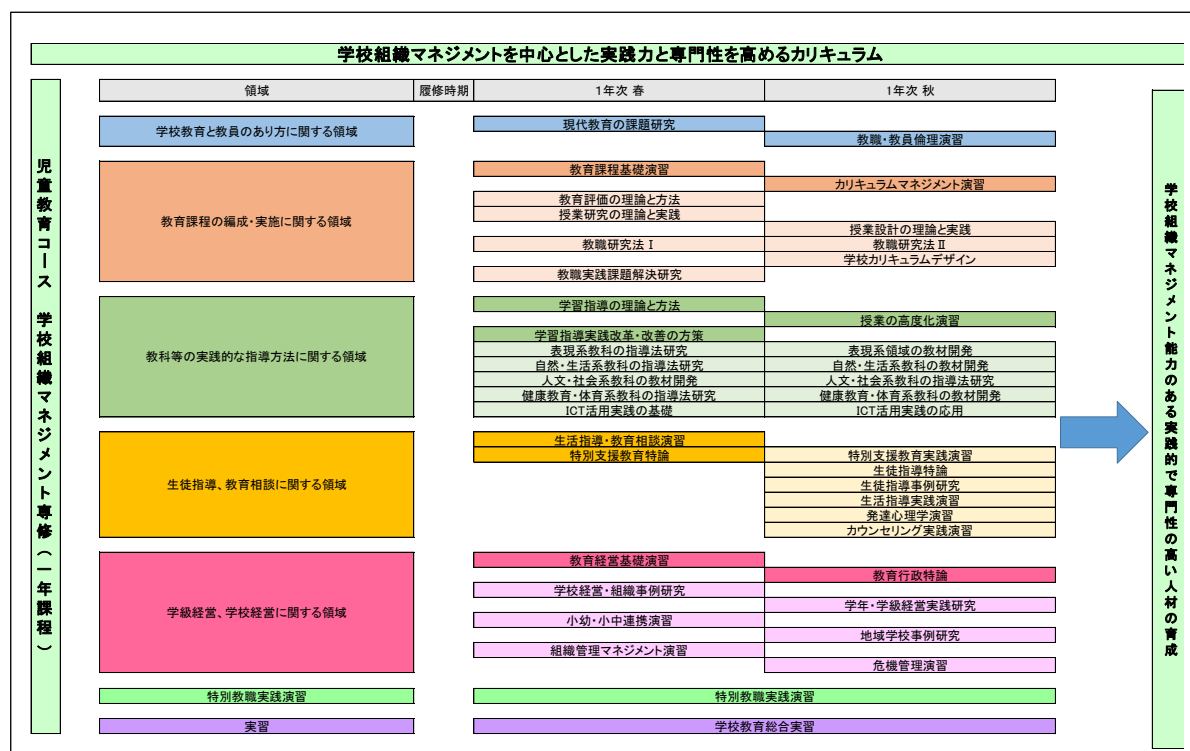
平成 30 年度授業開設科目（※太字の授業科目は平成 30 年度から新規に開設したものである。）

2 科目履修とカリキュラムマップ・授業時間割

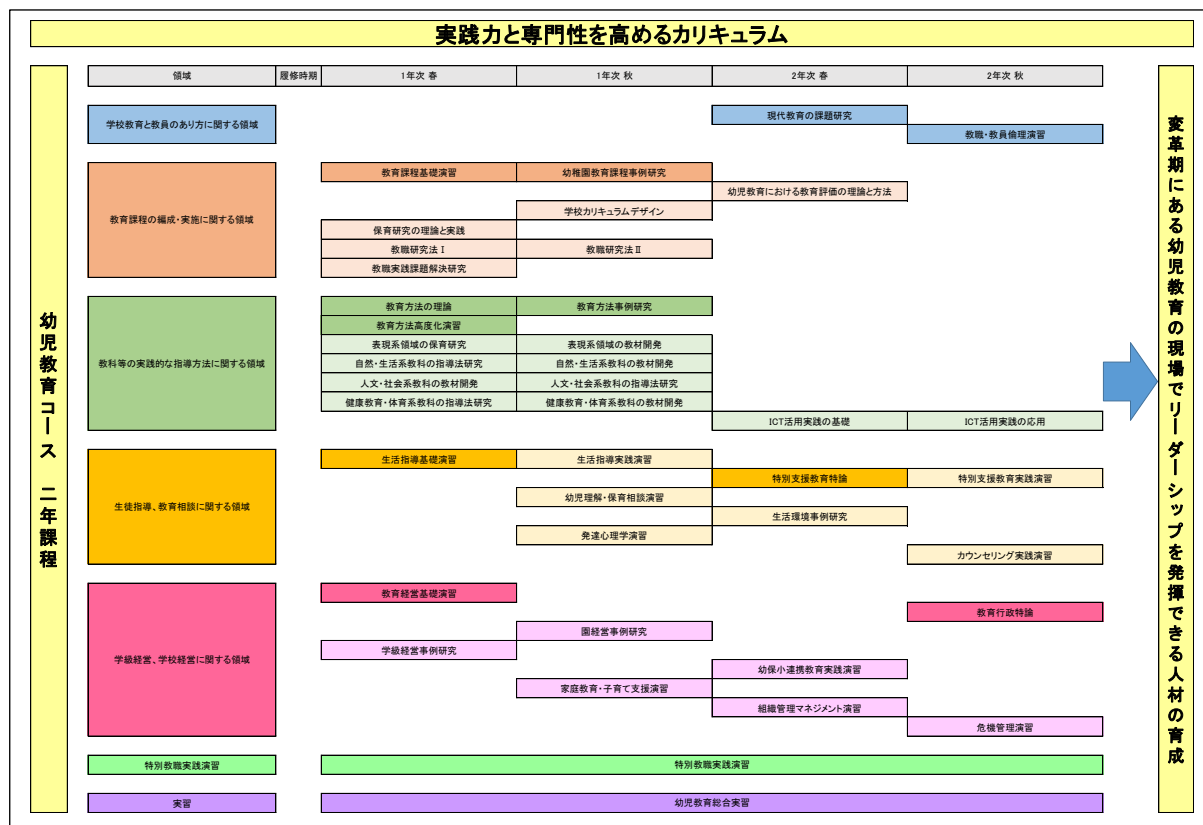
本学教職大学院では、カリキュラム・ポリシーに基づき幼児教育コースと児童教育コース別にカリキュラムマップを作成している。また、それぞれコース別に現職教員対象で1年課程の学校組織マネジメント専修・カリキュラムマネジメント専修・特別支援教育専修、学部卒学生対象の2年課程用にカリキュラムマップを作成している。このカリキュラムマップは、領域と共通科目・選択科目、授業科目を学期ごとに一覧で示している。「履修と実践研究の手引き」の中に掲載しており、学生が自分の目的に応じていつ何を履修できるかがわかり履修計画が立てられることになっている〔資料3-1-3〕。

また、本学は昼夜開講制になっていることから昼間の授業時間割と夜間の授業時間割の2本立てにしている。つまり、昼間と夜間の2回同じ授業科目を開講しており、学生各人の学習・研究ニーズに合わせたフレキシブルな履修プランを可能にしている。それは、昼間(1時限～5時限)と夜間(6、7時限)及び土曜日で同じ授業科目を2回開講していることから、各学生はどちらかを選択できるのである〔資料3-1-4〕。

以上のことから学生は各自のニーズに応じた授業科目を履修することが可能である。



(1年課程児童教育コースの学校組織マネジメントカリキュラムマップ)



(幼児教育コース2年課程カリキュラムマップ)

《必要な資料・データ等》

- [資料3-1-1] どのような人材を育成するか（平成30年度（2018年度）履修と実践研究の手引き（教職大学院）pp. 5-7）
- [資料3-1-2] 教育課程の編成の考え方とカリキュラムの構成（平成30年度（2018年度）履修と実践研究の手引き（教職大学院）pp. 8-12）
- [資料3-1-3] カリキュラムマップ（平成30年度（2018年度）履修と実践研究の手引き（教職大学院）pp. 13-16）
- [資料3-1-4] 時間割

(基準の達成状況についての自己評価：A)

- 1) 本学教職大学院は、幼児教育コースと児童教育コースにおいて、共通科目としての5領域を必修科目としている。それらの上に今日の教育課題に対応できるように選択科目を配置し、教育課程の編成・実施、教科指導、生徒指導・教育相談、特別支援教育、学級経営・学校経営の領域ごとに、各自の課題を学習・研究し、実践的な高い専門性を体系的に修得していくことができるように教育課程を編成している。また、授業科目を体系的に履修できるようにカリキュラムマップを作成するとともに、学生各自が学習ニーズや生活にに応じて選択できるように昼・夜間に同じ授業科目を開講している。
- 2) 学部卒学生、現職教員経験者2年課程、1年課程のカリキュラムマネジメント・組織マネジメント・特別支援教育専修ごとに、カリキュラムマップに基づく「学修・研究カルテ」の活用によって、科目間の関連と専門職規準の達成を自己省察することによって、理論と実践の統合を図り、「総合実習」において、その統

合された実践力を検証するように、理論的教育と実践的教育の融合に留意した教育課程の体系性を確保している。

以上のことから、本基準を達成している。

基準 3-2 レベル I

- 教育課程を展開するにふさわしい授業内容、授業方法・形態が整備されていること。

[基準に係る状況]

1 教育現場の課題をとらえた教育課程、授業内容

本教職大学院では、千葉県教育委員会、東京都教育委員会、松戸市、柏市、野田市の教育委員会等と連携を図り、文部行政の最新情報や教育現場の諸課題を把握している。また、「教育行政特論」では、文部科学省、東京都教育委員会、千葉県教育委員会等から講師を招聘し、学生が教育課題等について学習する場を設定している〔資料 3-2-1〕〔資料 3-2-2〕。さらに把握した教育課題を踏まえ、専修コースの設定、新規科目の開設、授業内容の改善に積極的に取り組んでいる。

多様な学校教育の課題を解決するためのマネジメントを深く学習するための「学校組織マネジメント専修」を開設、授業の改善を行うカリキュラムマネジメント能力を学習する「カリキュラムマネジメント専修」の開設を行った。また、特に教育現場の課題となっている特別支援教育の充実や外国語教育の充実などに対応するため、「特別支援教育に関する領域」を設け、専門的内容を深く学べるようにし、「教科指導等に関する領域」に英語の指導法に関する授業科目を追加するなどして、教育課題解決を実践する力の育成を目指している。具体的な授業では「教育課程基礎演習」、「幼稚園教育課程事例研究」、「教育経営基礎演習」、「園経営事例研究」、「学校経営組織事例研究」、「幼小・小中連携演習」、「組織管理マネジメント演習」、「危機管理演習」、「地域学校事例研究」等の授業科目で幼稚園・小学校の課題を理解し、改善策としての具体的な方策を学習することができるようにしている。例えば「地域学校事例研究」では、学生と教員が学校〈習志野市立秋津小学校〉に向き、授業参観の後、協議会に参加している。さらに大学院での授業に持ち帰り、学校の課題解決の手立てを話し合うなどしている〔資料 3-2-3〕。さらに、幼児教育コースに「教育評価の理論と方法」、「幼児教育における教育評価の理論と方法」、「保育研究の理論と方法」、「保育研究の理論と実践」を、児童教育コースに「授業研究の理論と実践」、「授業設計の理論と実践」を開設している。幼児教育コース、児童教育コースの両方に「学校カリキュラムデザイン」を開設するとともに、量的研究手法を扱う「教職研究法 I」、質的研究法を扱う「教職研究法 II」を盛り込み、教育現場の課題を分析、考察して、その改善を希求できる学習を実施している〔資料 3-2-4〕。

授業で扱われているテーマとしては、学校評価、学校経営、危機管理、カリキュラム開発、授業・保育方法の改善、家庭・地域との連携、道徳教育、特別支援教育、スタートカリキュラム開発等である。平成 29 (2017) 年度にスタートカリキュラムの作成に関する資料を作成し、千葉県内の学校等に配布した〔資料 3-2-5〕。

このような教育課程、授業内容は、カリキュラムマップとして「履修と実践研究の手引き」に掲載しており、教育課程を明示している〔資料 3-2-6〕。また、各科目の授業計画(シラバス)は、カリキュラムフレームワークを参考にして作成されており、授業の目的、達成目標、学習成果、授業回数別授業内容、事前学習や単位認定について教職経験別に記載され、履修ガイダンス等で説明が行われるので、学生の理解を深め、学習の見通しを明確にし、授業選択、学習の事前、事後の学びに生かされている〔資料 3-2-7〕。

2 主体的・対話的な学びを重視した授業

授業の充実に当たっては、能動的な学習への参加が望ましい。そのため、課題発見、調査学習、先行研究、ディスカッション、グループワークなどを授業の内容に即して駆使し、主体的・対話的で深い学びが得られるようにしている。必要・用途に応じてワークショップ、ロールプレイング、プレゼンテーション等の方法を活用することにより、学校教育現場等で発揮できる実践力を向上させるようにしている〔資料3-2-8〕。また、情報や意見の交換等により相互の学習の深化を図り、これまでの経験から得た教職に関する知見や実践力を精査して、さらに深く、幅広い知識や実践力、マネジメント力を獲得できるようにしている。15回の授業は、内容に応じて研究者教員と実務家教員がオムニバスで担当し、TeamTeachingによる指導を行って、実践的な深い学びにつながるようにしている。

本学教職大学院は、幼児教育コースと児童教育コースが開設されており、両コースの学生がともに学ぶ授業科目を用意している。小学校教育、幼児教育の共通した内容、それぞれの独自の問題などを取り上げ、幼児、児童の発達の連続や異校種の教育についての深い理解が得られるようにしている。「幼保小連携教育実践演習」では、学校や園に出向き、教育現場の実践を観察し、大学に持ち帰って協議し、「教育経営基礎演習」では、授業の数回は合同で、残りの数回はコース別に分かれて行うなど、授業の目標によって授業内容、方法を工夫し、主体的・対話的な深い学びとして効果を上げている〔資料3-2-9〕。

授業は昼夜開講になっており、勤務の都合で長期履修学生もいるため、受講者が少ない授業もあるが、少人数で行われるため、発言しやすい環境が整っている。各人の考えを円型ホワイトボードに記載し、意見交換をしたり、付箋紙等を用いたワークショップ、ブレーンストーミングの内容をまとめたり、課題についてプレゼンテーションを行い、協議するなどして、少人数の授業ならではの効果を上げている。

3 実務経験の交流と深い学び

授業は学部卒学生と現職教員学生と一緒に受講することが多い。その授業では、現職教員学生の提案は長年の経験が語られ、多くの経験知が含まれているため、学部卒学生に多くの情報を提供することになる。また、現職教員学生は、各授業でのレポート発表や課題研究発表から、他の学校での取り組みや経験知の交流をすることができる。学部卒学生は、さまざまな形で教育の場にかかわっている。それに関して日々の現場の問題が授業で話題となる。そのような場では、現職教員学生が相談にのり、活発に協議されている。現職教員は教育現場では管理職や中堅教員であり、職場では新任教員のサポートを行うことになるが、大学院での学部卒学生への支援はメンタリングの経験となり、教育現場での新任教員のサポートに生かせるものである。現職教員学生が学部卒学生の発言からヒントを得て、マネジメントの在り方等に生かすなど、互いの経験の違いが生かされ、協働して深い学びを得ていく姿が見られる。現職教員学生、学部卒学生がそれぞれ多様な経験、立場で双方向、多方向の意見交換が活発に行われている。

一方、学部卒学生が現職教員学生に遠慮して発言が少なくなることも予測できるので、発言の順番に配慮したり、グループに分かれて協議する場を設定している。

《必要な資料・データ等》

〔資料3-2-1〕教育行政特論のシラバス

〔資料3-2-2〕招聘講師の一覧

〔資料3-2-3〕地域学校事例研究に関する資料

〔資料3-2-4〕キャリアに応じた教育プログラム(平成30年度入学案内 SEITOKU 教職大学院案内 2018 pp. 7-12)

〔資料 3-2-5〕 スタートカリキュラムの編成・実施（試案）H30 年 3 月

〔資料 3-2-6〕 カリキュラムマップ（平成 30 年度（2018 年度）履修と実践研究の手引き（教職大学院）
pp. 13-16)

〔資料 3-2-7〕 シラバス

〔資料 3-2-8〕 院生のポートフォリオ

〔資料 3-2-9〕 教育経営基礎演習のシラバス

（基準の達成状況についての自己評価：A）

- 1) 教育現場における課題を把握し、解決するための学校経営、カリキュラムマネジメント能力の向上を目指した教育課程、授業内容、方法の改善を行い、学校や園に出向いての学習など授業の工夫が効果を上げている。また、幼児教育コースと児童教育コースの学生が共に学ぶ授業科目が設定されているため、異校種の教育についての理解が進み、各学校・園での教育活動の見直しに役立っている。
- 2) 主体的・対話的で深い学びを得るためには、能動的な学習への参加が望ましい。そのため、課題発見、調査学習、先行研究、ディスカッション、グループワークなどを授業の内容に即して駆使している。必要・用途に応じてワークショップ、ロールプレイング、プレゼンテーション等の方法を活用することにより、主体的・対話的で深い学びを実現し、学校教育現場等で発揮できる実践力を向上させている。

以上のことから本基準を達成している。

基準 3-3 レベル 1

○ 教職大学院にふさわしい実習が設定され、適切な指導がなされていること。

〔基準に係る状況〕

本学教職大学院では「教育実習」を「総合教育実践研究」と位置づけ、教員歴の違いに応じ、多様な課題について実践を通して、学習・試行・検証できる総合的な機会としている。

本学教職大学院の実習「幼児教育・学校教育総合実習」（以下総合実習）（必修）は、1 科目 10 単位を修得する。ただし、現職教員については、入学者選抜の際に実習免除を受ける場合に提出する書類審査と面接による審査によって総合実習の目的が達成していると判断できる場合は、学則第 14 条第 2 項の規定により、現職教員で実習単位を 6 単位免除された者（10 年経験者研修未修了者で教職経験 5 年以上の者）は 4 単位（A-1）、現職教員で実習単位を 8 単位免除された者（10 年経験者研修未修了者で教職経験 8 年以上の者、1 年課程マネジメント専修）は 2 単位（A-2）を修得する。総合実習は、4 単位（A-1）、2 単位（A-2）、10 単位（B）（教職経験未修了者）の教職歴の違いに応じた実習を設定している（以下の表では、括弧内の表記で示す）。

1 学校の教育活動全体について総合的に体験して省察する機会

幼稚園・小学校における総合実習は、幼稚園・小学校の教育活動全体について総合的に体験し省察する 1 年次の実習を基盤に、実習の中で見えてくる学生自身の自己研究課題や実習園・校の課題について深めていく 2 年次の実習というように、段階的・体系的な構成になっている。

幼児教育コースと児童教育コースにおける「総合実習」の目的と到達目標は以下の通りである（表 3-3-1、2）。

「総合実習」開始までに、「履修と実践研究の手引き」、「総合教育実践研究（総合実習）の手引き」に基づいて説明を行っている〔資料 3-3-1〕〔資料 3-3-2〕〔資料 3-3-3〕。「総合実習」直前の事前指導は、「実習課題について」「児童、幼児理解の方法と配慮事項」「学修の記録の作成、資料の収集と情報保護」「指導

計画書の作成」について個別に実施している。

学生は実習に際して自己研究課題を明確にすることが求められている。本学教職大学院では、「幼稚園・小学校における実習」を、「教員免許状を取得している学生が「理論と実践との融合」を求めて、連携協力園・校の一員として教育経営に積極的に参画しながら、自己課題を追求していく「総合実習」と位置づけている。そのため、実習担当教員は、自己課題について主体的に取り組めるよう、課題研究の指導教員とできるだけ同一になるよう配慮している。実習担当教員は、各実習に際して自己課題を明確にするために事前指導や、連携協力園・校を事前に訪問した事前指導を行っている。実習中においても学習の記録の確認を通して、きめ細かな指導を重ね、学生の深い省察を可能にする効果的な実習が行われるよう努めている〔資料3-3-4〕。

また、総合実習の目的と到達目標を定め、学生の研究課題を明確にするよう指導している〔資料3-3-5〕〔資料3-3-6〕。そのために、連携協力園・校と事前打ち合わせを早めに行い、事前に幼稚園・小学校の様子を把握し、自己課題の設定を充実させるように指導している。

実習中は、学生の学習の記録を基にした実習担当教員、連携協力園・校指導教員と学生の3者による定期的省察を行っている。なお、教員によっては、実習園・校の求めに応じて、講師として園・校内研修に入るなど、相互の信頼関係も形成されている。

学生は、各実習中、それぞれの自己課題に応じた授業（保育）実践等を行い、その成果を「学修の記録」に記録している。実習後は、各自が立てた目標に即した自己評価を行うとともに、実習中の体験を総合実習体験報告書やワークシート等にまとめ、総合実習報告会での発表などを通して、成果と課題を明確にしている〔資料3-3-7〕〔資料3-3-8〕。

また、事後指導の一環として、平成24（2012）年度から、各年度の2月に、その年度に総合実習を行った学生が実習報告書を作成し、実習報告会を開催している。総合実習報告会は、教職研究科教員と全修了生が同席し、質疑応答、講評等を経て、成果の確認を行っている〔資料3-3-9〕。

表 3-3-1 幼児教育コース「総合実習」目的と到達目標

	目的	到達目標
教職未経験者 B	学部段階における教育実習を通じて得た教育活動に関する基礎的な理解の上に、学級経営、幼児理解と指導内容、方法等の幼児教育施設における教育活動全体について総合的に体験し、実践的指導力を身につけるとともに、各園における課題に取り組み、充実した教育活動を展開する資質、能力を培う。	<ul style="list-style-type: none"> ・連携協力園の教育課程を理解し、長期の指導計画、短期の指導計画の作成を実際に行い、指導する。 ・一人ひとりの幼児と生活する中で、幼児理解を深め、指導方法の開発を行うとともに、教材研究を行い、実際指導を積み重ね、実践力を高める。 ・一人ひとりに応じて指導できるよう、実践を通して習得する。 ・特別支援教育の実施について、個別指導計画等の理解を深め、一人ひとりへの適切な指導の在り方について理解し、習得する。 ・学級担任として、安定的に学級経営するための具体的方法や保護者との連携等について理解を深め、学級経営能力を身につける。
現職教員で実習単位を6単位免除された者A-1	聖徳大学附属幼稚園、連携協力園の運営に直接関わったり、連携協力小学校で教育活動を観察したりしながら、園運営、学級経営、教育課程管理、幼児理解と指導内容、方法等の教育活動全体について総合的に体験し、それぞれの教育課題を明らかにする。さらに、所属園の抱える課題とも関連させながら、園の教育活動の中核を担う教員として、それらの課題に管理職と協力しながら主体的、実践的に取り組み、園経営の内容や具体的な方策を学ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園の教育課程の編成・実施、保健・衛生の計画、管理、環境構成、施設管理の在り方、家庭との連携、教職員の研修、組織マネジメント、学校評価の在り方について理解する。 ・小学校の教育課程、教科指導の実際、児童理解と生徒指導、幼少の連携の在り方等について理解を深める。
現職教員で実習単位を8単位免除された者A-2	連携協力園の学校経営に直接関わりながら、学校経営の実際や園長・副園長のリーダーシップを観察・体験しながら、幼稚園の経営者としての資質と力量を養う。	教育課程の編成管理、人事管理、組織マネジメント、学校評価システム、経営ビジョンの作成、教育行政と学校経営、保護者及び関係諸機関との望ましい連携協力の在り方を学ぶ。

(〔資料3-3-2〕平成30年度 総合教育実践研究(総合実習)の手引き(幼児教育コース) pp. 1-5より作成)

表 3-3-2 児童教育コース「総合実習」目的と到達目標

	目的	到達目標
教職未経験者 B	学部段階における教育実習を通じて得た学校教育活動に関する基礎的な理解の上に、学校運営、学級経営、教科経営、生徒指導等学校の教育活動全体について総合的に体験し、実践的指導力を身につけるとともに、自ら学校における課題に主体的に取り組み、実践的に取り組むことができる資質、能力を培う。	<ul style="list-style-type: none"> ・実習校の教育課程を理解し、それを適正に実施することができる程度に理解と習得を図る。 ・指導技術や児童理解等について、自己の授業実践で活用できる程度に理解と習得を図る。 ・児童の学習状況を把握しつつ、明確なねらいをもった授業を適切に実施できる程度に理解と習得を図る。 ・指導と一体化した評価の在り方についての理解を深め、授業実践とあわせて、適切な評価の実施とその活用ができる程度に理解と習得を図る。 ・担任として、安定的に学級経営をしたり、保護者との信頼関係を築いたりできる程度に学級経営能力を身に付ける。 ・学校組織の一員として、学校の協力体制等を理解し、学校組織の一員として、適切に校務を分担し、遂行できる程度に理解と習得を図る。 ・問題行動への対応について、校内の協力的な体制のもと、主体的かつ適切に実施できる程度に理解と習得を図る。 ・児童会活動や学校行事等について、担当者として企画・調整・実施に当たれる程度に、理解と習得を図る。 ・特別な支援を必要とする児童への支援について、校内の協力的な体制のもと、主体的かつ適切に行うことができる程度に理解と習得を図る。
現職教員で実習単位を6単位免除された者A-1	聖徳大学附属小学校、もしくは連携協力小学校等の学校に直接関わりながら、学校運営、学級経営、教科経営、生徒指導等学校の教育活動全体について総合的に体験し、それぞれの課題を明らかにするとともに、所属校の抱える課題とも関連させながら、学校の中核を担う教員としての自覚のもと、それらの課題に管理職と協働しながら主体的、実践的に取り組むことのできる資質能力を培う。	<ul style="list-style-type: none"> ・教務主任、生徒指導主任、教頭の職務とその実際、保護者との連携協力の在り方、校内の組織作り、学校活性化の方策、危機管理の在り方について理解を深める。 ・生徒指導上の課題及び教育相談、道徳及び特別活動との関連について理解を深める。 ・教育課程の管理、人事管理、組織マネジメント、教育行政と学校経営について理解を深める。
現職教員で実習単位を8単位免除された者A-2	連携協力校等において、学校経営に直接参画しながら、学校経営の実際や校長・副校長のリーダーシップを観察・体験しながら、学校の経営者としての資質と力量を養う。	教育課程の編成管理、人事管理、組織マネジメント、学校評価システム、経営ビジョンの作成、教育行政と学校経営、保護者及び関係諸機関との望ましい連携協力の在り方を学ぶ。

(〔資料 3-3-3〕平成 29 年度 総合教育実践研究 (総合実習) の手引き (児童教育コース) pp. 1-3 より作成)

2 実習を行うための連携協力園・校

「総合実習」は、教育課程の編成・実施、学級経営の実際、指導上の問題等について総合的に深く理解し、力量を鍛えるため、原則集中型として、手引きに示した計画の時期に実習する。現職教員については勤務園・校を離れて実習することになるため、実習が可能な時期に実施する。

連携協力園・校は必要に応じて毎年新たに依頼しており、十分な数を確保している。「総合実習」先の決定については、学生の課題研究のテーマ、それまでの実習経験、勤務校の事情、居住地等を勘案し、連携協力園・校との協議の上、実習担当者打合せ会で内定し、教職研究科委員会で決定する〔資料3-3-10〕〔資料3-3-11〕〔資料3-3-12〕。

幼児教育コースの学生で、複数の幼稚園（認定こども園を含む）の実習希望が強い。これは、現代の幼児教育施設が多様な形態で教育を行っており、改革の途上にあつて、新しい形の経営を経験したいという希望による。このような状況を踏まえ、幼児教育コースの学生に、多様な形態の幼稚園実習を可能にしている。なお、児童教育コースの学生は、1年次に附属小学校、2年次に連携協力校で実施する。

3 連携協力園・校と大学との連携、工夫

「総合実習」の成果を確実なものとするため、学生それぞれの実習園・校別に本学教職大学院の担当教員を定め、実習開始前に学生とともに総合教育実践研究の手引きを持参して訪問し、総合実習の意義・目的（下記の総合教育実習の手引き参照）や実習計画細案、評価票、研究課題等について説明することになっている。そのような中で、受け入れる実習園・校の不安や疑問の解消に努めている。そして、実習期間中の研究授業などにも必ず担当教員が訪問して授業・保育を参観し、実習先の教員を交えた協議会を持つようにしている〔資料3-3-5〕〔資料3-3-6〕。

○幼児教育コース 平成29年度 総合教育実践研究(総合実習)の手引き

1.2 幼児教育コース総合実習要項

(1) 幼児教育総合実習

教職未経験者及び免除申請をしなかった者

1. 実習目標 学部段階における教育実習を通じて得た教育活動に関する基礎的な理解の上に、学級経営、幼児理解と指導内容、方法等の幼稚園における教育活動全体について総合的に体験し、実践的指導力を身につけるとともに、幼稚園における課題に取り組み、充実した教育活動を展開する資質、能力を培う。

○児童教育コース 平成29年度 総合教育実践研究(総合実習)の手引き

1. 総合実習の意義・目的

(2) 総合実習到達目標

教職未経験者

- 目的 学部段階における教育実習を通じて得た教育活動に関する基礎的な理解の上に、学校運営、学校経営、教科経営、生徒指導等学校の教育活動全体について総合的に体験し、実践的指導力を身につけるとともに、自ら学校における課題に取り組み、充実した教育活動を展開する資質、能力を培う。

4 現職教員学生が総合実習を行う際の配慮

現職教員学生は、現任校の教育課題を解決するという願いをもって入学し、それを自らの課題研究のテーマとして実践的に研究に取り組む。換言すれば、共通科目と選択科目の学修を通して修得した教育実践に関する理論と実践に関する見識を活かし、学校組織マネジメント及びカリキュラムマネジメントの考え方を取り入れて自校の教育課題の改善に取り組むことで、スクールリーダーとしての資質能力の向上を目指している。このような現職教員学生の目的意識と学修意欲を支援していくのが教職研究科の役割でもある。実習先が自校であれ他校であれ、事前に、実習目標や実習内容(到達目標)、実習評価票だけでなく課題研究のテーマなども明確にしながらかつ実習計画を作成し、実習園・校と本学教職大学院が共通理解のもとに日常業務に埋没することなく実施できるよう取り組んでいる。実習後の報告では、課題がよりいっそう明確になり、総合的視野が開けたという成果を上げている。また、幼児教育コースの場合、幼稚園だけでなく保育所や認定こども園などが設置されていることから、異なった施設で実施したいという現職教員の積極的な姿勢もあり、これらの期待に応えて連携協力圏を増やしている〔資料3-3-13〕〔資料3-3-14〕〔資料3-3-15〕。

5 実習免除のシステムと措置決定

現職教員が実習免除を受ける場合には、入学者選抜の際に下記の必要書類を添えて申請し、書類審査を行う。申請に必要な書類は次の通りである〔資料3-3-16〕。

- ・所属長あるいは園長が記載する出願者の業績評価書
※出願者が所属長または園長の場合は、自己評価も可とする。
- ・所属長あるいは園長の推薦書
- ・前年度の年、月、週の指導計画及びその実績が記載されたもの(前年度1年間の週案簿つづり)
- ・校務分掌実績書
- ・出願者本人が行った研究授業の学習指導計画及び本時案(研究保育の記録)
- ・10年経験者研修修了証または10年経験者研修修了者相当であることを証明する書類
- ・10年未満教職にある者の場合は勤務証明書
- ・出願者本人または共同での研究物、もしくは実践記録
さらに10単位免除の場合は、上記の書類に加えて「教師として成長し続けるために」と題するレポート(1,200字程度)も提出することになっている。

(〔資料3-3-16〕平成30年度(2018年度)入試要項 教職大学院入試(教職研究科教職実践専攻))

「総合実習」の単位免除の審査については、実習単位の免除審査に関する提出書類に基づいて、教職研究科長、コース主任及び審査員の3名が出願者と面接し、「実習単位の免除審査判定資料」を作成して総合教育実習委員会で審議し、教職研究科研究科委員会で判定している〔資料3-3-17〕。

その際、千葉県教育委員会が実施している中堅教諭等資質向上研修(10年経験者研修を含む)のプログラムの内容を確認し、この研修の修了者は、本学教職大学院で課している総合実習の目的を達成していると判断している〔資料3-3-18〕。

本学教職大学院の実習である「総合実習」は、幼児教育コースと児童教育コースで、学部卒学生は10単位(B)、現職教員で実習の免除申請を行って承認された未修了者は4単位(A-1)、修了者並びに1年課程専修の学生は2単位(A-2)の3グループに分けた実習を設定している(以下の表では、括弧内の表記で示す)。実習の全体計画は次の通りであり、多様な背景を持つ学生に対する区別と配慮を講じている。

幼児教育コース

〔現職教員〕

A (A-1)	1年次	2単位	6月	附属小学校・連携協力校実習	10日間
	2年次	2単位	11月	附属幼稚園・連携協力園実習	10日間
A (A-2)	2年次	2単位	10月	附属幼稚園・連携協力園実習	10日間

〔学部卒学生〕

B	1年次	6単位	6月	附属幼稚園・連携協力園実習	10日間
			11月	附属幼稚園・連携協力園実習	20日間
	2年次	4単位	10月	附属幼稚園・連携協力園実習	20日間

〔資料3-3-13〕平成30年度 総合教育実践研究（総合実習）の手引き（幼児教育コース）pp. 8-14、

〔資料3-3-19〕平成30年度入学案内 SEITOKU 教職大学院案内 2018 p.10より作成

児童教育コース

〔現職教員〕

A (A-1)	1年次	2単位	6月	附属小学校実習	10日間
	2年次	2単位	11月	連携協力校実習	10日間
A (A-2)	2年次	2単位	10月	連携協力校実習	10日間

〔学部卒学生〕

B	1年次	6単位	6月	附属小学校実習	10日間
			11月	附属小学校実習	20日間
	2年次	4単位	10月	連携協力校実習	20日間

〔資料3-3-14〕平成29年度 総合教育実践研究（総合実習）の手引き（児童教育コース）pp. 9-15、

〔資料3-3-20〕平成30年度入学案内 SEITOKU 教職大学院案内 2017 p.12より作成

《必要な資料・データ等》

〔資料3-3-1〕総合実習（平成30年度（2018年度）履修と実践研究の手引き（教職大学院）pp. 23-25）

〔資料3-3-2〕平成30年度 総合教育実践研究（総合実習）の手引き（幼児教育コース）

〔資料3-3-3〕平成29年度 総合教育実践研究（総合実習）の手引き（児童教育コース）

〔資料3-3-4〕学修の記録

〔資料3-3-5〕総合実習の目的と到達目標（平成30年度 総合教育実践研究（総合実習）の手引き（幼児教育コース）pp. 4-14）

〔資料3-3-6〕総合実習の目的と到達目標（平成29年度 総合教育実践研究（総合実習）の手引き（児童教育コース）pp. 1-3）

〔資料3-3-7〕総合実習体験報告書

〔資料3-3-8〕ワークシート

〔資料3-3-9〕総合実習報告会の開催通知

〔資料3-3-10〕連携協力校・園の一覧

〔資料3-3-11〕実習担当者打合せ会記録

〔資料3-3-12〕研究科委員会議事録

- [資料 3-3-13] 現職教員学生が総合実習を行う際の配慮（平成 30 年度 総合教育実践研究（総合実習）の手引き（幼児教育コース） pp. 8-14）
- [資料 3-3-14] 現職教員学生が総合実習を行う際の配慮（平成 29 年度 総合教育実践研究（総合実習）の手引き（児童教育コース） pp. 9-15）
- [資料 3-3-15] 総合実習体験報告書
- [資料 3-3-16] 実習単位の免除（平成 30 年度（2018 年度）入学試験要項 教職大学院入試＜春学期入学・秋学期入学＞（教職研究科 教職実践専攻） p.10、13）
- [資料 3-3-17] 実習単位の免除審査判定資料
- [資料 3-3-18] 中堅教諭等資質向上研修の資料
- [資料 3-3-19] 幼児教育総合実習の年間スケジュール（平成 30 年度入学案内 SEITOKU 教職大学院案内 2018 p.10）
- [資料 3-3-20] 学校教育総合実習の年間スケジュール（平成 30 年度入学案内 SEITOKU 教職大学院案内 2018 p.12）

（基準の達成状況についての自己評価：A）

- 1) 本学教職大学院は、人材養成の目的及び修得すべき知識・能力に対応し、幼児教育コース及び児童教育コースにおける学部卒学生と現職教員の教職経験に応じた実習を設定するとともに、実習目的、到達目標、及び学生が主体的にこれを達成するための具体的な実習課題を明示している。

実習指導については、教職経験に応じた事前指導、実習中の指導教員による指導、そして実習後には振り返りの事後指導を行っている。また、連携協力校・園長が同席する実習反省会や、修了年度の 2 月には全学生を対象に実習報告会を実施している。

現職教員が実習園・校において日常業務に埋没しないよう研究課題を持って臨むように配慮をしている。

実習実施に関する組織も適切に機能している。

実習免除の条件や審査内容を定めて組織で適切に実施している。

- 2) 「総合実習」は、実習園・校との緊密な連携のもとで行っている。児童教育コースでは、教育課程の編成・実施、学校・学年経営の実際、指導上の問題等について総合的に深く理解し、実践力を育成するため、原則集中型として実施している。幼児教育コースの現職教員については、勤務園を離れて実習することになるため、実習が可能な時期を把握して時期をずらして実施するとともに、学生の要望に応じて複数の連携協力園での実習を可能にしている。

以上のことから、本基準を達成している。

基準 3-4 レベル I

- 学習を進める上で適切な指導が行われていること。

[基準に係る状況]

1 履修、学習しやすい制度の整備

本教職大学院の修了要件は、共通科目 24 単位と選択科目領域を問わず 12 単位を履修し、加えて「総合実習」10 単位で合計 46 単位である。履修科目の年間登録の上限は、総合実習を除き、28 単位である。（組織管理マネジメント専修、カリキュラムマネジメント専修を除く）また、教職経験によって実習免除申請を行えるようになっている。

さらに、教育職員免許法に基づく「専修免許状」の取得を希望する者は、さらに所定の授業科目・単位を修

得なければならない〔資料3-4-1〕。

幼児教育コースの現職教員学生が勤務と学習を両立させたいとの希望も多く、学生のキャリアプランに応じて学習しやすいよう、時間割は昼夜開講で編成し、学習環境を整えている。3年または4年の長期履修学生制度を設定し、弾力的な運用を実施しているため、学生は勤務にあわせて履修することができる。現職教員学生の内、教育委員会から派遣されている学生は昼間の授業を受講しているが、幼児教育コースの現職教員学生は、ほとんど勤務後夜間の授業に参加している。また、これらの学生は、長期履修学生制度を活用していることが多く、公的派遣制度がない幼児教育コースの学生の履修を可能にしている。

学生によって異なるが、夜間の授業の履修は2日程度である。夜間の授業は、21時10分に終了するが、授業展開に配慮して、時間が延長しないよう配慮している。また、昼夜の両方に学生が履修しているため、課題研究発表会、履修ガイダンスなどは夜間に実施し、学生が参加しやすい工夫を行っている。

《長期履修学生制度の利用者》

コース	修業年限	26年度入学	27年度入学	28年度入学	29年度入学	30年度入学
幼児教育	3年	2	4	2	1	1
	4年	1	0	0	0	0
児童教育	3年	2	0	1	0	1
	4年	0	0	0	0	0

時間割りは春学期、秋学期で発表されるが、その一部を紹介する〔資料3-4-2〕。

昼間履修 1年次 春学期

	月	火	水	木	金	土
2 (10:45~12:15)						教育方法 高度化演習 必修科目
3 (13:00~14:30)				保育研究の 理論と実践 選択科目		教育課程 基礎演習 必修科目
4 (14:45~16:15)		学級経営 事例研究 選択科目	表現系領域 の保育研究 選択科目	自然・生活系教科 の指導法研究 選択科目		教育経営 基礎演習 必修科目
5 (16:25~17:55)			教育方法の 理論 必修科目		生活指導 基礎演習 必修科目	

夜間・土曜履修 1年次 春学期

	月	火	水	木	金	土
5 (16:25~17:55)						教育課程 基礎演習 必修科目
6 (18:00~19:30)		教育方法の 理論 必修科目		保育研究の 理論と実践 選択科目	教職実践課題 解決研究 選択科目	教育経営 基礎演習 必修科目
7 (19:40~21:10)		学級経営 事例研究 選択科目		教育方法 高度化演習 必修科目	生活指導 基礎演習 必修科目	

2 履修、学習プロセスへの支援

ここまで紹介したように、学生は各自の事情により、履修の年限、授業科目の選択等を行い、学習を進めていくことになるため、履修、学習プロセスへの支援が重要になる。本学では履修ガイダンスを年度当初と秋学期開始前のオリエンテーションの中で実施している。年度当初は、新入生は入学式の後に、在校生については、別日程で実施している。特に新入生には、本学教職大学院の目的、教員の紹介、カリキュラムの説明、授業内容、時間割、実習について、履修の方法、課題研究の進め方、履修カルテの活用、図書館の利用、奨学金、事務手続き等について詳細に説明している。

秋学期の開始前には、オリエンテーションを行い、時間割、授業内容、学期内の行事等の説明を行い、周知を図っている。さらに、アドバイザー（教員）をコースごとに置き、アドバイザーの手順書に基づき、個別的に学生支援を行っている〔資料3-4-3〕〔資料3-4-4〕。また、個々の学生には、各教員がオフィスアワーを設定し、日程の調整をして個別に対応するなど、年間を通じて学習、生活、進路、健康上の相談にのり、支援を行っている〔資料3-4-5〕。

学生が主体的に学習を進めていくことが重要であり、「学修・研究カルテ」の活用をうながしている〔資料3-4-6〕。「学修・研究カルテ」を用いて学生が自己省察を行い、各自が学修・研究を振り返り、「特別教職実践演習」で自己の課題を発表して、課題解決のための協議を行っている。「学修・研究カルテ」の内容の資質能力の評価項目は本研究科のカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに基づく資質・能力、コース別・教職歴別の専門職規準、自己設定評価項目である〔資料3-4-7〕。当初2年課程用のものを長期履修学生にも使っていたが、その後専修の設定やカリキュラムの改変に対応するため、平成29（2017）年度にカルテの内容、活用の方法を教員のFDとして取り上げ、長期履修学生や1年課程の学生の活用も踏まえた改訂を行った。また、平成28（2016）年度の「特別教職実践演習B」は選択であったが、実質的には全員が履修しており、重要な取り組みであるとの認識から、「特別教職実践演習」として必修科目にした〔資料3-4-8〕。1年課程、2年課程ともに、在学中に4期に分けて集中講義形式で、「学修・研究カルテ」による振り返りを行い、それに基づいて自らの成長とさらに取り組む課題を相互に発表し合い、それぞれが抱えている課題を協働して解決するとともに、課題研究の指導教員が面談を行い、学習や、課題研究の推進の支援を行っている。

課題研究の推進については、学生の希望と研究のテーマに基づき、主指導教員、副指導教員の指導・助言により行う。主指導教員、副指導教員は、事前に教員の研究分野の一覧を学生に配布し、学生の希望と研究のテーマにより研究科委員会の承認によって決定する〔資料3-4-9〕。主指導教員は、課題研究の内容、研究方法や先行研究等の助言を行い、研究の推進、まとめの指導の他に、実習先への訪問指導等も行っている。この指導は基本的に修了まで継続して行い、成果をまとめ、発表を行い、成果を上げている〔資料3-4-10〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料3-4-1〕 教育課程（平成30年度（2018年度）履修と実践研究の手引き（教職大学院）pp.52-55）

〔資料3-4-2〕 時間割

〔資料3-4-3〕 平成30年度 大学院アドバイザー一覧（平成30年度 教員一覧 2018 p.26）

〔資料3-4-4〕 アドバイザーの手順書

〔資料3-4-5〕 出校日予定表

〔資料3-4-6〕 聖徳大学大学院 教職研究科 学修・研究カルテ

〔資料3-4-7〕 聖徳大学大学院教職研究科専門職規準（平成30年度（2018年度）履修と実践研究の手引き（教職大学院）pp.26-29）

〔資料3-4-8〕 「特別教職実践演習」のシラバス

[資料3-4-9] 平成30年度教職研究科指導教員一覧（主指導教員申込用資料）

[資料3-4-10] 平成28年度 課題研究報告

（基準の達成状況についての自己評価：A）

- 1) 昼夜開講、長期履修学生制度など、学生のキャリアプランに基づいた就学、履修、学習を支援する多様な方策、指導体制が充実しており、学習を進める上で適切な指導が行われている。
- 2) 個人の学習状況に応じた支援が適切に行われている。アドバイザーの他に、課題研究主指導教員、副指導教員が学習、研究の支援を行っている。特に、「学修・研究カルテ」の活用は、自己の学習の振り返りや教員の助言、学生同士の協議を促し、学生の主体的な学習につながるものであり、学生支援として効に機能している。

以上のことから、本基準を達成している。

基準3-5 レベルI

- 成績評価や単位認定、修了認定が大学院の水準として適切であり、有効なものとなっていること。

[基準に係る状況]

1 授業科目の評価

成績評価や単位認定は、教科の到達基準を全ての授業科目において策定している。平成24（2012）年度に作成した「聖徳大学大学院教職研究科専門職規準」に基づき、①教職未経験者B、②10年経験者研修未修了の現職教員（A-1）、③10年経験者研修修了者で管理職を志向する現職教員（A-2）に対応して設定し、①②③の到達基準に基づいて成績を評価し、単位認定を適切に行っている。各授業科目の成績評価については、シラバスの「評価の要点」及び「評価の方法と採点基準」に示し、授業の第1回目に、受講者に周知している。なお「聖徳大学大学院教職研究科専門職規準」の観点は以下に示す通りである〔資料3-5-1〕〔資料3-5-2〕。

領域	観点		
	幼児教育コース	児童教育コース	
総合的人間力	最新の教育動向の理解と学校教育の役割	最新の教育動向の理解と学校教育の役割	
	教員の在り方、教員としての資質向上	教員の在り方、教員としての資質向上	
	コミュニケーションスキル	コミュニケーションスキル	
	職業倫理	職業倫理	
実践的指導力	幼稚園教育要領の理解	学習指導要領の理解	
	指導計画の作成・改善	指導計画の作成・改善	
	教育課程の編成	教育課程の編成	
	短期指導計画の作成及び改善	学習指導案の作成及び改善	
	指導方法の工夫改善	指導方法の工夫改善	
	指導と評価の一体化	児童の学習状況の把握	
	総合的な指導の工夫	教材の作成と開発	
	生徒指導	授業力向上の組織的な取組	
	教育相談	生徒指導	
	特別支援教育	教育相談	
	学級経営		特別活動
			教育相談
学級経営			
マネジメント力	学校組織	学校組織	
	幼稚園経営	学校経営	
	保護者・地域との連携	教育行政	
		保護者・地域との連携	
研究開発力	指導と評価の一体化の研究	指導と評価の一体化の研究	
	教育活動の改善と教材研究	教育活動の改善と教材研究	
	指導方法の研究	指導方法の研究	
	現代教育の課題	現代教育の課題	

(「聖徳大学大学院教職研究科専門職規準幼児教育コース」、「聖徳大学大学院教職研究科専門職規準児童教育コース」より作成。)

さらに、必修科目5領域ごとの「一般目標」と「到達目標」に関しても示し、「到達目標」については教職未経験者と現職教員学生とに分けて設定している〔資料3-5-3〕〔資料3-5-4〕。

各教科の到達目標、及び成績評価の方法と採点基準については、上記の「聖徳大学大学院教職研究科専門職規準」と5領域ごとの「一般目標」と「到達目標」に基づいて、シラバスに「到達目標、成績評価の方法と採点基準」を明記し、各授業の初回に説明、周知している〔資料3-5-1〕〔資料3-5-5〕。

一般的な授業科目の成績評価の流れは、以下の通りである。

- 1) 授業開始の1回目に、学生に、各教科の到達目標、評価内容、及び評価方法について示し、同時にレポートの作成及びレポートのプレゼンテーションの方法の解説も行う。
- 2) 2回目以降、授業展開に応じて、実践事例や調査レポートを報告し、それらを評価資料として蓄積する。

- 3) 最終段階で、各自作成してきたレポートをプレゼンテーションし、全体で討議後、担当教員が講評する。
- 4) 最終段階での討議と担当教員の講評を踏まえ、修正、再構成したレポート（最終レポート）を担当教員に提出する。
- 5) 各授業段階でのレポートと最終レポートの評価を踏まえ、科目担当教員全員の協議を経て、主担当教員が最終評価を行う。

2 総合実習の評価

基準3-3の「実習の目標と到達目標」で示したように、「総合実習」の目的と到達目標、及び「実習課題」の評価項目については、実習生及び実習園・校に事前に提示し、実習後に以下のような手順で評価を行う〔資料3-5-6〕〔資料3-5-7〕〔資料3-5-8〕。

実習園・校長が記入した「総合実習評価票」（実習計画に基づく日々の実習状況及び放課後の研究協議、日々作成の実習記録をもとに実習校で作成）の他に、実習生と指導教員とによる事後指導、面談の結果を踏まえて総合実習委員会で審議し、教職研究科委員会で判定する〔資料3-5-9〕〔資料3-5-10〕〔資料3-5-11〕。

3 課題研究の評価

「課題研究」の評価は、「特別教職実践演習」の授業の評価として単位認定する。教職研究科全教員が参加する「課題研究発表会」（口頭発表、一人10分、質疑応答15分 計25分）でのプレゼンテーションを踏まえて、主指導教員、副指導教員により、課題研究60点、発表10点、「特別教職実践演習」の授業における取り組み30点で評価を行う〔資料3-5-12〕〔資料3-5-13〕。

「課題研究」の評価の観点は、①課題研究の内容、②発表の内容、③発表の仕方（話し方、わかりやすさ、態度等）、④質疑への応答とする〔資料3-5-14〕〔資料3-5-15〕〔資料3-5-16〕。

（1）課題研究の推進・提出、評価の手順

課題研究の推進、評価の手順は次のとおりである。

- ① 学習経験及び教職経験の中で得られた課題意識に基づき、自らの研究テーマを設定する。
- ② 研究テーマに沿った指導教員を「教職研究科指導教員一覧」から選び、個別に面談を行って、「指導教員申込書」を提出する。
- ③ 5月下旬の研究科委員会において主指導教員の決定。
- ④ 主指導教員決定後、課題研究の内容や方法などを主指導教員に指導を受けた上で、副指導教員を決定する。
- ⑤ 主・副指導教員の指導のもと、課題研究を進める。
- ⑥ 「特別教職実践演習」において、「課題研究の方向性」に関する発表、「課題研究の進捗状況（1回目）」の発表、「課題研究の進捗状況（2回目）」の発表を行い、その都度、学生同士で相互に意見交換を行い、協働して改善に取り組むとともに、主指導教員及び副指導教員から助言指導を受ける。
- ⑦ 課題研究届を提出し、課題研究題目の正式登録を行う。
※その後、課題研究題目に変更が生じた場合は、「課題研究変更届」を提出する。
- ⑧ 1月中旬までに、課題研究報告書をまとめ、提出する。
- ⑨ 1月末までに、課題研究の発表要旨（字数：2ページ程度 A4版縦 1頁 40字×30行 横書き、4部作成して3部提出（1部は自分用））を提出する。
- ⑩ 2月に、課題研究発表会を開催し、主指導教員、副指導教員が評価を行う。

(2) 1年課程、長期履修学生は(1)の手順によるが、実施の時期についてはそれぞれの該当時期による。

4 修了認定

修了認定は、当該年度の修了予定者全員の取得単位一覧に基づいて、修了要件を満たした学生について、教職研究科委員会において修了認定案を作成し、3月の大学院委員会で決定する〔資料3-5-17〕〔資料3-5-18〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料3-5-1〕 聖徳大学大学院教職研究科専門職規準（平成30年度（2018年度）履修と実践研究の手引き（教職大学院）pp.26-29）

〔資料3-5-2〕 シラバス

〔資料3-5-3〕 教育課程の編成の考え方及び特色（平成30年度（2018年度）履修と実践研究の手引き（教職大学院）pp.8-12）

〔資料3-5-4〕 目的（平成30年度（2018年度）履修と実践研究の手引き（教職大学院）pp.5-16）

〔資料3-5-5〕 開設科目の目標（平成30年度（2018年度）履修と実践研究の手引き（教職大学院）pp.17-22）

〔資料3-5-6〕 総合実習（平成30年度（2018年度）履修と実践研究の手引き（教職大学院）pp.23-25）

〔資料3-5-7〕 総合実習の目的と到達目標（平成30年度 総合教育実践研究（総合実習）の手引き（幼児教育コース）pp.4-14）

〔資料3-5-8〕 総合実習の目的と到達目標（平成29年度 総合教育実践研究（総合実習）の手引き（児童教育コース）pp.1-3）

〔資料3-5-9〕 実習計画（平成30年度 総合教育実践研究（総合実習）の手引き（幼児教育コース）p.6、10）

〔資料3-5-10〕 児童教育コース総合実習年間スケジュール、総合教育実践研究（総合実習）計画細案（平成29年度 総合教育実践研究（総合実習）の手引き（児童教育コース）pp.3-15）

〔資料3-5-11〕 コース別 総合実習評価票

〔資料3-5-12〕 課題研究関連の日程（平成30年度（2018年度）履修と実践研究の手引き（教職大学院）p.35）

〔資料3-5-13〕 特別教職実践演習のシラバス

〔資料3-5-14〕 課題研究について（教職大学院幼児教育総合実習実施について（お願い））

〔資料3-5-15〕 平成29年度教職研究科修了年次生特別教職実践演習の成績入力表

〔資料3-5-16〕 大学院教職研究科「課題研究」発表会と評価について

〔資料3-5-17〕 修了要件（平成30年度（2018年度）履修と実践研究の手引き（教職大学院）pp.52-55）

〔資料3-5-18〕 課程修了の要件（平成30年度（2018年度）履修と実践研究の手引き（教職大学院）p.43）

（基準の達成状況についての自己評価：A）

1) 教科成績評価及び単位認定については、各教科の到達目標及び成績評価の方法と採点基準（シラバスに記載）に基づき、教職研究科委員会において適正に評価、単位認定している。

「総合実習」については、到達目標と実習課題に基づき、実習園・校の指導教員及び管理職の総合的な評価、実習記録、総合実習報告書、発表等を総合的に評価し、教職研究科委員会で判定、単位認定を行っており、適正に実施している。

「課題研究」は、実践研究をまとめた「課題研究報告書」及び「課題研究発表会」でのプレゼンテーション、質疑応答について、主指導教員、副指導教員が評価案を作成し、教職研究科で審議し、適切に評価の決定を行っている。

修了認定は、学則に基づいて厳格に行っている。

2) 成績評価については、評価基準を専門職規準に基づき設定し、到達目標が明確に示されていることから学生の学習の充実に効果を上げており、評価も適正に行われている。

以上のことから、本基準を達成している。

2 「長所として特記すべき事項」

教育現場の課題解決を中心とする学校組織マネジメント専修、高度な専門的指導力を志向するカリキュラムマネジメント専修、特別支援教育、外国語教育の充実等により、理論と実践の往還を図り、実践の中に理論を取り込み、実践から新たな理論を構築するという先導的な取り組みが行われている。

また、長期履修学生制度や昼夜開講などにより、学生のキャリアに応じた履修、学習を支援する教育課程に基づき授業が行われている。

具体的にいえば、学生各自が、授業科目を体系的に履修できるようにカリキュラムマップを作成するとともに、学習ニーズや日常生活に応じて選択できるように昼・夜間に同じ授業科目を開講しているということは特筆できる。

基準領域 4 学習成果・効果

1 基準ごとの分析

基準 4-1 レベル I

- 各教職大学院の人材養成の目的及び修得すべき知識・能力に照らして、学習の成果や効果が上がっていること。

[基準に係る状況]

1 人材養成の目的及び修得すべき知識・能力

本教職大学院の目的は、「予測困難な社会」において、今日、学校教育に求められている質の高い専門性を備えた教員を養成するという使命に応えるために、幅広い視野から現実の諸問題に対する分析力、対応力、解決力を有し、確かな指導理論と優れた実践力、応用力を備えたスクールリーダー（中核的中堅教員）及び学校経営者、及び実践的な指導力、展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る教員を養成することである〔資料 4-1-1〕。

幼児教育コースと児童教育コースそれぞれについて、重点領域である「生徒指導、教育相談」、「学級経営、学校経営」、及び「教科指導」に関して高度な専門家として、それぞれのレベルに相応しい実践の力量を身につけ、これを絶えず改善・向上させていける実力をそなえ、且つ専門性の高い専門家教員に相応しい人格を備えた教員を養成することを使命としている。この使命を果たすために、以下の 5 つの力を現職教員学生と教職未経験学生に共通して「育成する力」（ディプロマ・ポリシー）として捉えている〔資料 4-1-2〕。

- ① 総合的な人間力（多様な人材を組織的、協働的に生かすことができる力）
- ② 高度な専門的知識・研究開発力（高度な専門的知識、新たな指導方法に結びつく研究開発をすることができる力）
- ③ 授業実践力（教育内容及び授業内容の構成・設計、計画、実施、評価を実践することのできる力）
- ④ マネジメント力（教育の課題を把握し、マネジメントすることのできる力）
- ⑤ 職能成長力（主体的に学び続け、絶えず向上し続けることのできる力）

2 学習の成果・効果

本学教職大学院では、上記のディプロマ・ポリシーを達成するために、以下に示す方針でカリキュラムを編成している。実践的指導力・研究開発力・マネジメント力を身につけたスクールリーダーとしての多面的で多様な力量の形成の幼児教育と小学校教育を通して、確かな指導理論と高度で優れた目的に対応したカリキュラムを編成しており、「共通科目」において総合的な力量形成を、「選択科目」において今日的な課題に対応する教育課程の編成・実施・教科等指導、生徒指導・教育相談、学級経営・学校経営に関する力量の形成を重視している〔資料 4-1-3〕。

学部卒学生はこれまでの学部での学びで身につけた教師としての基礎的能力、現職教員学生はこれまでの教職経験と研究的実践で身につけた教師としての能力の上に、総合的な人間力、高度な専門的知識・研究開発力、授業実践力、マネジメント力、職能成長力を身につけることを目指している。学生の学習成果・効果については、成績評価、授業アンケート、学修・研究カルテ、教職実践研究（紀要）論文投稿状況等から定期的に把握している。

（1）単位修得、修了、資格取得、進路の状況

① 単位修得・資格取得、休学・退学状況

平成 25（2013）年度入学生から平成 28（2016）年度入学生まで修了生全員が教育課程上の措置に見合った単位を取得して本学教職大学院を修了している。また、修了生は、教職修士（専門職）の学位、小

学校教諭専修免許、幼稚園教諭専修免許を取得している。なお、平成 29（2017）年度までの修了率（学位取得率）は退学者（平成 28（2016）年度入学生）を除くと 100%であり、ほとんどの学生がプログラム修了年限内に修得すべき知識・能力を身につけている。平成 28（2016）年度入学生の退学理由は、進路変更である（表 4-1-1）。本学生については、退学に至った背景を検討したり、成績などを参考にしたりして日頃から教員間や教育支援課等で履修、進路等に関して意見交換をするなど、対策を講じている。

表 4-1-1 各年度の入学・休学・退学・修了者数

		入学者数（名）	休学者数（名）	退学者数（名）
H26 入学者	教職未経験者	5	0	0
	現職教員	3	0	0
H27 入学者	教職未経験者	5	0	0
	現職教員	5	0	0
H28 入学者	教職未経験者	3	0	1
	現職教員	7	0	0
H29 入学者	教職未経験者	0	0	0
	現職教員	9	0	0
H30 入学者	教職未経験者	3	0	0
	現職教員	8	0	0

② 修了生の進路状況

学習成果の状況を判断する指標となる修了生の進路状況は、表 4-1-2 の通りである。学部卒学生 25 名は、学校や幼稚園へ就職し、学部卒学生における教員就職率は極めて高く 94.4%である。また、現職教員学生 20 名のうち、児童教育コースの学生はほとんどが現職に復帰してミドルリーダーとして活躍している。また、現職教員学生 20 名のうち、管理職登用者は 8 名であり、現職教員学生の多くが修了後、指導主事となり教育委員会で働いたり、幼稚園・小学校に戻り主幹教諭あるいは主任教諭、副園長を任せられ、研修会等で研究成果を幼稚園・小学校現場に還元したりして、幼稚園・小学校の教育水準向上に貢献している。

幼児教育コースにおいては、大学教員登用者は 8 名（大学兼任講師を含む）である。本学教職大学院の特徴である幼児教育コースにおいて修了した学生の課題研究は、教職大学院紀要『教職実践研究』に論文、研究報告として掲載されており、自らの実践を発信する力を身につけていることが窺われる。これは、カリキュラム全体を通して、先行実践や研究の知見を参照しながら高度な実践力を背景として実践研究の力量を育成するとともに、自らの実践を理論と照合しながら適切にまとめて発信する力を身につけてきたことの成果であり、実務家教員に必須の力である。また、本学教職大学院幼児教育コースでは、幼稚園長や幹部教員などの職にあつて、その豊富な経験を活かし、修了後、大学などにおいて教員養成を担う大学教員を目指す人も入学している。そのため、開設当初から幼児教育学の研究と教育を通して幼児教育学の研究者などの養成も行っており、これが高等教育機関に評価されて大学教員に登用されている。

表 4-1-2 修了生の修了後の進路

修了年度		小学校	幼稚園	その他	合計
H25 年度	幼児教育コース	0	6	1	7
	児童教育コース	4	0	0	4
H26 年度	幼児教育コース	0	4	3	7
	児童教育コース	3	0	1	4
H27 年度	幼児教育コース	0	2	1	3
	児童教育コース	4	0	0	4
H28 年度	幼児教育コース	0	2	2	4
	児童教育コース	5	0	1	6
H29 年度	幼児教育コース	0	1	6	7
	児童教育コース	5	0	1	6
合計		21	15	16	52

(2) 成績評価

本学の成績評価は「S、A、B、C、D」の5段階評価であり、C評価以上に単位を認定している。成績評価は、授業におけるグループワーク等への取組や発表、レポートや課題の提出、事例報告等、多様な方法で行い、高度教育実践力を多角的に捉えることができるように配慮している。成績評価は、平成 24 (2012) 年度修了生は、84.4%以上が、「S」「A」の評価を受けているが、平成 25 (2013) 年度修了生以降は、9割以上が「S」「A」の評価を受けており、一定の教育効果を維持できている (表 4-1-3)。

特に平成 29 (2017) 年度修了生のうち、千葉県教育委員会より派遣された1年課程現職課程学生 (5名) は、全員が「A」以上の評価を受けている。

また、平成 25 (2013) 年度から 29 (2017) 年度の間に 50 名の学生が修了し、教職修士 (専門職) 学位、小学校教諭・幼稚園教諭専修免許状を申請者全員が取得した。

以上のことから、本学ディプロマ・ポリシーにも示されている確かな指導理論と高度で優れた実践的指導力・研究開発力・マネジメント力を身につけたスクールリーダーとしての多面的で多様な力量の形成がなされたことの成果といえよう。

表 4-1-3 成績一覧

評価	H24年度修了生	H25年度修了生	H26年度修了生	H27年度修了生	H28年度修了生			H29年度修了生		
					全体	1年課程	現職	全体	1年課程	現職
S	50 (26.9%)	82 (36.1%)	90 (38.1%)	93 (52.8%)	99 (37.6%)	17	46	181 (72.7%)	107	74
A	107 (57.5%)	123 (54.2%)	122 (51.8%)	79 (44.9%)	137 (52.1%)	6	26	62 (24.9%)	16	46
B	27 (14.5%)	21 (9.3%)	22 (9.3%)	3 (1.7%)	23 (8.8%)	1	1	5 (2.0%)	0	5
C	2 (1.1%)	1 (0.4%)	2 (0.8%)	1 (0.6%)	4 (1.5%)	0	0	1 (0.4%)	0	1
延べ履修者数	186	227	236	176	263			249		

(3) 教職研究科の目的に沿った学習成果や効果

平成 28 (2016) 年度に高度で専門的な指導力とカリキュラムマネジメント力を養成することを意図して

配置した授業科目のうち、特別支援教育を強化するため、配置された科目のうち、共通科目 5 科目の成績評価について以下に示す（表 4-1-4）。修了生 11 名全員が現職教員であり、11 名全員の学生が、「S」「A」評価を受けている。

「生徒指導・教育相談に関する領域」、「学級経営・学校経営に関する領域」「特別教職実践演習」において、学生自らの成長とさらに取り組む課題を相互に発表し合い、それぞれが抱えている課題を協議し解決するとともに、専門職規準の達成状況を確認できている。ここでも本学教職大学院のディプロマ・ポリシーにも示されている確かな指導理論と高度で優れた実践的指導力・研究開発力・マネジメント力を身につけたスクールリーダーの力量の形成がなされたことの成果といえよう。

表 4-1-4 平成 29（2017）年度修了生成績

【共通科目】

領域	幼児教育コース(5名)	児童教育コース(6名)	成績(人数)			
			S	A	B	C
生徒指導・教育相談に関する領域	生活指導基礎演習	生徒指導・教育相談演習	8	3	0	0
	特別支援教育特論		8	3	0	0
学級経営・学校経営に関する領域	教育経営基礎演習		9	2	0	0
	教育行政特論		10	1	0	0
特別教職実践演習	特別教職実践演習		9	2	0	0

(4) 総合実習の評価から見た学習成果

本学教職大学院は、研究者教員と実務家教員からなる複数人の指導体制により、個別指導を中心とした学生指導を行っている。その体制のもと、学生の学習成果は、各教員がシラバスに記載された評価基準等を基に、学生の学習活動、授業後の振り返り、レポート等を通じて確認している。総合実習については、学生ごとに実習の状況と実践研究の振り返りを行うことにより、学習効果を確認している。総合実習の評価は、平成 28（2016）年度修了生においては、55.6%が「S」「A」の評価を受けており、平成 29（2017）年度修了生においては、87.5%が「S」「A」の評価を受けている。

基準領域 3-3 に示すように、カリキュラムの中心をなす「幼児教育・学校教育総合実習」について、実習報告会を実施し、連携協力校の教員や教育委員会の関係者を招いて、実習の成果について客観的な意見を集約するよう努めている。総合実習報告会では、実習を実施した学生が実習について他の学生及び本研究科教員に対して報告し、その成果を共有するとともに、意見交換を通じた学びの場となっている。また、参加した連携協力校の教員や教育委員会関係者から評価を受けることになっている〔資料 4-1-4〕。こうした取組自体が、学生の課題意識をより焦点化することに役立っており、教育委員会や学校等との緊密な連携・協力を通じて、学生の学びを拡張・深化させることが可能なシステムとなっている。このような教育委員会や学校等の管理職が参加する報告会等は、それ自体が学生にとって形成的評価として位置づけられるとともに、幼稚園・小学校の教育課題を解決するための指標として、幼稚園・小学校や地域に研究成果を還元する機会にもなっている。

(5) 課題研究の取組による学習成果

表 4-1-5 に、平成 29（2017）年度の本学教職大学院で取り組まれた課題研究の題目を示した。いずれも国の教育政策や学校（幼稚園）現場の実践的課題をテーマとして取り組み、「確かな指導理論と優れた実践力・応用力」を培う実践研究の構成と、データ分析を踏まえた考察結果であり、本学教職大学院の目的に沿った内容となっている。報告書完成に至るまでに、研究の質の向上には特別教職実践演習など、研

研究成果を討議する授業が有効に機能しているほか、共通科目・専門科目においてめざす授業運営、幼児・児童像、教育的方策に関する知識や実践の更新が行われ、各自の問題意識の確立や向上に役立っており、それを活かした課題研究報告書を集大成と位置付けている。この一連の取組は、修了後にこそ「実践的指導力」となり得ると考えている。

また、学生の課題研究の成果については、関係教育委員会、現任校の校長などが参加して、最終報告会で報告し、質疑・意見交換を行っている〔資料4-1-5〕〔資料4-1-6〕〔資料4-1-7〕。

これらのことから、理論と実践の往還を通して、現職教員学生はミドルリーダーとしての力量を高め、学部卒学生は特に授業（保育）実践力を高めるといふそれぞれの目的に沿って、さらに総合的な実践的指導力の育成を目指すという本学教職大学院の目的に即した学習成果を上げている。

表 4-1-5 平成 29 (2017) 年度課題研究題目一覧

	コース	題目
1	幼児教育コース	幼児の遊びの中での言葉の役割に関する研究
2	幼児教育コース	保育園における保育者・給食室職員・保護者の食育観の検討
3	幼児教育コース	固定遊具ブランコでの幼児の行動特性と遊具の安全性
4	幼児教育コース	保育学生における幼児理解の視点 —トラブル場面を通して—
5	児童教育コース	自尊感情に焦点を当てた道徳の時間を中心とした「カリキュラム・マネジメント」について
6	児童教育コース	「特別の教科 道徳」における授業法の研究
7	児童教育コース	異年齢交流活動における教育的意義と課題
8	児童教育コース	理科における学習意欲を向上させるための指導の工夫
9	児童教育コース	小学校算数科における PDCA（設計・実践・評価・改善）を一貫させた授業の改善 —小学校第三学年「少数のしくみ」を事例として—
10	児童教育コース	学習規律の指導の工夫—国語科の学習を中心として—

(6) 学修・研究カルテ

「学修・研究カルテ」は、専門職規準に基づき、一定期間ごとに自らの到達状況の自己評価と振り返りを記入し、課題研究指導教員との面談を通して、自己課題の明確化を図っている〔資料4-1-8〕。研究科共通評価項目 7 項目、コース別・教職歴別評価項目（幼児教育コース 22 項目、児童教育コース 25 項目）について 5 段階評価を実施した結果、最終的には 4 点以上の高い評価を示している。「学修・研究カルテ」は学生にとって、自己課題の発見、成長し続ける姿の客観視、学生としての自覚、教員像の具体化、教職への意欲を高める機会となっており、教員はこの自己評価の学期単位の変化を確認し、個々の学生の学びと成長の全体像を把握することに活用している。

学生の学習状況は、教職研究科各コースの教員全員が責任をもって支援し、各学生の課題研究指導に関わる主指導教員、副指導教員が学生個人と向き合ったきめ細かい指導を実施している。また、特別教職実践演習において、学生個々の自己評価を教職研究科学生や教員との協働的な自己評価に変化させるプレゼンテーションや協議を実施しており、学生の学習成果と質の向上を図っている。

表 4-1-6 学修・研究カルテ [幼児教育コース・児童教育コース現職教員 A-2 用] 評価項目
共通評価項目

必要な資質能力の指標		
項目	項目	指標
時代を切り拓く 力量	保育・教育の展望 とイノベーション	社会構造や子ども達の生活環境の変化に対応して、発達と学習が どうあるべきかを構想し、既存の価値観や枠組みにとらわれない 新しい方法を創造することができる。
カリキュラム・ ポリシーに基づく 力量	発達過程	乳幼児期、児童期を一体的に捉え、子どもの発達過程を理解し、 適切な援助と指導を行うことができる。
	幼小連携	幼稚園、保育所と小学校の連続性と異同を理解し、連携を促すた めの具体的な方法を提案することができる。
ディプロマ・ポ リシーに基づく 力量	総合的人間力	子どもに対する愛情豊かで、教職者として優れた学識・見識、及 び人格性を備えている。
	実践的指導力	「生徒指導、教育相談の領域」「学級経営、学校経営の領域」に関 する諸問題に対応できる高度な学識と確かな実践的力量を修得し ている。
	マネジメント力	教員集団の同僚性を構築し、保護者、地域社会、教育委員会や関 係諸機関との連携を図り、活気ある教育活動を展開するための高 度な学識と確かな実践的力量を修得している。
	研究開発力	教育実践の改善を絶えず志向し、理論と実践の往還を通して課題 の分析と解決を図る、実践的研究者としての態度と学識を修得し ている。

(7) 授業アンケート

学生の学習成果・効果を把握するために、毎年修了年次生を対象に授業アンケートを実施している。平成 29 (2017) 年度から毎学期中間、修了時にすべての授業で「学生による授業アンケート」を実施することになった。学生自身に学習効果及び効果を評価させ、アンケート結果から各授業の学生の理解度等を把握している。また、授業アンケートを基にして、ファカルティ・ディベロップメント (以下 FD と記す) の実施や年度末の授業改善に役立っている [資料 4-1-9]。

「学生による授業アンケート」は全授業を対象に自由記述で実施している。授業満足度については、ほぼ満足の評価となっており、学生の授業に対する満足度が非常に高いことが明らかである。特に「討議や質疑応答が十分にできたか (Q2)」、「協働による実践や省察的に実践を捉える力につながったか (Q3)」、「授業内容は役立つと思われる内容は何か (Q6)」については、学生の授業への意欲的な取り組み状況、授業の成果認識について明らかとなった。特に、本学教職大学院の授業が充実していること、学生が問題意識をもって積極的に授業に取り組み、学修の成果を自覚できていることが見て取れる。こうした授業アンケート結果は、学生が意欲的に学修に取り組み、かつ授業内容の重要性を認識できているという状況をあらわしており、本学教職大学院において、十分な学修成果・効果が得られていることを示すエビデンスの一つである。

(8) 学生の研究成果

学生による研究成果は、論文や学会発表、著書を通して学校・地域や社会に還元されるとともに、新しい教育実践の枠組みを提示することに寄与している。これらの研究成果は、幼稚園・小学校現場の課題に即したきわめて実践性の高いものである。特に、論文投稿について、教育実践の中から形成された理論を構築し、学生による理論研究の有効性をあらわしているものが公表されている。本学教職大学院での研究成果は、幼稚園・小学校や地域において有効に活用されるとともに、実践で得られた知見が学術研究にも良い影響を生み出している。このことは、本学教職大学院における教育研究活動の方向性を示唆するものであるといえよう。以下には『教職実践研究(紀要)』への論文投稿状況を示している(表4-1-7、8)。

表4-1-7 教職実践研究(紀要)への論文投稿状況

	コース	論文タイトル
平成27年	幼児教育コース	「保育研究の理論と実践」の実践的学び
	幼児教育コース	アプローチカリキュラムを考える
平成28年	幼児教育コース	幼児期に育みたい資質・能力を保幼小連携の視点から考える
	幼児教育コース	在外日本人幼児の日本語の現状と課題
平成29年	児童教育コース	スタートカリキュラムの試案と環境、指導の工夫

(出典：『教職実践研究』2016 第6号、『教職実践研究』2017 第7号)

表4-1-8 著書の執筆状況

著者名	発行年	タイトル	出版社
塩美佐枝ほか	2015	幼児理解と一人ひとりに応じた指導	聖徳大学出版会
塩美佐枝ほか	2018	言葉の発達を支える保育	聖徳大学出版会

《必要な資料・データ等》

- [資料4-1-1] 目的(平成30年度(2018年度)履修と実践研究の手引き(教職大学院) p.5)
- [資料4-1-2] ディプロマ・ポリシー(平成30年度(2018年度)履修と実践研究の手引き(教職大学院) p.1)
- [資料4-1-3] カリキュラム・ポリシー(平成30年度(2018年度)履修と実践研究の手引き(教職大学院) p.2)
- [資料4-1-4] 「総合実習報告会」開催案内
- [資料4-1-5] 平成29年度教職研究科課題研究発表会：発表会場・発表順等一覧
- [資料4-1-6] 課題研究報告会発表レジュメの事例
- [資料4-1-7] 平成28年度 課題研究報告
- [資料4-1-8] 聖徳大学大学院 教職研究科 学修・研究カルテ
- [資料4-1-9] 平成29年度授業アンケート

(基準の達成状況についての自己評価：A)

- 1) 修了者の状況、休学・退学者の状況に示されているように、本学教職大学院での学生の就学の状況は良好である。単位取得状況、資格取得状況、成績評価、修了者の進路状況、総合実習評価、課題研究への取組、「学修・研究カルテ」、さらには教職研究科修了時のアンケート調査、学生の研究成果などから、本学教職大学院では、その設置の目的を反映した学習内容の提供により、十分な成果や効果がもたらされていると判断される。
 - 2) 現職教員修了生の人事上の処遇の状況、教職未経験者修了生の若手リーダーとしての活動の様子は、それぞれが本学教職大学院における学びを活かした質の高い教育を学校（幼稚園）現場で実践していることの現われの一つであり、役割を十分に果たし、学習成果が還元されていると考えられる。現職教員修了生については、多くが課題研究に関連した主任等やスクールリーダーを務めている。幼児教育コースの現職教員については、課題研究に関連した専門職教員として大学等を務めている修了生もいる。また、学会や研修会・講演等において研究成果を学校現場や社会に還元し、千葉県等の教育水準の向上に貢献している。さらに、現任校等における学習成果の還元状況の把握に努め、質の高い還元につながる助言を行っている。
- 以上のことから、本基準を達成している。

基準 4-2 レベル I

- 修了生が教職大学院で得た学習の成果が学校等に還元できていること。また、その成果の把握に努めていること。

[基準に係る状況]

1 修了生の所属長等による聞き取り調査

修了生の勤務先所属長を対象とした聞き取り調査を実施し、本学教職大学院の学習成果の活用について把握しており、その一部を以下に示す〔資料 4-2-1〕。所属長は、「修了生が現在の職場で活躍しているか」に対して、「大いにできている」「ある程度できている」と回答している。この調査の結果より、修了者の赴任先の学校（幼稚園）関係者、教育委員会からは、良好な評価を得ている。

所属長による対象の教員が活躍している場面に関する聞き取り調査の結果を以下に示した。現職教員については、「幼稚園・小学校課題解決への取り組み」とともに、「生徒指導や教育相談」、「幼児や保護者とのかかわり」、「幼児理解」や「教育相談」の他に、「後輩への指導やリーダーシップ」が挙げられ、ミドルリーダーとして活躍していることが評価されている。また、教職未経験者については、「授業等の教科指導」、「幼児や保護者とのかかわり」、「幼児理解」が挙げられ、教員として不可欠な教育実践の部分が評価されている。

2 修了生の追跡調査

修了者への追跡調査は、毎年、郵送等による質問紙調査を実施している。「教職大学院での学習は、今の仕事に活用できていますか」という質問に対して、ほとんどの修了生が「活用できている」と回答している〔資料 4-2-2〕。また、「教職大学院の学習を経て最も成長したと感ずること」に関する修了生の回答結果の一部を以下に示した。現職教員学生の場合は、「理論的に考えるようになった」「組織開発能力、組織経営能力、組織管理能力が向上した」、「リーダーとしての自覚が高まった」と回答している。また、教職未経験者も「理論的に考えるようになった」、「教育実践力が向上した」と回答している。

このことから、修了生は本学教職大学院での学習内容と現在の仕事とを結びつけて振り返り、成果を実感しているといえる。本調査は、本学教職大学院第 1 期生から平成 28（2016）年度修了生までを対象としており、

長期的及び短期的観点から見て、成果があったと振り返ることができている。

また、平成 28 (2016) 年度は、修了者の赴任先に本学研究科教員が訪問し、本人及び管理職に対し聞き取り調査により、本学教職大学院での学習の成果・効果について調査を実施し、その成果を教員間で共有している〔資料 4-2-3〕。

修了生による本学教職大学院の学習成果の活用に関する自己評価の結果の一部を以下に示した。現職教員では、「幼稚園・小学校課題解決への取り組み」、「同僚との共同的取り組み」、「学級経営、園経営」や「生徒指導や教育相談」などが上位に挙げられた。また、「校務（園務）や教育実践の推進」、「研究会等での講師」、「後輩への指導やリーダーシップ」も挙げられた。教職未経験者では、「授業等の教科指導」、「幼児や保護者との関り」、「幼児理解」や「教育相談」などが上位に挙げられた。

3 修了生の幼稚園・小学校現場で得た学習成果の還元

本学教職大学院の目的である「幅広い視野から現実の諸問題に対する分析力、対応力、解決力を有し、確かな指導理論と優れた実践力、応用力を備えたスクールリーダー（中核的中堅教員）及び学校経営者、及び実践的な指導力、展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る教員の養成」の成果として、平成 30 (2018) 年 3 月時点で、指導主事として千葉県の行政職、幼稚園・小学校に戻って副校長（園長）・主幹教諭等に就任しており、修了生が幼稚園・小学校現場に本学教職大学院での学習成果を還元しており、本学教職大学院での人材育成が教育委員会等から評価されていることがわかる。また、幼児教育コース修了生の中には、保育者養成校の教員となった者もある。このような状況から、本学教職大学院での学習の成果・効果は教育現場で十分に発揮され、幼稚園・小学校現場に還元されているといえる。

4 修了生の研究・研鑽の成果公表

本学教職大学院での学びを幼稚園・小学校等に広く還元するとともに、修了生の更なる研究・研鑽の成果を公表する場として、平成 23 (2011) 年度より『教職研究科紀要 教職実践研究』を発行している。教職実践研究は、研究論文、実践研究論文、本学教職大学院における授業実践報告、修了生のアンケート調査報告等で構成され、一定程度、投稿者を制限する（原則として本学教職大学院の教員、修了生、大学院生、編集委員会が認めた者）こと、及び査読を行うことにより、質の担保を図っている〔資料 4-2-4〕。

投稿に当たっては、修了生が本学教職大学院時代の指導教員と共同執筆し、修了後に修了生が同期生とともに共同研究を行い、その成果を発表する場合などもあり、教職実践研究を通して本学教職大学院での学びの成果が修了後も生かされていることがわかる場となっている。

5 修了生のフォローアップ

修了者相互、及び修了者と学生相互の研究交流を目的の一つとする組織として、「フォローアップ研修会」を平成 29 (2017) 年 12 月に開設した。本研修会では、本学教職大学院修了生及び学生に対する講演と意見交換が行われた。これからは、研究発表や意見交換等により、短期的・長期的観点から成果の振り返りを可能にするように努めることとしている〔資料 4-2-5〕。

今後も修了生と教員が連携して研修会などの「フォローアップ研修」を実施し、修了した現職教員等の学びを支えていくことが本学教職大学院の重要な役割であると考えている。

《必要な資料・データ等》

〔資料 4-2-1〕 修了生の勤務先所属長を対象とした聞き取り調査

〔資料 4-2-2〕 修了生調査

〔資料 4-2-3〕 修了者への追跡調査

〔資料 4-2-4〕 教職研究科紀要 教職実践研究 第 7 号

〔資料 4-2-5〕 「フォローアップ研修」開催案内

(基準の達成状況についての自己評価：A)

1) 本学教職大学院修了生に対する質問紙調査結果から、修了生は「ミドルリーダー」としての資質や力量を身につけたと自覚し、それを教育現場で活用していると回答している。それに対して、勤務先所属長からも高い水準の評価が得られている。また、修了後の教育活動や教育実践等の取り組みも、評価を得ている。

また、現職教員修了生の人事上の処遇の状況は、それぞれが本学教職大学院における学びを活かした質の高い教育を学校（幼稚園）現場で実践していることの現われの一つであり、役割を十分に果たし、学習成果が還元されていると考えられる。フォローアップ研修会や修了生交流会の実施により、修了生の現任校等における学習成果の還元状況の把握に努め、質の高い還元につながる助言を行っている。以上のことから、本学教職大学院では、修了生が本学教職大学院で得た学修の成果を学校や幼稚園に還元しているといえる。

2 「長所として特記すべき事項」

課題研究報告会、フォーラム、シンポジウム等を通じて、本学教職大学院における成果を、連携協力園・校以外の地域教育関係者にも公表するとともに、その成果を幼稚園・小学校や地域に還元しており、幼稚園・小学校現場や教育委員会等の関係者から評価を得ている。

また、修了生に対するフォローアップを行っていくために、積極的に校内研修の講師や授業改善の指導に取り組んであり、日々の取組の成果と課題を共有し、協働して課題解決の方向性を探ることのできる研究報告会として組織することを模索している。

基準領域 5 学生への支援体制

1 基準ごとの分析

基準 5-1 レベル I

- 学生相談・助言体制、キャリア支援等が適切に行われていること。

[基準に係る状況]

1 学生相談・助言体制

本学教職大学院では、本学 8 号館 6 階に院生室を配置し、学生が自主的に学習できる個別のスペースを確保している。同じ階には、児童学、言語文化その他の研究科の院生室、授業に使用するゼミ室、教員控室、全国の教職大学院年報等が集積された資料コーナーがある。また、同館 4 階の教育支援課、学生支援課には、大学院担当の事務職を配置している。このような環境のもとで、学生相互の交流、履修相談、生活相談などが気軽にでき、研究と履修に専念できる体制を整えている [資料 5-1-1]。

そのほか、履修及び生活に関わる相談窓口として、幼児教育コース及び児童教育コースそれぞれに、教職研究科教員 1 名をアドバイザーとして置き、学生のような相談に対応できるようにしている。アドバイザーは年度計画及び履修手続きについての説明を行い、個別に対応しながら学生が課程修了までの学習過程に見通しを持てるように支援するほか、電子メール等を通じて、学生の個別状況の掌握と、学事・授業予定等に係る詳細の早期の周知と徹底を図っている [資料 5-1-2] [資料 5-1-3]。

学生に対するハラスメント防止対策は、研修等により全学態勢で取り組んでいる。平成 27 (2015) 年には「学校法人東京聖徳学園公益通報者保護規程」を制定した。本学内における法令違反行為に関する公益通報に関する窓口を総務課におき、適切に対応するとともに、公益通報者の保護を行うこととなっており、学生に対するハラスメントの防止に努めている。また、学生のメンタルヘルス支援は、本学保健センターが中心となり、平成 29 (2017) 年度春学期には「配慮を必要とする学生の主体的な学びと支援の方法を考える」のテーマで研修会を実施した [資料 5-1-4] [資料 5-1-5] [資料 5-1-6] [資料 5-1-7] [資料 5-1-8]。

2 キャリア支援

本学教職大学院の学部卒学生は、すべて幼稚園教諭、又は小学校教諭を目指している。児童教育コースの学生には、学部 4 年生を対象として行っている「教員採用試験対策特別講座」に参加を促すとともに、採用試験での論文及び面接対策についても、担当教員を決めて指導を行っている [資料 5-1-9]。また、教職大学院修了生のみを対象とする大学推薦制度及び特別選考に関する情報の周知徹底と、制度活用に向けた個別指導の充実を図っている。こうした実践的な指導と優遇措置の活用により、採用選考の結果は概ね良好である [資料 5-1-10]。

現職教員学生に対しては、先の「教員採用試験対策特別講座」において職業生活の実際を語ってもらうほか、学部卒学生からの学校現場におけるチーム学校としての教員同士の関わり方に関する相談に応じたり、教員採用試験に臨む際の模擬面接官を担当したりする機会を多数設けている。また、学部卒学生と共に学ぶ授業では、現職教員として、職業生活に関する話題提供者や助言者の役割を担当する場面を積極的に作り出し、それにより、おのずと後進を指導・援助する経験が積めるように配慮している。

幼児教育コースでは、すでに管理職にあり教員養成校の教員を目指す学生が少なくないことから、学内紀要への論文投稿や、研究会等での報告機会を提供している [資料 5-1-11] [資料 5-1-12]。

3 学習支援

本学教職大学院では、1年課程の学生は春学期始めに、2年課程以上の学生は1年次秋学期始めに、研究課題に応じて指導教員を決め、指導助言を行う態勢を整えている。指導教員は研究者教員と実務家教員からなる主・副2名を定め、複数体制での指導に取り組んでいる。この主・副指導教員と学生との個別対応が、本学教職大学院の学習支援の基本である〔資料5-1-13〕。現職教員学生に対しては省察的实践家として成熟するうえで必要とされる内省的視点及びマネジメント力の形成に向けた支援、学部卒学生には教員としての実践力育成と教材開発力の形成に向けた支援というように、それぞれの課題に即した支援を行っている。

《必要な資料・データ等》

- 〔資料5-1-1〕 8号館図面（クリスタルホール（8号館））（大学院学生便覧-2018-平成30年度 pp.238-239）
- 〔資料5-1-2〕 専任教員と主な担当科目（平成30年度入学案内 SEITOKU 教職大学院案内 2018 pp.13-14）
- 〔資料5-1-3〕 メール連絡文書
- 〔資料5-1-4〕 学校法人東京聖徳学園公益通報者保護規程
- 〔資料5-1-5〕 ハラスメント（大学院生便覧-2018-平成30年度 pp.168-170）
- 〔資料5-1-6〕 学校法人東京聖徳学園ハラスメント規程
- 〔資料5-1-7〕 保健センター 2. 心の相談室（大学院学生便覧-2018-平成30年度 pp.191-192）
- 〔資料5-1-8〕 平成29年度春学期全学FD・SD研修会 次第
- 〔資料5-1-9〕 平成30年度教員採用試験（平成29年度実施）対策 特別講座予定表
- 〔資料5-1-10〕 平成25年度以降の小学校教員採用試験結果一覧
- 〔資料5-1-11〕 教職研究科紀要 教職実践研究 第6号
- 〔資料5-1-12〕 教職研究科紀要 教職実践研究 第7号
- 〔資料5-1-13〕 課題研究指導主・副教員一覧

（基準の達成状況についての自己評価：A）

1) 各コースにアドバイザー教員を配置するとともに、研究者教員と実務家教員が協働して行う個別指導のもとで、学生が主体的に学ぶことのできる学習環境を整備している。さらに後進への指導助言機会の提供や教員採用試験対策の徹底など、それぞれの学生の履歴と入学目的に即したキャリア支援、生活支援も適切に行っている。

以上のことから、本基準を達成している。

基準5-2 レベルII

○ 学生への経済支援等が適切に行われていること。

[基準に係る状況]

全学的な支援体制として、日本学生支援機構の貸与奨学金制度及び返還免除制度の周知を図っているほか、教職研究科独自の支援として長期履修学生制度を設けて、修業年限が3年ないし4年にわたっても納付金は修業年限2年の場合とほぼ同額となるようにしている〔資料5-2-1〕。

平成25（2013）～29（2017）年度の5年間に26名が長期履修学生制度を利用し、職業生活と両立させながら本課程を修了もしくは履修中である。

また、「千葉県教育委員会と聖徳大学との連携協力に関する協定」に基づき、派遣教員については、国立大学教職大学院と同水準まで授業料を減免し、就学しやすい条件を整えている〔資料5-2-2〕。

さらに平成 26 (2014) 年に本学教職大学院が、「教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座」に指定されたのに伴い、情報提供を徹底して本制度の利用を促し、申請手続きが円滑に完了するよう支援している。平成 29 (2017) 年度からは幼児教育コースのみが指定講座となったが、平成 27 (2015) 年度 1 名、28 (2016) 年度 2 名、29 (2017) 年度 3 名の入学生が、同給付金を受けている〔資料5-2-3〕〔資料5-2-4〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料5-2-1〕長期履修学生制度利用学生一覧

〔資料5-2-2〕千葉県教育委員会と聖徳大学との連携協力に関する協定書

〔資料5-2-3〕専門実践教育訓練給付金受給者一覧

〔資料5-2-4〕雇用保険法等の一部を改正する法律の概要（平成 29 年 3 月 31 日成立）

（基準の達成状況についての自己評価：A）

1) 本学教職大学院における経済的支援体制としては、日本学生支援機構の貸与奨学金制度及び返還免除制度の周知を図っているほか、教職研究科独自の支援として長期履修学生制度を設けて、修業年限が 3 年ないし 4 年にわたっても納付金は修業年限 2 年の場合とほぼ同額となるようにしている。また、「千葉県教育委員会と聖徳大学との連携協力に関する協定」に基づき、派遣教員については、国立大学法人に設置されている教職大学院とほぼ同額の授業料に設定したり、厚生労働省から「教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座」の指定を受け、本制度の利用を促し、3 年間に 6 名が受給している。

以上のように、学生への経済的支援が適切に行われており、本基準を達成している。

2 「長所として特記すべき事項」

学生相談・助言体制は、研究者教員及び実務家教員からなる主・副 2 名の指導教員と学生との個別対応を基本に、各コースにアドバイザーを置き、学生が修学全般について相談できるきめこまかい対応を行っている。キャリア支援においては、希望進路に合わせた指導を行っている。

また、経済的支援としては、教職研究科独自の支援として長期履修学生制度を設けて、修業年限が 3 年ないし 4 年にわたっても納付金は修業年限 2 年の場合とほぼ同額となるようにしている。また、「千葉県教育委員会と聖徳大学との連携協力に関する協定」に基づき、派遣教員については、国立大学法人に設置されている教職大学院とほぼ同額の授業料に設定したり、厚生労働省から「教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座」の指定を受け、本制度の利用を促し、3 年間に 6 名が受給している。

基準領域 6 教員組織

1 基準ごとの分析

基準 6-1 レベル I

○ 教職大学院の運営に必要な教員が適切に配置されていること。

[基準に係る状況]

本学教職大学院における教員組織編成のための基本方針は「聖徳大学専門職大学院学則」に定めている〔資料 6-1-1〕。本学教職大学院の専任教員は 16 名であり、専門職大学院設置基準上の必要専任教員数 15 名を十分に満たしている〔資料 6-1-2〕。本学教職大学院は、専任教員一人あたりの在籍学生数は 1.25 となっており、基準 5-1 で述べたように、学生と指導教員との個別対応の学生指導に応じた教員を配置している。さらに、平成 30 (2018) 年 5 月現在で、兼任教員 (学部所属教員) 19 名、兼任教員 (非常勤教員) 12 名を配置し、学生の履修ニーズに対応した修学体制を提供している。

なお、教員の研究活動については、「教員研究紹介」としてホームページで公開をしている〔資料 6-1-3〕。

また、専任教員に占める実務家教員の割合は、7 名 (専任教員 16 名)、43.8% であり、実践的な専門性の高い専門家教員を養成する本学教職大学院の目的に適っている。なお、本学では実践力を育成するという教育目的に基づいて、研究者教員についても実践研究を重視し、そのために実務経験を有した研究者教員を多数配置しており、教職研究科でも同様に高い次元の実践力を養成する教員配置となっている。

平成 25 (2013) 年 4 月より、千葉県教育委員会及び松戸市教育委員会との連携の一環として人事交流を行っており、両教育委員会から推薦された各 1 名を本学教職大学院の専任教授として採用し、千葉県及び松戸市の教育課題に対応できる教員を配置している〔資料 6-1-4〕〔資料 6-1-5〕〔資料 6-1-6〕。

教員組織は、研究者教員と実務家教員との協働が図られ、実践的な力量形成を促す教育を行うように組織している。具体的な教育活動を次に例示する。

1 園経営事例研究

園経営事例研究の授業内容は、園経営の具体的内容について理論と実際の経営について学習するものであり、教育課程の実施・改善に関する内容、人事管理に関する内容、具体的なケースを取り上げてのケースメソッドに大別される。これらの内容を研究者教員と実務家教員が協議してシラバスを作成し、授業内容、方法、取り上げる事例等について詳細に検討している。

授業の 1 回目はガイダンスで、研究者教員、実務家教員の経歴、研究実績等の紹介と 15 回の授業の目的、内容、評価についての説明を行う。2 回目は園経営の基礎的事項、幼稚園のステークホルダーの説明を研究者教員が担当し、3 回から 7 回は、実務家教員が教育課程の管理・運営、施設管理、家庭との連携の実際について担当している。8 回から 10 回は研究者教員が OJT を中心にした園内研修の方法、人事評価について担当し、11 回から 13 回は、研究者教員、実務家教員が同席して園の経営に関する具体的事例を取り上げ、ケースメソッドを行っている。さらに、14 回、15 回は園経営の評価、ガバナンスの在り方についてと各自の園経営改善策の発表を行い、研究者教員と実務家教員がそれぞれの立場で講評し、学生同士で意見交換を行っている〔資料 6-1-7〕。

2 小幼・小中連携演習

専門教科科目である「小幼・小中連携演習」は、幼稚園と小学校、小学校と中学校の円滑な学びや学びの連続性のあり方を探るものであり、研究者教員 1 名と実務家教員 2 名の計 3 名が協働で展開している。

授業の第 2 回から第 10 回までは、幼稚園と小学校の学びの連続としてスタートカリキュラムを主として展開し、研究者教員と小学校低学年の教育課程に精通した実務家教員 1 名が協働で担当している。授業の第 11 回から第 13 回においては、研究者教員はそのままに、実務家教員のみが小中連携の学びを担当する教員に代

わり、協働で講義を展開している。第14、15回においては三者が一堂に会し、小幼と小中のそれぞれの連携演習の成果を発表し、全体を通じた連携のまとめをしている。

研究者教員はそれぞれのフィールドワークにも協働して参加するなど、常に演習の要としての理論的な柱となり、実務家教員の実践的な内容との融合を図っている〔資料6-1-8〕。

《必要な資料・データ等》

〔基礎データ1〕 現況票

〔基礎データ2〕 専任教員個別表

〔基礎データ3〕 教育研究業績（専任教員の個人調書）

〔資料6-1-1〕 聖徳大学専門職大学院学則（平成30年度（2018年度）履修と実践研究の手引き（教職大学院） p.39-50）

〔資料6-1-2〕 専任教員と主な担当科目（平成30年度入学案内 SEITOKU 教職大学院案内 2018 pp.13-14）

〔資料6-1-3〕 教員研究紹介ウェブページ

<http://www.seitoku.jp/daigaku/kyoinfd/gaka.html#大学院> 教職研究科

〔資料6-1-4〕 聖徳大学大学院担当教員選考基準

〔資料6-1-5〕 千葉県教育委員会と聖徳大学との人事交流に関する覚書

〔資料6-1-6〕 松戸市教育委員会と聖徳大学との人事交流に関する覚書

〔資料6-1-7〕 園経営事例研究のシラバス

〔資料6-1-8〕 小幼・小中連携演習のシラバス

（基準の達成状況についての自己評価：A）

1) 本学教職大学院の専任教員数は、専門職大学院設置基準を上回っており、かつ実務家教員も適切に配置し、学習支援の基本としている学生と指導教員との個別対応を確保できる教員配置となっている。また、千葉県教育委員会及び松戸市教育委員会との人事交流により推薦された者が、本学教職大学院の専任教授に就任することにより、実践現場の動きを恒常的に導入できている。

以上のことから、本基準を達成している。

基準6-2 レベルI

○ 教員の採用及び昇格等の基準が、適切に定められ、運用されていること。

[基準に係る状況]

教員の年齢構成は、下表で示すように、61歳以上の割合が8割を超えている。この理由として、園長・校長職を経験し且つ研究実績を有した実務家教員を重点的に配置して、本学教職大学院を設置したことにある。

このように、研究者教員を中心に50歳以下の優れた人材を採用することが課題となっているが、平成28(2016)年度には30代の若手研究者2名を新たに採用して若返りに努めた。そのうち1名は平成29(2017)年度末で退職したが、さらに50代前半の教員を平成30(2018)年度に1名採用することによって対応している。

専任教員の年齢構成

年 齢	61 歳以上	51 歳～60 歳	41 歳～50 歳	31 歳～40 歳
人 数	13 人	2 人	0 人	1 人
構成割合 (%)	81.2%	12.5%	0 %	0.7%

専任・兼任教員の男女比率は、女性教員 18 名 (51.4%)、男性教員 17 名 (48.5%) であり、バランスの取れた男女比率となっている。

また、本学教職大学院の採用及び昇格等の基準は、専門職大学院設置基準に基づき、「聖徳大学大学院担当教員選考基準」、「聖徳大学教員選考基準」及び「聖徳大学教員選考基準細則」を定め、教育研究上の実績を踏まえて運用している〔資料 6-2-1〕〔資料 6-2-2〕〔資料 6-2-3〕。なお、実務家教員の選考にあたっては、実務経験を考慮することとしている。採用にあたっては、「聖徳大学大学院担当教員選考基準」に基づいて、教職研究科長から学長に採用申請を行い、承認の後に同研究科で候補者を選定し、兼任を含む採用候補者全員に対して学長及び副学長による面接（兼任教員は副学長のみ）を行い、必要な場合には模擬授業を実施し、大学院委員会で決定する。

教員の昇格は、「聖徳大学教員選考基準」及び「聖徳大学教員選考基準細則」に基づいて、教職研究科長の推薦により、選定する。その際に、候補者の研究業績（特に過去 3 年間の業績が重視される）、及び教育実績等の評価項目を参考にして、学長、副学長と教職研究科長との協議によって昇格者を選考し、学部長・学科長会で決定する。また、昇給については、基準 6-3 で述べる「実績振り返り制度」に基づいて運用する。

なお、千葉県教員委員会と松戸市教育委員会との人事交流に基づく教員採用は、前出したように、「千葉県教育委員会と聖徳大学との人事交流に関する覚書」、「松戸市教育委員会と聖徳大学との人事交流に関する覚書」及び「聖徳大学大学院担当教員選考基準」に基づいて選考する〔資料 6-2-1〕〔資料 6-2-4〕〔資料 6-2-5〕。

《必要な資料・データ等》

- 〔基礎データ 2〕 専任教員個別表
- 〔基礎データ 3〕 教育研究業績
- 〔資料 6-2-1〕 聖徳大学大学院担当教員選考基準
- 〔資料 6-2-2〕 聖徳大学教員選考基準
- 〔資料 6-2-3〕 聖徳大学教員選考基準細則
- 〔資料 6-2-4〕 千葉県教育委員会と聖徳大学との人事交流に関する覚書
- 〔資料 6-2-5〕 松戸市教育委員会と聖徳大学との人事交流に関する覚書

(基準の達成状況についての自己評価：A)

- 1) 教員の採用及び昇格等に当たっては、「聖徳大学大学院担当教員選考基準」、「聖徳大学教員選考基準」、及び「聖徳大学教員選考基準細則」を定め、その基準に基づき適切に運用している。年齢構成に若干の偏りがあるが、改善するように努力しており、専任・兼任教員の女性と男性の比率は、1:1 であり、適切な配置となっている。
- 2) 実務家教員については、実務経験を重視し適切に選考している。

以上のことから、本基準を達成している。

基準 6-3 レベルⅡ

○ 教職大学院における教育活動に関連する研究活動が組織的に取り組まれていること。

[基準に係る状況]

本学教職大学院の専任教員は、教育内容等と関連する研究活動を組織的・積極的に行っている。

本学教職大学院では、地域における教育課題を、専任教員各々の研究課題やテーマに則し課題解決のための提言・講演を行うことを通じて地域と協働して研究している。また、そこで得られた各地域における教育課題及び知見を、大学院での研究活動や教育活動に役立てている。

平成 29 (2017) 年度には 5 名の本教職研究科専任教員が年間で計 38 ヶ所の地域からの出講依頼に応じ、各々の研究課題やテーマに則した地域での教育課題解決のための提言・講演を行った [資料 6-3-1]。

また、専任教員は、所属する学会の全国大会に参加し、本学教職大学院における教育活動に関する研究で得られた成果を口頭発表するほか、その成果を論文としてまとめ、学会誌等の論文誌に投稿するなどに取り組んでいる。さらに、本学教職大学院での教育実践に関連する講演会、研究会、シンポジウム、フォーラム等に参加するとともに、最新の研究成果に関する情報収集に取り組んでいる。そして、そこで得られた成果を本学教職大学院における担当授業科目の講義内容に取り入れたり、本学教職大学院学生が取り組む課題研究の指導を行う際に活用している [資料 6-3-2]。

教員と学生の共同研究として、平成 29 (2017) 年度は生活科を中心とする合科的なスタートカリキュラムをまとめた。そして、保育所・幼稚園、小学校、中学校との協働研究の更なる推進を計画している [資料 6-3-3]。

これらの実績は、所属長である研究科長の確認を経て、基準に基づいて組織的にデータ化され、昇給や賞与等に反映する仕組みとなっている [資料 6-3-4]。

他にも、平成 29 (2017) 年度は、5 名の教員が科学研究費助成事業による研究活動に取り組んでいる。それぞれの研究テーマは、本学教職大学院が掲げる学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) に関連した内容となっている [資料 6-3-5] [資料 6-3-7]。

また、本学は独自の取り組みとして、教育改革の推進を目的に「教育改革推進特別経費」の学内公募を行っている。平成 29 (2017) 年度は、本学教職大学院の専任の実務家教員が、研究者教員と共同研究者として「教員養成におけるプログラミング的教育の実践」の取り組みで採択された。そして、その取り組みについて成果報告書を出している。なお、この取り組みは、平成 30 (2018) 年度も継続すべく申請を出している [資料 6-3-6]。

このように、本学教職大学院の教育活動に資する幅広い研究を組織的に推進している。

《必要な資料・データ等》

[資料 6-3-1] 専任教員の出講一覧

[資料 6-3-2] 研究活動としての学会・研究会・研修会・講演会・シンポジウムへの参加状況

[資料 6-3-3] スタートカリキュラムの開発に関する資料 (年度計画策定・レビュー)

[資料 6-3-4] 実績振り返り制度に関する資料

[資料 6-3-5] 科学研究費助成事業 採択課題一覧

[資料 6-3-6] 教育改革推進特別経費による研究活動に関する資料

[資料 6-3-7] ディプロマ・ポリシー (平成30年度 (2018年度) 履修と実践研究の手引き (教職大学院)

p. 1)

(基準の達成状況についての自己評価：A)

1) 本学教職大学院では、各地の教育委員会や幼稚園、小学校等との協働による研究や講演で得られた知見や成果を、組織的な取り組みにより積極的に教育活動に活かしており、充実した取り組みとなっている。

以上のことから、本基準を達成している。

基準6-4 レベルI

○ 授業負担に対して適切に配慮されていること。

[基準に係る状況]

専任教員の授業負担は、基礎データ2「専任教員個別表」に示す通りである。平成30(2018)年度は、授業負担を軽減するため、専任教員を1名増員した。教職研究科に所属する教員は、本学教職大学院を担当するほか、本務に支障をきたさない範囲で、大学院児童学研究科並びに児童学部児童学科を中心として教職に関わる専門科目を担当している。このうち3名は専門職大学院設置基準附則第2項に定める特例により、児童学部児童学科の専任教員を併任している。本学教職大学院での年間の授業は、共通科目及び選択科目の2～14科目であり、春学期及び秋学期に分けて担当する。本学教職大学院は、現職教員学生の履修・学習を支援するため、授業を昼夜開講しており、学生の履修状況によっては授業の担当が増えることもある。これに幼児教育総合実習(幼稚園)又は学校教育総合実習(小学校)の指導が加わり、その一環として「課題研究」の指導も担当している。

一方、児童学部児童学科に所属する兼任教員は、本学教職大学院における年間の担当授業科目1～6科目を、春学期及び秋学期に分けて担当する。これに一部の幼稚園長経験者である実務家教員が幼児教育総合実習の指導に加わっている。

兼任教員については、「聖徳大学大学院担当教員選考基準」に基づいて、科目担当者として配置している〔資料6-4-1〕。兼任の実務家教員についても、専任の実務家教員と同様に、平成18(2006)年7月11日中央教育審議会答申「今後の教員養成免許制度の在り方について」に示された実務家教員の範囲(概ね20年程度の実務経験)を考慮したうえで採用し、最新の教育実践に関わる授業を行っている〔資料6-4-2〕。

《必要な資料・データ等》

〔基礎データ2〕 専任教員個別表

〔資料6-4-1〕 聖徳大学大学院担当教員選考基準

〔資料6-4-2〕 教職研究科授業科目担当教員一覧

(基準の達成状況についての自己評価：A)

1) 専任教員が担当する授業数等の授業負担は、少人数指導を基本とした教育を達成するために、適切に配慮している。

以上のことから、本基準を達成している。

2 「長所として特記すべき事項」

本学教職大学院は、学習支援の基本としている学生と指導教員との個別対応を確保できる教員配置となっている。

基準領域 7 施設・設備等の教育環境

1 基準ごとの分析

基準 7-1 レベル I

- 教職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備並びに図書、学術雑誌等の教育研究上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。

[基準に係る状況]

1 教職大学院の施設・設備

本学松戸キャンパスは、学園創立以来「良い教育は、良い環境から」という理念のもとに、学校の校舎は「単なる入れ物であってはならない」との考えから、現代芸術界で高い評価を得ている芸術家たちによる壁画や彫刻等を各所に配置し、キャンパス全体を芸術的な空間として教育環境を整えている。

例えば、川並弘昭記念図書館は、1号館の3階から8階に設置されており、照明デザイナーの石井幹子先生によるインテリアコンセプトによりデザインされ、フロアごとにテーマを設定している。3階は『探求の深海』、4階は『希望の海』、5階は『集いの園』、6階は『学びの丘』、7階『知の森』、8階は『天空の館』としている。また、5階のエレベーターホールには、利根山光人の《若さ》の壁画、閲覧ラウンジには、窓越しに流政之の《戦いやぶれて花が咲く》の彫刻が設置されている。学生は日ごろから芸術を体感することができ、情操教育や鑑賞教育に役立っている。

本学教職大学院は、基準 5-1 で述べたように、クリスタルホールと呼ばれる8号館の6階・7階に位置し、他の大学院研究科と共用で使用される講義室7室（合計126名収容）、院生室5室を配置している〔資料 7-1-1〕。

講義室（7室）は、18名収容で、そのうち仕切りを取り36名収容の講義室として使用可能な部屋が2室ある。これにより教職研究科の学生が一堂に会しての授業を受けることができる規模を可能にしている。講義室にはAV機器を備え、VTRやパソコンを使用した授業に対応している。また、演習等の発表でパワーポイントなどを使用する場合は、指導教員の依頼で教育支援課が必要な機材（プロジェクター、スクリーン、ノートパソコン等）を用意している。

院生室は、5室のうち1室（博士前期課程と共用）を使用しており、院生室には51名分の個人で使用できる机、パソコン10台、プリンタ2台を設置（他の研究科と共用）し、8時30分から21時30分まで利用できるようになっている。また、院生室のあるフロアにはコピー機を備え、いつでも利用可能な学習環境を整えている。

その他の設備として、ロッカー室、談話室、自動販売機を整備している。

専任教員の研究室等は、1号館及び3号館に配置しているが、研究科長の研究室は同じ8号館7階に配置し、緊急時等に即応できるように配慮している。なお、アドバイザー、指導教員の個別指導は各研究室で行われている。また、クラスアワーは8号館のゼミ室を使用している。

専任教員15名に対して13室の研究室となっている。そのうち1室の共同研究室については教職実践センターとして、共同の研究室としているが、教員ごとに部屋の中を仕切って区分しており、学生指導上支障のないスペースを確保している。

2 図書等

本学教職大学院の専用図書は、川並弘昭記念図書館内の教育関連書架に排架し、書架には図書が探しやすいように表示板を付けている。書架には免震構造が組み込まれている。また、平成21（2009）年9月からパソコンを操作してカウンターに本が届く自動化書庫（アーカイビングシステム）を設置している。

学術雑誌については、一箇所に配架し、教職大学院専用の学術雑誌も検索しやすいように表示している。図書等の資料としては、本研究科の指導に関連する領域を中心に、図書21,710冊（うち外国書451冊）、学術雑誌64種（うち外国雑誌21種）、視聴覚資料120点を所蔵している。本図書館全体では、平成30（2018）年5月1日現在で、図書521,592冊（うち外国書78,083冊）、学術雑誌3,109種（うち外国雑誌647種）、視聴覚資料33,310点、電子ジャーナル125タイトルを所蔵している〔資料7-1-2〕〔資料7-1-3〕。

館内には、教員専用の閲覧室2室、学生が利用する個人閲覧室48室、8名まで利用できるグループ学習室6室を設置している。平日と土曜日の開館時間は8時45分～21時30分としている。川並弘昭記念図書館に隣接した1号館5階の一角に、自習室（64席）を設置している。日曜日は、8時～17時まで開室している〔資料7-1-4〕〔資料7-1-5〕。

また、図書館の蔵書目録は、オンラインで学生に提供するシステム（OPAC）を構築し、このシステムにより、インターネットを通じて学内のみならず、研究室や自宅のパソコンからもアクセス可能になっている。

このほかに、講師控室には他教職大学院の資料（大学院案内、学生便覧、年報）が置かれ、指導教員等の許可のもと、閲覧できるようになっていたが、平成30（2018）年度からは、学生が学修・研究活動に取り組むための利便性の向上につながると考え、学生用談話室に他教職大学院の資料を移動し、学生が自由に閲覧できるようになっている。

3 その他の附属施設

(1) こども図書館

川並弘昭記念図書館の館内に設置した「こども図書館」は、絵本等の図書だけでなく、「読み聞かせ」の場として活用する「おはなしの部屋」や、音の性質や滑車の原理などの知識を書物だけでなく体験を通して学ぶことのできる「たいけんの部屋」を併設している。「こども図書館」には、約10カ国語の絵本を所蔵している。これにより、同じ題名の絵本でも国により描き方が違うことがわかるようになっている。そして、これらの絵本は、授業の教材を作成するときに活用されている〔資料7-1-6〕。

(2) 聖徳博物館

これまで収集した貴重資料や学術資料については、1号館8階「聖徳博物館」、1号館5階「こども図書館」及び8号館1階「企画展示ギャラリー」と日本芸術大賞受賞者の「利根山光人記念ギャラリー」で、特別展覧会を開催し、学生を含め一般に公開している。また、学術文化の振興に情報を提供する取り組みから、所蔵資料の貸し出しを行っている。平成30（2018）年は、画家・藤田嗣治が世を去って50年目を迎え、東京都美術館、京都国立近代美術館で開催される展覧会に所蔵資料《優美神》を貸し出すことになっている〔資料7-1-7〕。

(4) レストラン・カフェテリア

本学は、キャンパス内に5ヶ所のレストラン・カフェテリアを設置している。それぞれに特色があり、焼きたてのパンを提供しているカフェテリア、定期的に世界各国・日本各地の料理フェアを行っているレストラン、富士山・筑波山が見えるカフェテリアなどがある。それぞれのレストラン・カフェテリアでは、学生は気の合う仲間と会話を楽しみながら食事等をしている。

(5) ジャンティ（売店）

8号館の2階に売店を設置している。食品・雑貨などを取り扱っている。三越直営店で「ジャンティ」はフランス語で「親切な、思いやりのある」ことを意味している。

(6) 旅行代理店窓口

8号館の2階に旅行代理店の窓口を設置している。ホテルなどの宿泊予約や乗車券・指定券等を購入す

ることができる。また、学会や研修会を開催するときの会場、宿泊場所及び乗車券等の手配にも対応している。

4 施設開放

地域貢献の取り組みとして、施設を地域の教育関係者に開放している。平成 29（2017）年度は、千葉県教育委員会主催の教員研修会、PTA の研究集会、地域の学校の研修会やクラブ活動等に施設を開放している。また、平成 30（2018）年度 4 月には、千葉県教育委員会主催の小学校・中学校の校長会議に施設を開放している〔資料 7-1-8〕。なお、本学では、千葉県の団体が施設を利用する場合、教育研究目的で利用するときは、使用料の減免を行っている。

《必要な資料・データ等》

- 〔資料 7-1-1〕 8 号館図面（大学院学生便覧－2018－平成 30 年度 pp. 238－239）
- 〔資料 7-1-2〕 教職大学院購入図書・雑誌（和雑誌・洋雑誌）・データベース一覧 2018
- 〔資料 7-1-3〕 LIBRARY 図書館利用ガイド 2018
- 〔資料 7-1-4〕 図書館利用案内
- 〔資料 7-1-5〕 附属施設（大学院学生便覧－2018－平成 30 年度 pp. 179－195）
- 〔資料 7-1-6〕 聖徳大学川並弘昭記念図書館 見学案内
- 〔資料 7-1-7〕 特別展覧会開催一覧（年次報告書（平成 28 年度）『12. 図書館』 p. 624）
- 〔資料 7-1-8〕 平成 29 年度施設利用状況（教育関係者抜粋）

（基準の達成状況についての自己評価：A）

- 1) 本学教職大学院の施設・設備は、学生の学習及び研究が機能的に行われるように配置しており、また図書・学術雑誌等についても十分に整備し、活用されている。また、キャンパスには壁画や彫刻等を各所に配置し、キャンパス全体を芸術的な空間として教育環境を整えている。

以上のことから、本基準は十分に達成している。

2 「長所として特記すべき事項」

基準領域 8 管理運営

1 基準ごとの分析

基準 8-1 レベル I

- 各教職大学院の目的を達成するために必要な管理運営のための組織及びそれを支える事務組織が整備され、機能していること。

[基準に係る状況]

1 教職大学院の管理運営組織

本学教職大学院の管理運営に関する重要事項は、理事会、大学院委員会、教職研究科委員会及び教職研究科運営委員会で審議または協議している。理事会では、学則変更等の重要事項を審議している。大学院委員会では、学長が校務の決定を行うにあたり、教職研究科から報告された事項等について教育研究に関する専門的な観点から審議し意見を述べている。教職研究科委員会では、運営に必要な事項について協議し、大学院委員会に報告し、審議を経ている。教職研究科運営委員会では、教職研究科委員会に諮るべき議案の整理に関する事項等を審議している。そして、教職研究科運営委員会に専門委員会として、教職研究科総合実習委員会、教職研究科実習等企画運営委員会及び教職研究科 FD 委員会を置き、総合実習及び教育の内容と方法の改善について審議している。

また、大学院委員会及び教職研究科委員会の下、聖徳大学教職大学院連絡協議会、聖徳大学教職大学院総合実習連絡協議会を置いて、教育委員会及び学校等との連携を図るための協議を行っている。

他にも、平成 29 (2017) 年度より、聖徳大学大学院及び学部に関する教育課程検討委員会を置いて、大学院及び学部の教育課程に関する全学的な方針の策定について審議をはじめた。

本学は、学長のリーダーシップの下で、ガバナンスおよびコンプライアンスの機能が有効に発揮できるように副学長、学長補佐（教育・学生担当、看護教育担当、事務担当）を配置するとともに、学部及び研究科のマネジメントが円滑に行われるように学部長と大学院研究科長を配置している。平成 29 (2017) 年 5 月 1 日現在、副学長（1 名）、学長補佐（3 名）、学部長（6 名）、大学院研究科長（7 名、学部長との兼務 3 名）を配置している。なおこの他に、図書館長（1 名）、博物館長（1 名、図書館長と兼務）、研究所長（4 名）、センター長（5 名）、学生部長（1 名、学長補佐と兼務）通信教育部長（1 名）、大学事務局長（1 名）等を配置し、管理運営のための体制を確保している。

私立学校法に規定する経営組織である理事会は 8 名の理事で構成し、平成 29 (2017) 年度には 6 回開催し、学園事務局を執行機関として法定の任務を遂行している。また、同法に規定する評議員会は 20 名の評議員で構成し、平成 29 (2017) 年度には 4 回開催し、監事は 2 名（常勤 1 名、非常勤 1 名）で、それぞれ法定の任務を遂行している。

本学教職大学院の管理運営のための組織は、「聖徳大学専門職大学院学則」に基づき、大学院の管理・運営を行うために全学的な大学院委員会を、また各研究科の運営を行うため各研究科に研究科委員会を置いている〔資料 8-1-1〕。本学教職研究科についても教職研究科委員会を設置し、その管理運営を行っている。それぞれの組織の構成、権限等については、以下の通りである〔資料 8-1-2〕〔資料 8-1-3〕〔資料 8-1-4〕〔資料 8-1-5〕〔資料 8-1-6〕〔資料 8-1-7〕〔資料 8-1-8〕〔資料 8-1-9〕。

(1) 聖徳大学大学院委員会

構成：大学院委員会は、学長、副学長、学長補佐、研究科長、研究科長補佐、及び各研究科専攻主任をもって構成する。ただし、学長が必要と認めたときは、その他の職員を加える。

審議事項：学長が次に掲げる校務の決定を行うにあたり、教育研究に関する専門的な観点から審議し、意見を述べるものとする。

- ①大学院の教育研究に関する規程の制定、改廃に関する事項
- ②各研究科委員会から報告された事項
- ③各研究科に共通する事項
- ④その他学長が必要と認める事項

開 催：大学院委員会の開催は、「聖徳大学大学院委員会規程」第6条に「委員長が必要に応じて招集し、議長となる。」と規定しており、現在、月1回開催

(2) 聖徳大学大学院研究科委員会

構 成：研究科委員会は、研究科長、研究科長補佐、研究科専攻主任、及び当該研究科の授業科目を担当する研究科専任の教授をもって構成する。ただし、学長が必要と認めたときは、その他の職員を加える。

審議事項：研究科委員会は、次の事項について協議し、大学院委員会に報告し、その審議を経る。

- ①研究科担当教員の選考に関する事項
- ②研究科の授業及び研究の計画に関する事項
- ③学生の入学・退学・修了その他身分に関する事項
- ④学位に関する事項
- ⑤その他学長が必要と認める事項

開 催：研究科委員会の開催は、「聖徳大学研究科委員会規程」第5条に「研究科長が必要に応じて招集し、議長となる。」と規定しており、現在、月1回開催

2 教職研究科に置かれる委員会

(1) 聖徳大学大学院教職研究科運営委員会

- 1) 構 成：研究科長、コース主任、生徒指導、教育相談の領域を担当する教員から指名された者2名、学級経営、学校経営の領域を担当する教員から指名された者2名、総合実習を担当する教員から指名された者4名、教育支援課長、実習支援課長、その他、学長が指名した者をもって組織する。
- 2) 審議事項：①研究科委員会に諮るべき議案の整理に関する事項
②研究科が当面している諸問題に関する事項
③研究科の教育と組織・運営の改善・改革に関する事項
④教職大学院連絡協議会に関する事項
⑤その他、研究科の管理運営に関必要な事項
- 3) 開 催：研究科委員会の開催に合わせて、研究科委員会の当日に、月1回の開催

(2) 教職研究科総合実習委員会

- 1) 構 成：研究科長、コース主任、総合実習を担当する教員、実習支援課長をもって組織する。
- 2) 審議事項：総合実習委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
①総合実習の実施に関する事項
②実習免除の基準及び実習評価に関する事項
③総合実習連絡会議に関する事項
- 3) 開 催：実習単位免除の認定等、必要に応じ、適宜開催

(3) 教職研究科実習等企画運営委員会

- 1) 構成：研究科長、コース主任、幼児教育コースの教員から指名された者 2 名、児童教育コースの教員から指名された者 5 名、実習支援課長、その他、学長が指名した者をもって組織する。
 - 2) 審議事項：実習等企画運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - ①総合実習の企画・運営に関する事項
 - ②総合実習の運営に伴う諸問題に関する事項
 - ③教育委員会、連携協力校等の学外組織との連絡及び調整に関する事項
 - ④総合実習連絡協議会に関する事項
 - ⑤その他、実習に関わる事項
 - 3) 開催：「総合実習」の新規実施に向け、実習運営方法や関係書式の確認時に開催（コースごとに開催）
- (4) 教職研究科 FD 委員会
- 1) 構成：研究科長、コース主任、授業を担当する教員から指名された者 2 名、総合実習を担当する教員から指名された者 2 名、教育支援課長、実習支援課長、その他、学長が指名した者をもって組織する。
 - 2) 審議事項：FD 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - ①教職研究科の教育の内容と方法に関する現状分析と改善方法に関する事項
 - ②その他、研究科の現状分析と改善方法に関し必要な事項
 - 3) 開催：FD の実施、事後の検討、及び次年度に向けての検討に合わせて開催
- (5) 聖徳大学教職大学院連絡協議会
- 1) 構成：連絡協議会は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。
 - ①教育委員会等
 - ア 関係教育委員会
 - イ 地方公共団体の私学担当部局
 - ウ 私立幼稚園連合会
 - ②本学
 - ア 副学長
 - イ 学長補佐(教職研究科に所属する者)
 - ウ 教職研究科長
 - エ 教職研究科に所属する教授、准教授、講師又は助教のうちから学長が指名した者若干名
 - オ 聖徳大学附属小学校長
 - カ 聖徳大学附属幼稚園総園長
 - キ 聖徳大学事務局長
 - ク その他学長が指名した者
 - 2) 協議事項：連絡協議会は、教職大学院に関する次の各号に掲げる事項を協議する。
 - ①基本計画に関する事項
 - ②教育課程（授業計画及び実習）に関する事項
 - ③連携協力校の確保及び実習に関する事項
 - ④その他連絡協議会が必要と認めた事項

- 3) 開催：必要に応じ開催
- (6) 聖徳大学教職大学院総合実習連絡協議会
- 1) 構成：総合実習連絡協議会は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。
- ①連携協力校
 - ア 連携協力校の校長等
 - イ 連携協力園の園長等
 - ウ 聖徳大学附属小学校の校長等
 - エ 聖徳大学附属幼稚園の総園長、園長等
 - ②本学
 - ア 教職研究科長
 - イ 必修5領域毎の代表実務家教員
 - ウ その他議長が指名した者
- 2) 協議事項：総合実習連絡協議会は、教職大学院の総合実習に関する次の各号に掲げる事項を協議する。
- ①指導計画に関する事項
 - ②実習計画に関する事項
 - ③実習指導に関する事項
 - ④実習の評価基準と評価に関する事項
 - ⑤実習計画の検証及び改善
 - ⑥その他実習協議会が必要と認めた事項
- 3) 開催：年1回開催

会議回数

会議等名	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
大学院委員会	16	16	16	15	18
教職研究科委員会	11	13	14	13	13
教職研究科運営委員会	11	13	14	13	13
教職研究科総合実習委員会	2	3	4	1	3
教職研究科実習等企画運営委員会	—	—	—	—	—
教職研究科FD委員会	2	2	2	2	2
聖徳大学教職大学院連絡協議会	1	1	2	2	2
聖徳大学教職大学院総合実習連絡協議会	2	0	2	1	1

※上記の表の中の「教職研究科実習等企画運営委員会」であるが、幼児教育コース、児童教育コース、それぞれで行っている幼児教育総合実習と学校教育総合実習の実施形態や開催方法として独自の取り組みをしており、合同で企画運営をするというより、コースに分かれて協議したほうが効果的であるとの考えから、平成25(2013)年度より、コースに分かれて、年度初めに、その年度の総合実習全体の計画の策定を協議し、年度終了時に、1年間の総合実習の振り返りと総括について協議する、年2回の委員会を開催した。

3 事務組織

本学教職大学院の教務組織は、一部既述しているように、「学校法人東京聖徳学園事務分掌規程」に基づき、学務部門（大学事務局）の学生部教育支援課が事務室の機能を担っている〔資料 8-1-10〕。教育支援課には、大学院を担当するグループを置き、5人の事務職員を配置している。管理部門の事務組織（学園事務局）は、総務部（総務課、学園史編纂室、人事課）、経理部（経理課、施設管理課）、企画室、秘書室、出版事業課、財務調整課、募金課、情報システム課となっており、学務部門（大学事務局）は入学センター、学生部（学生支援課、教育支援課、実習支援課、キャリア支援課）、生涯学習部（通信教育学務課、生涯学習課）、保健センター、教育研究推進部（IR室、図書館事務室、博物館事務室、総合メディア室、知財戦略課）となっている。事務局各課が各所掌に合わせて、本学教職大学院の運営支援等を行っている〔資料 8-1-11〕〔資料 8-1-12〕。

《必要な資料・データ等》

- 〔資料 8-1-1〕 聖徳大学専門職大学院学則（平成 30 年度（2018 年度）履修と実践研究の手引き（教職大学院） pp. 39-50）
- 〔資料 8-1-2〕 聖徳大学大学院委員会規程
- 〔資料 8-1-3〕 聖徳大学大学院研究科委員会規程
- 〔資料 8-1-4〕 聖徳大学大学院教職研究科運営委員会規程
- 〔資料 8-1-5〕 教職研究科総合実習委員会規程
- 〔資料 8-1-6〕 教職研究科実習等企画運営委員会規程
- 〔資料 8-1-7〕 教職研究科 FD 委員会規程
- 〔資料 8-1-8〕 聖徳大学教職大学院連絡協議会規程
- 〔資料 8-1-9〕 聖徳大学教職大学院総合実習連絡協議会規程
- 〔資料 8-1-10〕 学校法人東京聖徳学園事務分掌規程
- 〔資料 8-1-11〕 学校法人東京聖徳学園組織規程
- 〔資料 8-1-12〕 学校法人東京聖徳学園組織機構図（事務部門）

（基準の達成状況についての自己評価：A）

- 1) 私立学校法人に規定する経営組織である理事会を設置し、学園事務局を執行機関として法定の任務を遂行している。教育研究に関する重要事項の管理運営のため、大学院委員会を設置するとともに、本学教職大学院の教育研究及び運営に係わる事項を審議するため、各種の委員会を設置し、さらに事務組織は本学教職大学院の目的の達成に向けて支援する上で、適切に機能している。

以上のことから、本基準を達成している。

基準 8-2 レベル I

- 教職大学院における教育研究活動等を適切に遂行できる経費について、配慮がなされていること。

[基準に係る状況]

本学教職大学院の教育活動等に関する経費は、「教育研究経費支出」、「管理経費支出」、及び「設備関係支出」に予算措置している。

本学教職大学院独自の経費として、実習関連では実習に伴う消耗品費、巡回における交通費、実習先への謝礼、印刷物等では課題研究の成果報告書「課題研究報告」や研究紀要「教職実践研究」の制作費等の予算を「教育研究経費」に計上している。

学部・研究科の共通経費については、学生数等に応じて経費配分を行い予算計上している。共通経費には、教育研究用の図書資料の購入費、情報環境の維持費等を含めている。

研究費については、専任教員に対して研究費・研究旅費の予算措置を行っている。特に、大学院担当教員には10万円増額の特別措置を行っており（30万が研究費、10万が旅費）、教育研究活動等を適切に遂行できる予算を確保している。

他にも、学内において「教育改革推進特別経費」の公募を行っている。教育改革の推進を目的とし、授業形態、学習指導方法及び授業教材の改善・創意工夫並びに教育の成果・効果に対する取り組みにを対象に、1件につき20万円以内を助成している。平成29（2017）年度は、7件の申請があり、5件が採択されたが、このうち1件は本学教職大学院の専任教員が採択されている〔資料8-2-2〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料8-2-1〕平成30年度教職大学院予算配分

〔資料8-2-2〕教育改革推進特別経費による研究活動に関する資料

（基準の達成状況についての自己評価：A）

1）本学教職大学院の目的に沿った教育研究活動等を適切に遂行できるよう財政的配慮を行っている。

以上のことから、本基準を達成している。

基準8-3 レベルI

○ 教職大学院における教育研究活動等の状況について、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

[基準に係る状況]

「大学院案内」のほかに「教職大学院案内」を作成し、教育委員会及び小学校（1,379件）及び幼稚園（1,765件）等に配布している〔資料8-3-1〕〔資料8-3-2〕。また、本学教職大学院を含む聖徳大学における教育研究活動等の情報を、以下の項目で、ホームページに掲載し、広く社会に発信、公表している。

情報公開項目

1 学校法人の概要

- (1) 建学の精神 (2) 歴史と現状 (3) 設置学校等 (4) 役員、評議員及び教職員に関する情報
(5) 当該年度の主な事業計画の概要

2 教育研究の概要

学長のメッセージ

1) 教育研究上の目的並びに取得可能な学位に関する情報

- ◆大学、大学院、短期大学ごとの目的
- ◆学部・学科・課程・研究科、専攻ごとの教育研究上の目的
- ◆3つのポリシー※（教学経営方針「聖徳大学が求めるもの」）並びに取得可能な学位
※学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針

2) 教育研究上の基本となる組織に関する情報

- ◆学部、学科、研究科、課程等の名称
大学・短期大学・大学院、通信教育
- ◆研究機関・附属施設
- ◆入学定員、収容定員及び修業年限

3) 教員組織及び教員数並びに教員の保有学位、業績に関する情報

- ◆教員組織
組織機構図、会議・委員会組織図
- ◆教員数及び教員の学位保有状況
- ◆教員の業績等
学科から見る、氏名から見る

4) 学生に関する情報

- ◆入学者、在学者数
- ◆卒業者（学位授与数）、就職者等
- ◆卒業後の進路状況
産業別就職者数、就職データ

5) 教育課程、学修の成果にかかる評価及び卒業認定にあたっての基準に関する情報

- ◆教育課程及び卒業（修了）に必要な修得単位数
大学、短期大学、大学院、通信教育（大学・短大）、通信教育（大学院）
- ◆授業計画（シラバス）
大学、短期大学、大学院、通信教育

6) 学習環境に関する情報

- ◆交通アクセス
- ◆キャンパスマップ
- ◆川並弘昭記念図書館

7) 学生納付金に関する情報

- ◆授業料、入学金、その他の費用徴収
大学、短大、大学院
通信教育（大学）、通信教育（短大）、通信教育（大学院）
- ◆利用できる奨学支援制度

8) 学生支援と奨学金に関する情報

- ◆学生支援
学生支援組織（事務）、キャリア（就職・進学）支援、学生寮、履修、留学生支援、課外活動（クラブ同好会）、保険制度、保健・衛生等
- ◆奨学金制度

9) 動物実験に関する情報

- 動物実験指針、動物実験委員会規程
- 動物実験施設年次報告
平成21年度、平成22年度、平成23年度、平成24年度、平成25年度、平成26年度、平成27年度、平成28年度
- 動物実験教育訓練実施報告書
平成22年度、平成23年度、平成24年度、平成25年度、平成26年度、平成28年度

10) 研究活動および研究費に係る運営・管理体制

- 聖徳大学及び聖徳大学短期大学部における研究活動に係わる行動規範
- 聖徳大学及び聖徳大学短期大学部における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程
- 公的研究費における不正使用防止計画
- 研究活動および研究費に係る運営・管理体制（組織図）
- 聖徳大学及び聖徳大学短期大学部における研究活動の不正行為に対する通報等に関する取扱要領

3 特色ある取組みの内容

1) 教育力向上の取り組みの概要

- ◆聖徳新教育システム「SEITOKU REALISE SYSTEM」（全学園でISO9001、14001国際規格を認証取得）

<ul style="list-style-type: none"> ◆聖徳教育 2) 国際交流の概要（留学、協定校、国際交流施設） 3) 社会貢献・連携活動の概要 <ul style="list-style-type: none"> ◆大学間連携 <ul style="list-style-type: none"> 鳴門教育大学との連携協定 単位互換制度 ◆産官学連携 ◆高大連携授業 ◆公開講座 聖徳大学オープンアカデミー（SOA） ◆教員免許更新講習 ◆免許法認定公開講座 ◆司書・司書補講習 ◆夏期保育大学 ◆管理栄養士試験対策 ◆介護技術講習 ◆研究所（ニュース、講座、イベント等） <ul style="list-style-type: none"> 児童学研究所、言語文化研究所、生涯学習研究所 ◆心理教育相談所 <ul style="list-style-type: none"> ※心の悩み、子ども問題、家族の問題に関する相談 ◆環境報告書 ◆ニュース・イベント 4 教職課程の概要 <ul style="list-style-type: none"> 教職課程に関する情報 5 財務の概要 <ul style="list-style-type: none"> 財務情報
--

出典：http://www.seitoku.jp/jouhou_datafile/top.html

この他に、「課題研究」の成果は「課題研究報告」に載せ、全国の教職大学院、千葉県、東京都、埼玉県、茨城県の教育委員会、松戸市、柏市、市川市、野田市、八潮市、取手市の教育委員会、連携協力園・校等に広く配布し、研究成果の普及に努めている〔資料8-3-3〕。

また、平成29（2017）年度に作成した『スタートカリキュラムの編成・実施（試案）H30年3月』は、松戸市の全小学校、柏市教育委員会及び現職教員学生が所属する学校等に配布している。他にも「幼児教育実践フォーラム」「教職実践フォーラム」「特別支援教育フォーラム」（基準9-2）を開催し、本学教職大学院の教育研究活動を周知している。

《必要な資料・データ等》

〔資料8-3-1〕 SEITOKU 聖徳大学大学院 2018

〔資料8-3-2〕 平成30年度入学案内 SEITOKU 教職大学院案内 2018

〔資料8-3-3〕 平成28年度 課題研究報告

（基準の達成状況についての自己評価：A）

1) 本学教職大学院における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報を、ホームページや研究紀要等を通し、また、フォーラムの開催により広く社会に発信している。

以上のことから、本基準を達成している。

2 「長所として特記すべき事項」

基準領域 9 点検評価・FD

1 基準ごとの分析

基準 9-1 レベル I

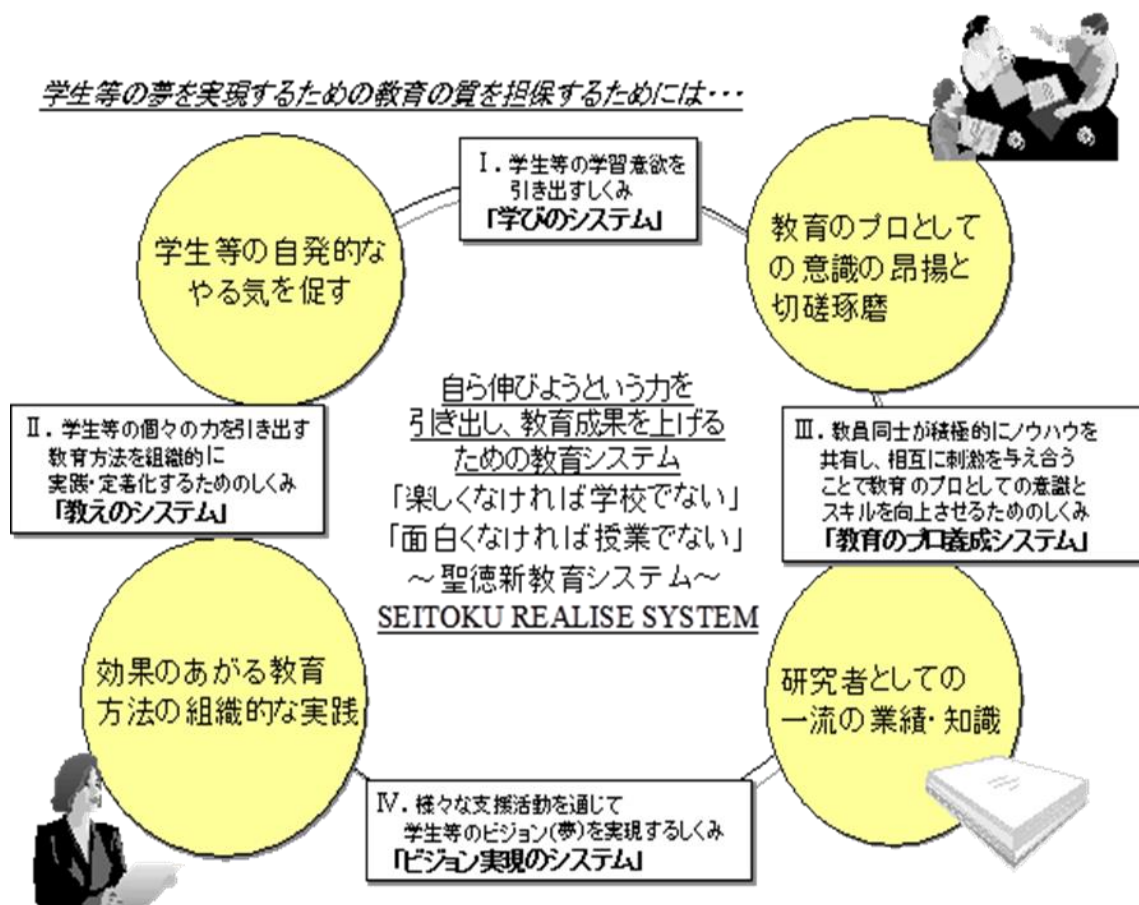
- 教育の状況等について点検評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取り組みが行われており、機能していること。

[基準に係る状況]

1 ISO マネジメントシステムによる点検・評価による改善

本学園では、全学園をあげてより質の高い教育の仕組みを構築するため ISO の品質マネジメントシステム (ISO 9001) の規格を導入している。そして、その規格に基づく本学独自のシステム、「SEITOKU REALISE SYSTEM マニュアル」による自己点検・評価の実施を行っている。具体的には、図 9-1-1 に示す 4 つのシステムを有機的に連携させ、本学が目指す教育を実現するために必要な「あるべき教育活動」の実現に向けた継続的改善の PDCA サイクルを回し、教育の質の向上に取り組んでいる [資料 9-1-1]。

【図 9-1-1 学園の教育と SEITOKU REALISE SYSTEM (4 つのシステム)】



このシステムで、各学部・研究科・部局等は組織的に「計画」(Plan)「実施」(Do)「点検」(Check)「改善」(Act)のPDCAの検証サイクルを、遅滞なく、しかも的確に循環させ、改善を図っている [資料 9-1-2]。

本学では、この ISO 「教育の質マネジメントシステム」によって、5ヶ年毎の中期計画を策定し、この中期計画に基づいて年度計画を作成し、全教職員が各学部・研究科・部局等の年度計画を計画的に実現するとともに課題解決に努めることになっている。

2 教職研究科の自己点検・評価による改善

(1) ISO マネジメントシステムによる点検評価

本学教職大学院では、前述した ISO「教育の質マネジメントシステム」に基づき、中期計画として「5年後ビジョン 2018 (2013～2018 年度)」を策定している〔資料 9-1-3〕。5年後ビジョンは、教職研究科の経営状況や経営環境の変化などの状況分析を行った上で、5年間に本学教職大学院が経営上取り組むべき課題、あるいは、解決すべき課題を明確にしたものである。この中期計画を達成するために、本学教職大学院では、経営状況を年度毎に点検・評価し、年度計画を策定し、全教員が年度計画を計画的に実現するとともに課題解決に努めている。

年度計画は、平成 27 (2015) 年度までは、前年度の「年度計画レビュー」に示された「5年後ビジョン 2018」の達成状況と年度計画の達成状況を点検・評価した「年度の成果と課題」に基づいて現状分析を行い、教職研究科内の ISO 委員会で協議する。その結果に基づき当該年度の「5年後ビジョン 2018」及び「年度計画」案を作成し、それを教職研究科委員会に提案し、協議を行う。その結果を基に、副学長、学園監事、学園事務局長、大学事務局長、学長補佐、自己点検・評価委員長で構成される「事前検討会」に提案し、指導助言を得た上で、当該年度の「5年後ビジョン 2018」及び「年度計画」を策定・実行している〔資料 9-1-4〕〔資料 9-1-5〕。平成 28 (2016) 年度からは、計画立案の際の現状分析は、SWOT 分析を加えて行っている〔資料 9-1-6〕。

「教職研究科 2017 (平成 29) 年度計画」は、上記の手続きを経て、表 9-1-1 に示すような「5年後ビジョン」に基づく年度計画を立案した。年度計画では、ビジョンに基づき計画的に取り組むべき目標や解決すべき課題とそれらを達成するための具体的施策を示すと同時にプロセス指標（計画の履行状況を評価するための指標）を示し、この指標に基づいて計画の履行状況を評価している。

表 9-1-1 「教職研究科」5年後ビジョンに基づく 2017 年度計画

I. (学び) 幼(保)・小を見通した実践力のある教員の育成
1. 日々の実践と学習のリフレクションの促進
2. 学校現場の求める教師としての力量の形成
3. 教育実践に即した課題研究の推進
II. (教え)入学生のニーズに応えるカリキュラムの改訂
1. カリキュラムマネジメント力のあるミドルリーダーの養成
III. (プロ※) 幼(保)小・中の連携に関する実践的研究
1. 保育所・幼稚園、小学校、中学校と協働したアプローチ・スタートカリキュラムの研究開発
2. 学習指導要領の改訂を見通した授業研究の推進
IV. (実現) 千葉県、東葛・葛南教育事務所等の教育委員会と協働する活動
1. 近隣教育委員会との連携強化
2. 園及び学校との共同研究・教員研修の推進
V. (経営) 定員充足のための働きかけ
1. 児童学科及び他学科の潜在的な教員志望者の掘り起こしと教職研究科進学への働きかけ
2. 本研究科の魅力が伝わり、進学を動機づける入試広報の展開

※教育のプロ養成システム

「2017年度計画」では、重点課題として、計画的に以下のような取り組みを計画している。まず、「Ⅱ. (教え) 入学生のニーズに応えるカリキュラムの改訂」では、マネジメント力のあるミドルリーダー養成を目指して、プロセス指標として本研究科の特色である「学修・研究カルテ」を用いて、マネジメント能力の自己評価平均得点と全履修科目の平均評定をもとに学生の学習状況を把握し、全学生を研究科専門職基準に到達させるための関連科目の内容の見直し、及び、学生の支援システムや学習指導體制の改善に取り組んでいる〔資料9-1-7〕。また、「Ⅳ. (実現) 千葉県、東葛・葛南教育事務所等の教育委員会と協働する活動」では、千葉県内から本学教職大学院の組織管理マネジメント専修、及びカリキュラムマネジメント専修への現職教員の入学者の増加を図り、入学定員充足率を向上させるためにプロセス指標として千葉県からの現職教員派遣数について目標値を設定し、千葉県教育委員会との連携協議会等を通して千葉県教育委員会との連携の強化・推進を図っている。さらに、「Ⅴ. (経営) 定員充足のための働きかけ」では、千葉県教育委員会との連携協定の締結により千葉県内からの現職教員の入学者が増加はしているものの、本学教職大学院の定員充足率の改善には、本学学部からの内部進学者の確保が緊急の課題であることから、プロセス指標として内部進学者数について目標値を掲げ、学部学生と教職研究科学生との合同ゼミの施行に取り組んでいる〔資料9-1-5〕。

年度計画は、上期が終了した時点で、プロセス指標に基づいて点検・評価し、その評価結果を上期(中間)レビュー(「上期 成果と課題」として総括する〔資料9-1-8〕。次に、上期(中間)レビューとSWOT分析などの現状分析の結果などを基にしながら、計画内容及びプロセス指標の再検討を行い、下期の「年度計画(下期)(案)」を立案し、前期と同様に副学長、学園監事、学園事務局長、大学事務局長、学長補佐、自己点検・評価委員長で構成される「事前検討会」による協議を行った後に、「年度計画(下期)」として策定・実行される〔資料9-1-9〕。さらに、下期が終了した時点で、計画履行の状況についてプロセス指標をもとに点検・評価し、その結果は下期レビュー(「下期 成果と課題」として総括され、次年度の計画策定に反映される。このように、本学教職大学院の経営は、ISO マネジメントシステムによって定期的に点検・評価が行われ、組織的な取り組みが行われている。さらに、内部監査員による年1回の「内部監査」及びISO推進委員会による「マネジメント・レビュー」を通じて、本学教職大学院の自己点検・評価のPDCAサイクルを管理している〔資料9-1-10〕〔資料9-1-11〕。

(2) 学生からの意見聴取

本学教職大学院では、平成29(2017)年度秋学期より学生による授業アンケートを実施し、その結果に基づいて、各教員は担当する授業の自己点検・評価を行い、指導法の工夫改善、シラバスの修正等の授業改善に反映させている〔資料9-1-12〕。さらに、学生からの意見聴取として、各年度末に、総合実習に関する満足度調査、時間割編成などの学生の学習環境に関する満足度調査、本学教職大学院で独自に定めている専門職基準に基づくカリキュラムフレームワークに関する満足度調査、専門職規準に基づいて一定期間ごとに自らの到達状況の自己評価と振り返りを行うために作成されている「学修・研究カルテ」の運用などに関する満足度調査などを行っている〔資料9-1-13〕〔資料9-1-14〕〔資料9-1-15〕〔資料9-1-16〕〔資料9-1-17〕。これらは、特にISOにおける「学びのシステム」の点検・評価及び次年度の5年後ビジョンの見直しと年度計画策定に活用されている。また、「学修・研究カルテ」の運用方法については、学生からの意見聴取をもとに運用方法の見直しを行い、平成29(2017)年度からは、学生が各自の在学年数に合わせて自己評価と振り返りができるように修正・改善を行った。

また、本学教職大学院修了時に修了生へのアンケートを毎年度実施し、向上した力量や満足度に関する回答状況を点検している〔資料9-1-18〕〔資料9-1-19〕〔資料9-1-20〕〔資料9-1-21〕。それぞれにおいて得られた情報は、表9-1-2に示すように、その特徴に応じて研究科の経営状況や経営

環境の見直し、また、ISO における「学びのシステム」の点検・評価の資料として用いられ、5年後ビジョンの見直しや具体的な施策の策定に反映させ、本学教職大学院の運営や教員の学習指導に役立てている。

表 9-1-2 学生の意見聴取からの改善活動への反映

学生からの意見聴取	実施形態	点検評価への反映
授業評価アンケート	無記名式	各授業担当者に対し集計結果を授業改善のための情報として提供している
総合実習に関する満足度調査	無記名式	総合実習の事前・事後指導、総合実習の進め方の改善に活用されている。
学習環境に関する満足度調査	無記名式	就学期間内に学生の効果的で効率的な学習が進められるよう、学内における学習環境を整備、改善に活用されている。
カリキュラムフレームワークに関する満足度調査	無記名式	学生の学習を円滑かつ効果的に進めて行くためのカリキュラム編成に活用されている。
「学修・研究カルテ」に関するアンケート	無記名	修了年限が異なる場合でも、学習の状況や課題研究の進捗状況の把握しやすくするため、自己評価の時期や方法の改善に活用されている。
修了者へのアンケート	無記名	在学中に向上した力量や満足度に関する回答状況を点検し、授業内容や方法の改善に活用されている。

(3) 学外関係者からの意見聴取

学外関係者からの聴取は、現職教員の派遣元である千葉県教育委員会関係者から「千葉県教育委員会との連絡協議会」と「聖徳大学教職大学院連絡協議会」を通しての聴取、連携協力園・連携協力校および総合実習派遣先の園長・校長を対象として行う「総合実習連絡協議会」、修了生の勤務先所属長への聴取、修了生を対象とした意見聴取を行っている〔資料 9-1-22〕〔資料 9-1-23〕〔資料 9-1-24〕〔資料 9-1-25〕。そこから得られた結果をもとに、新専修の設置や教育課程の見直し、また、「学修・研究カルテ」を用いた学習の自己評価と振り返り活動の見直しなど、教育活動の改善を行った（表 9-1-3）。

他にも、本学は平成 28（2016）年度より「教育研究に関する有識者会議」を設置し、学外関係者からの意見聴取を始めている。この会議は、三つのポリシー、教育課程、地域社会や産業界等との連携及び研究等について提言を行う。本学教職大学院も、この有識者会議の意見に基づき改善をすすめている。

表 9-1-3 学外からの意見聴取をもとにした点検評価への反映

外部からの意見聴取	実施形態	点検評価への反映
千葉県教育委員会との連絡協議会	連携協定を締結している千葉県教育委員会との「(1) 教員の養成及び現職教員の研修等に関すること」および「(2) 教育に関する研究開発及び共同研究に関すること」についての事業を円滑に推進するために、千葉県教育委員会教職員課と本学研究科担当教員とによる年 1 回の協議を平成 28 (2016) 年度より行っている。	千葉県教育委員会の抱える課題を理解し、教職研究科に対するニーズを把握し、教職研究科の教育課程や教育活動の点検・改善に活かしている。
聖徳大学教職大学院連絡協議会	現職教員派遣元である千葉県教育委員会関係者、および、派遣元の校長に対して、派遣学生の学習に関する状況の報告を行うとともに、本学教職大学院に対する要望などの聞き取りを年 2 回行っている。	千葉県教育委員会教育方針の理解、現場の求めている教員の資質・能力等のニーズ把握の場となる。1 年課程の新設、カリキュラム改訂、総合実習の単位免除を方向付けた。
総合実習連絡協議会	連携協力校、総合実習先の校長、園長に対して、学生の総合実習の成果と課題について報告を行うとともに、本学教職大学院に対する要望などの聞き取りを年 1 回行っている。	総合実習に関して、実習の進め方や学生指導などについてのニーズの把握の場となる。また、現場の求めている教員の資質・能力等のニーズ把握の場となる。
修了生の勤務先所属長への聴取	修了生の勤務校に大学院教員が訪問し、所属長に対して大学院での学習成果がどのように活用されているかの聞き取り調査を行っている。	修了後の活躍状況の把握と大学院の授業内容等の改善に活かしている。
修了生への意見聴取	修了生の勤務校に大学院教員が訪問し、修了生に対して大学院での学習成果がどのように活用されているかの聞き取り調査を行っている。	修了後の活躍状況の把握と大学院の授業内容等の改善に活かしている。

(4) 点検評価の教育活動へのフィードバック

千葉県教育委員会からの意見聴取や要望をもとに、平成 26 (2014) 年度より現職教員を対象に組織管理マネジメントをより専門的に学習する 1 年課程の専修プログラムを開始した〔資料 9-1-26〕。また、平

成 28 (2016) 年度より、「組織管理マネジメント専修 (1 年課程)」を、学校の組織マネジメントの重要性から「学校組織マネジメント専修 (1 年課程)」に名称変更した。さらに、各園・学校の教育課程の編成・実施・評価・改善の PDCA サイクルを運用するとともに、教師同士の協働を実現し、園・学校の質的転換を促す教員研修を推進する人材を育成するための「カリキュラムマネジメント専修 (1 年課程)」を設置した〔資料 9-1-27〕〔資料 9-1-28〕〔資料 9-1-29〕。また、同じく千葉県教育委員会からの要請により、平成 30 (2018) 年度より、学級経営、生徒指導、教育相談、カウンセリング等に精通するとともに、知的障害・発達障害・肢体不自由児・病虚弱児の医療・心理・教育に関する深い見識を有し、保護者及び地域の関連機関との連携を図ることのできる、特別支援教育に関する実践的で専門性の高い専門科教員を育成するための「特別支援教育専修 (1 年課程)」を設置する〔資料 9-1-30〕。

また、教育課程の編成では、平成 26 (2014) 年度は、千葉県教育委員会の「平成 20 年度 学校教育・指導の指針」(幼稚園・小学校)において重点課題として取り上げられていたことを受けて、選択科目として「生徒指導・教育相談に関する領域」に「特別支援教育実践演習」を開設した。さらに、平成 27 (2015) 年度は、児童教育コースの共通科目群である、「教育課程の編成・実施に関する領域」に「カリキュラムマネジメント演習」を、さらに「教科等の実践的な指導方法に関する領域」では、科目名を「教育方法の理論」、「教育方法高度化演習」等と変更し、内容の充実を図った。さらに「特別教職実践演習」を盛り込み、1 年次、2 年次に集中講義形式で、「学修・研究カルテ」による振り返りを行い、個々の学生が抱えている課題を協働して解決するとともに、専門職規準の達成状況を確認させるようにした〔資料 9-1-31〕〔資料 9-1-32〕〔資料 9-1-33〕。

さらに、これらの変更や改善をもとに ISO マネジメントシステムによる 5 年後ビジョンを見直し、平成 29 (2017) 年度より「特別教職実践演習」を必修科目とし、全学生が「学修・研究カルテ」による定期的な振り返りを行い、学生が抱えている課題を協働して解決すると同時に、本学研究科の定める専門職規準に到達できるよう学習の支援体制を整備している〔資料 9-1-34〕。

平成 29 (2017) 年度の学習指導要領改正に伴い「外国語活動」が小学校高学年に教科化された。これに伴い、平成 30 (2018) 年度より、外国語・英語についてより実践的で専門的な指導力及び教材開発力の育成を目指して、「教科指導に関する領域」の科目群の中に、選択科目として「英語・外国語活動の指導法研究」、「英語・外国語活動の教材開発」、「英語コミュニケーション演習」の 3 科目を新設した (表 9-1-4)〔資料 9-1-35〕。

表 9-1-4 点検評価をもとにしたカリキュラム等の改善

フィードバックによる改善	改善の内容
<p>「学校組織マネジメント専修（1年課程）」、「カリキュラムマネジメント専修（1年課程）」、「特別支援教育専修（1年課程）」の新設</p>	<p>平成 26（2014）年度より現職教員を対象に組織管理マネジメントをより専門的に修学する 1 年課程の専修プログラムを開始した。平成 28（2016）年度より、組織管理マネジメント専修（1年課程）を、学校の組織マネジメントの重要性から「学校組織マネジメント専修（1年課程）」に名称変更した。さらに、各園・学校の教育課程の編成・実施・評価・改善の PDCA サイクルを運用するとともに、教師同士の協働を実現し、園・学校の質的転換を促す教員研修を推進する人材を育成するための「カリキュラムマネジメント専修（1年課程）」を設置した。（平成 30（2018）年度より、学級経営、生徒指導、教育相談、カウンセリング等にも精通するとともに、知的障害・発達障害・肢体不自由児・病虚弱児の医療・心理・教育に関する深い見識を有し、保護者及び地域の関連機関との連携を図ることのできる、特別支援教育に関する実践的で専門性の高い専門科教員を育成するための「特別支援教育専修（1年課程）」を設置する。）</p>
<p>必修科目と選択科目の改善</p>	<p>平成 26（2014）年度は、千葉県教育委員会の「平成 20 年度 学校教育・指導の指針」（幼稚園・小学校）において特別支援教育や英語・外国語活動の指導が重点に取り上げられていることから、それに応えるために選択科目の「生徒指導・教育相談に関する領域」に「特別支援教育実践演習」を開設した。平成 27（2015）年度は、共通科目の内、「教育課程の編成・実施に関する領域」の児童教育コースに「カリキュラムマネジメント演習」を開設するとともに、「教科等の実践的な指導方法に関する領域」で「教育方法の理論」、「教育方法高度化演習」等と名称を変更し、内容の充実を図った。また、「特別教職実践演習」を共通科目として設定し、「学修・研究カルテ」による振り返りを行い、個々の学生が抱えている課題を協働して解決するとともに、専門職規準の達成状況を確認させるようにした。平成 30（2018）年度より、平成 29（2017）年の学習指導要領改正による「外国語活動」の教科化に伴い、「英語・外国語活動の指導法研究」、「英語・外国語活動の教材開発」、「英語コ</p>

	コミュニケーション演習」を「教科指導に関する領域」の科目群に、選択科目として増設した。
「学修・研究カルテ」の活用	平成 26 (2014) 年度より、学生自身が学習状況を把握し、学習を計画的に進めていくことを可能にするために「学修・研究カルテ」を作成し、学生の自己評価ツールとして導入した。学生は、在学中 4 回自己評価を行い、学習の状況とともに課題研究の進捗状況について、課題研究の正指導教員、および、副指導教員とともに学習状況の振り返り活動を行うこととした。また、選択科目として「特別教職実践演習」を開設し、自己の学習状況や課題研究の進行状況を他の学生とともに「学修・研究カルテ」をもとに共有し、学習計画に生かす機会を設けた。
「特別教職実践演習」の必修化	平成 27 (2015) 年度より、共通科目として設定した「特別教職実践演習」を、平成 29 (2017) 年度から必修科目とした。これによって、全学生が「学修・研究カルテ」による定期的な振り返り活動により、自己の学習の振り返り、および、課題研究の進捗状況の確認を確実にを行う機会となっている。また、全ての専任教員が授業担当者として授業に加わるため、全学生の学習状況の把握と、学習指導に役立てる機会となっている。

(5) 評価結果等の保管

学園文書処理規程に基づいて、自己点検評価やFDの取り組み、外部評価の関連情報は、学内 Web 上に設けられた「教職研究科共有フォルダー」の中にデータファイルとして収められ、教職研究科専任教員が必要に応じて、速やかに閲覧できるよう共有している。同時に、自己点検評価に関する情報については、総務課に閲覧可能な形で保管している。なお、「教職研究科共有フォルダー」へのアクセスは、フォルダー内の情報が外部へ漏洩するのを防止するために、本学の定める「ユーザーアカウント管理手順書」にもとづいて、教職研究科専任教員のみユーザーアクセス権を付与し、情報管理を徹底している〔資料 9-1-36〕。

また、外部評価の際に用いた情報や結果については、本学総務課に閲覧可能な形で保管している。

《必要な資料・データ等》

- 〔資料 9-1-1〕 SEITOKU REALISE SYSTEM マニュアル
- 〔資料 9-1-2〕 教育の質マネジメントシステム体系図 (SEITOKU REALISE SYSTEM マニュアル p.18)
- 〔資料 9-1-3〕 5年後ビジョン 2018 (2013~2018 年度)
- 〔資料 9-1-4〕 自部門点検シート
- 〔資料 9-1-5〕 教職研究科 2017(平成 29)年度計画
- 〔資料 9-1-6〕 環境側面(内的要因・外的要因)抽出補助表 (分析・リサーチ)
- 〔資料 9-1-7〕 聖徳大学大学院 教職研究科 学修・研究カルテ

- [資料 9-1-8] 教職研究科 2017(平成 29)年度 (前期レビュー)
- [資料 9-1-9] 教職研究科 2017(平成 29)年度計画 (後期)
- [資料 9-1-10] 内部監査報告書
- [資料 9-1-11] 2017 年度マネジメントレビュー報告書
- [資料 9-1-12] 平成 29 年度授業アンケート
- [資料 9-1-13] 聖徳大学大学院教職研究科専門職規準
- [資料 9-1-14] 平成 28 年度 教職研究科 総合実習に関する満足度調査結果
- [資料 9-1-15] 平成 28 年度 学習環境に対する満足度調査結果 (修了生)
- [資料 9-1-16] 平成 27 年度 カリキュラムフレームワークに関する調査
- [資料 9-1-17] 平成 28 年度修了生対象 学修・研究カルテに関する満足度調査
- [資料 9-1-18] 第三期修了生へのアンケート調査報告 (教職研究科紀要 教職実践研究 第 4 号 pp.110-113)
- [資料 9-1-19] 第四期修了生へのアンケート調査報告 (教職研究科紀要 教職実践研究 第 5 号 pp.88-93)
- [資料 9-1-20] 第五期修了生へのアンケート調査報告 (教職研究科紀要 教職実践研究 第 6 号 pp.157-160)
- [資料 9-1-21] 第六期修了生へのアンケート調査報告 (教職研究科紀要 教職実践研究 第 7 号 pp.121-124)
- [資料 9-1-22] 千葉県教育委員会担当者との打合せ記録
- [資料 9-1-23] 聖徳大学教職大学院連絡協議会開催通知と報告
- [資料 9-1-24] 総合実習連絡協議会開催通知と報告
- [資料 9-1-25] 修了生の勤務先所属長を対象とした聞き取り調査
- [資料 9-1-26] 教職研究科 教職実践専攻 専門職学位課程 組織管理マネジメント専修(1 年制・昼間) (聖徳大学大学院案内 聖徳大学大学院 2014 p58)
- [資料 9-1-27] 「カリキュラムマネジメント専修 (1 年制、昼間)」の新設と「組織管理マネジメント (1 年制、昼間)」の名称変更について (教職研究科委員会 (平成 28 年 5 月 27 日) 資料 081)
- [資料 9-1-28] 教職研究科 2 年課程及び 1 年課程 (カリキュラムマネジメント専修、学校組織マネジメント専修) の履修について (教職研究科委員会 (平成 28 年 5 月 27 日) 資料 082)
- [資料 9-1-29] 聖徳大学専門職大学院学則の変更について (教職研究科委員会 (平成 28 年 5 月 27 日) 資料 083)
- [資料 9-1-30] 「特別支援教育専修 (1 年制、昼間)」について (案) (カリキュラムの改訂 (案) 教職研究科委員会 (平成 29 年 4 月 28 日) 資料 083)
- [資料 9-1-31] 平成 29 年度改訂の教育課程の変更について (教職研究科委員会 (平成 28 年 2 月 12 日) 資料 083)
- [資料 9-1-32] 現職教員経験者を対象とした総合教育実習単位免除と実習形態について (教職研究科委員会 (平成 28 年 2 月 12 日) 資料 084)
- [資料 9-1-33] 教育課程の開設時期の変更について (教職研究科委員会 (平成 28 年 2 月 12 日) 資料 082)
- [資料 9-1-34] 聖徳大学専門職大学院学則の変更について (教職研究科委員会 (平成 28 年 3 月 28 日) 資料 085)
- [資料 9-1-35] 聖徳大学専門職大学院学則の変更について (教職研究科委員会 (平成 29 年 5 月 26 日) 資料

082)

[資料 9-1-36] ユーザーアカウント管理手順書 第1版 平成17年9月8日 作成施行

(基準の達成状況についての自己評価：A)

- 1) 本学教職大学院では、本学独自の ISO「教育の質マネジメントシステム」に基づき、学生の受け入れ状況や教育の状況や成果について、前年の「年度計画」の履行状況についての自己点検をもとに作成した「年度計画レビュー」や SWOT 分析等をもとに、当該年度の「年度計画」を策定し、計画的、組織的に実行している。「年度計画」には、当該年度に計画的に取り組むべき目標、解決すべき課題や具体的な施策及びプロセス指標を設定している。

「年度計画」は、上期終了時にプロセス指標をもとに点検評価し、その結果に基づいて計画内容の再検討を行い、下期の「年度計画（下期）」を策定し、実行している。

学生からの意見聴取は、在学生を対象として「授業評価」、「総合実習に関する満足度」、「学修・研究カルテ」等に関するアンケート、修了予定者を対象とした「修了予定者アンケート」を行っている。これらの結果は、教育方法の改善に用いると共に ISO の「学びのシステム」の点検評価、「5年後ビジョン」の見直しや策定に活用している。特に、「学修・研究カルテ」については、学生の意見聴取をもとに運用方法を改善し、平成 29(2017)年度から学生が各自の在学年数に合わせて運用できるようにした。

学外関係者からの意見聴取は、「千葉県教育委員会との連絡協議会」、「聖徳大学教職大学院連絡協議会」、「総合実習連絡協議会」等を通して行っている。これらをもとに、現職教員派遣学生の受け入れ体制を整えるために、平成 28(2015)年度より 1 年課程の専修課程である「学校組織マネジメント専修」、「カリキュラムマネジメント専修」、平成 30(2018)年度より「特別支援教育専修」を設置した。また、教育課程についても、新科目を開設するなど、教育現場のニーズに応じた改善を図っている。

ISO による評価点検や FD の取り組み、外部評価の関連情報は、すべて本学の学園文書処理規程に基づいて、学内 Web 上に設けられた本学教職大学院専用の「教職研究科フォルダー」内に収めている。また、外部評価に関する関連情報は、本学総務課に必要なに応じて閲覧可能な形で保管している。

以上のことから、本基準を十分に達成している。

基準 9-2 レベル I

- 教職大学院の担当教員等に対する研修等、その資質の向上を図るための組織的な取り組みが適切に行われていること。

[基準に係る状況]

1 教育内容・教育方法の継続的改善

本学教職大学院では、平成 29(2017)年度秋学期より、本学教職大学院独自の書式による在学生による授業アンケートを実施し、その結果に基づいて各教員は自己点検、自己評価を行い、指導法の工夫改善、シラバスの修正等を行っている [資料 9-2-1]。その他に、本学教職大学院設立当初から修了者へのアンケート調査を継続的に実施することによって、講義の満足度結果や大学院での学習成果の状況を把握し、本学教職大学院の教育の成果と課題について点検し、カリキュラム改革、授業改善を図っている [資料 9-2-2] [資料 9-2-3] [資料 9-2-4] [資料 9-2-5]。

本学教職大学院の教員は、専門領域の知見の充実を図るために、所属学会の学会大会への出席や研究成果の発表、また、関連する研修会に積極的に参加している。また、教科における学習指導では、実務家教員と研究者教員とが協働して効果的な指導を行うよう努めてきている。「健康教育・体育系教科の指導法」および「健康

教育・体育系教科の教材開発」では、教科を担当する4人の教員が全15回の授業を共同してチームティーチングを行うことによって、研究者教員の実践的な知見の充実、実務家教員の理論的な知見の充実にそれぞれ努めている〔資料9-2-6〕。

2 FDの実施状況

FD活動の一環としての授業改善については、全学組織の自己点検・評価委員会が実施するFD研修会の取り組みと連動して実施している。教職研究科専任教員は全学のFD活動（公開授業参観、FD講演会等）に積極的に参加している。

一方、本学教職大学院独自のFD活動への取り組みとしては、教職研究科全教員参加のもとで、FD公開授業を実施し、全員での協議を通して、研究者教員の実践的な知見の充実、実務家教員の理論的な知見の充実が図られている。また、最近の質的研究法の動向についての知見を深めるための研修会を行い、教員の資質向上を図るばかりでなく、学生に対する研究指導力の向上も図っている〔資料9-2-7〕〔資料9-2-8〕。

さらに、本学教職大学院では、「学修研究カルテ」を用いて、学生達の日々の実践と学修のリフレクションの促進を図っているが、平成28（2016）年春学期に本学教職大学院FD研修会において、その運用方法について学生からの意見聴取を基に検討した結果、学生の履修期間に応じた運用方法が未整備であり、その機能が十分に果たされていないことが、明らかとなった。また、「学修・研究カルテ」運用には、学生自身の定期的な振り返りが欠かせず、また、振り返りにより明らかになる学生自身が抱えている課題には、教員が情報を共有し学生と共同して解決に当たる必要のあることも明らかとなった。これをもとに、平成29（2017）年度春学期より、学生の学修期間に応じた「学修・研究カルテ」の具体的な運用方法を整備するとともに、「特別教職実践演習」を必修科目とし、「学修・研究カルテ」による学生の定期的な学修の振り返りと学生が抱える学習課題を教員が共有し、共同して課題の解決に当たることとした〔資料9-2-9〕。

一方、本学教職大学院の今後の発展充実に対応した資質向上を図る研修の場として、本学教員の他に学識経験者等の外部関係者を講師として招いた教職実践フォーラムの企画実施、千葉県教育委員会教育長の講演会などを通して、現代の教員の教師教育の課題を共有する機会としている（表9-2-1）〔資料9-2-10〕。

表 9-2-1 幼児教育実践フォーラム、教職実践フォーラム、千葉県教育長講演の実施状況

時 期	内 容	演 題	講師等氏名・所属
平成 27 (2015) 年 10 月	千葉県教育長講演	千葉県の教育課題について	内藤 敏也 (千葉県教育委員会教育長)
平成 28 (2016) 年 2 月	教職実践フォーラム 2015	子どもたちの規範意識を育む	成瀬 美重子 (松戸市立小金小学校長) 朴木 一史 (葛飾区立清和小学校長) 武田 紀之 (晴山幼稚園長) 岩城 眞佐子 (中央区立月島幼稚園長) 石渡 登志江 (認定こども園新宿区立西新宿子ども園長)
平成 28 (2016) 年 8 月	幼児教育フォーラム 2016	幼児教育実践講座	篠原 孝子(聖徳大学大学院教授) 柳澤 邦子(聖徳大学教授) 大成 哲雄(聖徳大学教授) 安広 美智子(聖徳大学教授)
平成 29 (2017) 年 2 月	教職実践フォーラム 2016	英語教育のフロンティア～小学校英語教科化と保幼小の取り組み	(基調講演) 佐藤 久美子(玉川大学大学院教育学研究科教授) (シンポジスト) 成瀬 美重子 (松戸市立小金小学校長) 朴木 一史 (葛飾区立清和小学校長) 武田 紀之 氏 (晴山幼稚園長・オイスカバンコク日本語幼稚園兼務) 岩城 眞佐子氏 (中央区立月島幼稚園長) 石渡 登志江氏 (認定こども園新宿区立西新宿子ども園長)
平成 29 (2017) 年 6 月	千葉県教育長講演	千葉県の教育課題について	内藤 敏也 (千葉県教育委員会教育長)
平成 29 (2017) 年 8 月	幼児教育フォーラム 2017	幼児教育実践講座	貞方 巧太郎(江東区立小名木川幼稚園園長) 塩 美佐枝 (聖徳大学大学院教授) 古川 寿子 (聖徳大学大学院教授) 東原 文子(聖徳大学教授)
平成 29 (2017) 年 10 月	特別支援教育フォーラム 2017	特別支援教育のこれまでとこれから～「共生社会」の担い手を育むという観点から～	(基調講演) 青木 隆一(文部科学省特別支援教育調査官) (シンポジスト) 大重 基樹(千葉県流山市立流山小学校校長)

			岡田 哲也（千葉県立流山高等学園校長） 堀子 榮（千葉県教育庁東葛飾教育事務所長） 久保田 健夫（聖徳大学教授） （指定討論者） 腰川 一恵（聖徳大学児童学部児童学科教授） 渡辺 あけみ（千葉県教育委員会特別支援教育課教育支援室長） （コーディネータ） 河村 久（聖徳大学児童学部児童学科教授）
--	--	--	--

《必要な資料・データ等》

〔資料 9-2-1〕平成 29 年度授業アンケート

〔資料 9-2-2〕第三期修了生へのアンケート調査報告（教職研究科紀要 教職実践研究 第 4 号 pp. 110-113）

〔資料 9-2-3〕第四期修了生へのアンケート調査報告（教職研究科紀要 教職実践研究 第 5 号 pp. 88-92）

〔資料 9-2-4〕第五期修了生へのアンケート調査報告（教職研究科紀要 教職実践研究 第 6 号 pp. 157-160）

〔資料 9-2-5〕第六期修了生へのアンケート調査報告（教職研究科紀要 教職実践研究 第 7 号 pp. 121-124）

〔資料 9-2-6〕28 年度 授業計画及び指導担当（案）

〔資料 9-2-7〕FD 授業の開催通知

〔資料 9-2-8〕質的研究法に関する研修会（平成 27 年度前期 FD 研修会のご案内）

〔資料 9-2-9〕FD 研修会（学修・研究カルテの運用法）の開催通知

〔資料 9-2-10〕教職実践フォーラムの開催通知、参加者のアンケート結果

（基準の達成状況についての自己評価：A）

1) 本学教職大学院の担当教員は、学生による授業アンケート及び修了生に対するアンケート調査をもとに、教育内容や教育方法等の継続的な改善を行っている。また、授業を研究者教員と実務家教員がチームティーチングで行い、それぞれの知見の充実に努めている。

本学教職大学院の担当教員が全員参加して行う FD 研修会では、公開授業を実施し、その後の協議を通して、研究者教員と実務家教員がそれぞれの知見の充実に努めている。

最新の研究法についての研修会を実施し、教員の資質向上を図るばかりでなく、学生に対する指導力向上を図っている。

教育フォーラムや講演会を企画、実施し、現代の教師教育の課題を共有する機会としている。

2) 学生からの要望を基に「学修・研究カルテ」の運用方法について本学教職大学院の担当教員全員で協議し、

その効果的な活用について共通理解を図り、学生の指導に当たっている。

以上のことから、本基準を達成している。

2 「長所として特記すべき事項」

- (1) 本学独自の ISO「教育の質マネジメントシステム」に基づき、本学教職大学院として「教育の質」に対する自己点検・評価を行い、改善を図っている。このシステムの運用に対して、ISO の外部委員から高い評価を受けている。
- (2) 本学教職大学院は、独自に開発した「学修・研究カルテ」を用いて、学生自身による学修の自己評価を定期的に行い、その結果、明らかになった学生の学修課題を本学教職大学院の担当教員全員が共有し、学生と共同して解決に当たっている。

基準領域 10 教育委員会及び学校等との連携

1 基準ごとの分析

基準 10-1 レベル I

○ 教職大学院の目的に照らし、教育委員会及び学校等と連携する体制が整備されていること。

[基準に係る状況]

本学教職大学院は、大学院委員会及び教職研究科委員会の下、聖徳大学教職大学院連絡協議会、聖徳大学教職大学院総合実習連絡協議会を置いて、教育委員会及び学校等との連携を図るための協議を行っている。また、本学学長と千葉県教育長との連絡協議会も開催している。

1 千葉県教育委員会との連携

都道府県教育委員会との連携については、本学の所在する県である千葉県教育委員会との連携を強く推し進めている。

その連携を具体的に推進するために、平成24（2012）年12月より、千葉県の教育課題に積極的に応えるための協議を開始するとともに、連携協定の締結に向けた協議を推進し、平成25（2013）年3月28日に連携協定と人事交流に関する覚書を締結した。

この締結した内容は、「優れた教員の養成及び現職教員の資質能力の向上を図ることを目的」とした「千葉県教育委員会と聖徳大学との連携協力に関する協定書」と「研究開発及び研修等の充実を図ることを目的」とした「千葉県教育委員会と聖徳大学との人事交流に関する覚書」である〔資料10-1-1〕〔資料10-1-2〕。

連携協力に関する事項である「(1)教員の養成及び現職教員の研修等に関すること」と「(2)教育に関する研究開発及び共同研究に関すること」についての事業を円滑に進めるため、本学教職研究科内に設置した地域連携・交流委員会から主担当として連携委員を任命している。この教員と千葉県教育委員会の担当課である教職員課職員とは定期的に打合せ会を開催し、進捗状況を確認しながら情報交換等を行っている〔資料10-1-3〕。

さらに、平成28（2016）年度からは本学学長と千葉県教育長との連絡協議会を開催している。この協議会において、当該年度の連携行事の確認及び翌年度の連携のあり方についての協議を行っている（表10-1-1）〔資料10-1-4〕。

表10-1-1 千葉県教育委員会・聖徳大学連絡協議会

開催年度	開催年月日	千葉県教委出席者	本学出席者
平成28年度	平成29年2月2日	教育長、教育振興部長、教育総務課長、総合教育センター所長、教職員課長、指導課長、企画管理部副参事（人事給与室長）	学長、副学長、教職研究科長、教職研究科教授、大学事務局長、総務部長、学生部次長
平成29年度	平成30年1月31日	教育長、教育次長、教育振興部長、教育総務課長、総合教育センター所長、教職員課長、指導課長、特別支援教育課長、企画管理部副参事（人事給与室長）、教育振興部副参事、教職員課主幹兼任用室長、教職員課任用室管理主事	学長、副学長、教職研究科長、児童学研究科長、教職研究科教授、大学事務局長、総務部長、学生部次長

この協議会では、千葉県教育委員会としての「ミドルリーダーの育成」、「特別支援教育の充実及び小学校英語教育の効果的な展開」等が喫緊の課題であることが示され、その分野に関する本学教職大学院との協議が行われた〔資料10-1-4〕。本学教職大学院では、その協議を経て、平成30(2018)年度から特別支援教育コースを設置するなど、特別支援教育に関する講義の充実を行ったところであり、さらに教職研究科の教育活動等の改善を検討している。

また、県費負担教職員の派遣研修については、連携協定に基づき、千葉県教育委員会より現職教員派遣先として本学教職大学院が指定された。千葉県教育委員会は毎年志願者を募集し、選考の上、下記の人数を派遣している。

①平成26(2014)年度～平成28(2016)年度…小学校教員各1名

②平成29(2017)年度…小学校教員5名

③平成30(2018)年度…小学校教員5名

派遣研修の志願者を確保するために、本学教員が県内の市町村教育委員会等を直接訪問して、本学教職大学院の特色を説明している。また、平成28(2016)年度からは、志願が明らかになった段階で、本学連携委員が当該県教育庁教育事務所や当該市町村教育委員会等へ改めて訪問し、所属長や担当者に対して研修内容の確認及び本学教職大学院の開設科目や学費等の特例措置を説明し、派遣研修が当該市や当該校が持つ教育課題の解決に資するよう配慮している〔資料10-1-5〕。

人事交流については、「人事交流に関する覚書」に基づき計画通り実施してきており、千葉県教育委員会から推薦された教員が本学教職大学院の専任教授として勤務している。そのほか、本学教職大学院において、千葉県教育委員会、東京都教育委員会、東葛教育事務所、近隣市教育委員会、公立学校の校長等の現職の職員及び教員の講師招聘等も積極的に行い、学校現場の教育課題とその改善の取り組み等の最新の情報を協働して検討する講義を開講している。併せて、本学教職大学院で開講している講義においては、文部科学省からも講師を招聘し、文部科学行政に関する最新の情報についても協働して学び、討議する授業科目も開設している。

一方、平成28(2016)年度から毎年開催している千葉県教育長による千葉県における現在の教育課題についての特別講義では、教職大学院の在学生全員(教職を目指す学部学生、及び教職員を含む250名以上)が受講するとともに、教職大学院に在籍している現職教員学生が千葉県教育長と直接、県の教育課題について話し合う特別講義を開講している。

また、平成29(2017)年10月21日には、聖徳大学と千葉県教育委員会の共催で、『「特別支援教育フォーラム2017」特別支援教育のこれまでとこれから～「共生社会」に担い手を育むという観点から～』を聖徳大学を会場に開催した。本学教職大学院では、今後とも、本フォーラムの開催を教職大学院が中心となって推進・実施し、特別支援教育の充実等の教育課題の改善に向けて継続的に寄与していく。

さらに、平成29(2017)年度は、千葉県教員等育成協議会の委員として本学教職大学院の専任教員が加わり、千葉県教員等育成指標の策定に寄与してきた。さらに、平成30(2018)年度も千葉県教員等育成協議会の委員として本学教職大学院の専任教員が継続して加わり、平成29(2017)年度に策定した千葉県教員等育成指標に基づき、千葉県教員研修体系の構築に向けて寄与している。

2 千葉県教育委員会を含む市町村教育委員会及び学校等との連携

千葉県教育委員会を含む近隣市教育委員会等との連携については、「聖徳大学教職大学院連絡協議会」を年2回開催し、出席を依頼している。その協議会においては、本学教職大学院の現状、現職教員学生の学習状況、教育課程等について意見を受け、本学の教育活動の改善等に資している。協議の充実を図るため、本学教職大学院の授業参観や現職教員学生の間報告を行うなどもしている〔資料10-1-6、10-1-7〕。

さらに、大学院教職研究科の「課題研究発表会」への出席も依頼し、学習の状況や教育課程（授業計画及び実習）に関わっての指導・講評を得ている〔資料10-1-8〕。

また、総合実習の連携協力校・園においても実践課題の研究に取り組んでいるため、その成果を発表する「課題研究発表会」に、連携協力校・園に参加を求めて意見を得ており、「課題研究」を通じた現場との連携も定着している。

3 具体的な連携締結

近隣の市教育委員会との具体的な連携であるが、本学が所在する松戸市の教育委員会とは、以下①から③の過程で連携を締結するに至っている。

①平成21（2009）年9月…「松戸市教育委員会と聖徳大学との連携協力に関する協定書」を締結

②平成25（2013）年2月…「松戸市教育委員会と聖徳大学との人事交流に関する覚書」を締結

③平成27（2015）年3月…「松戸市教育委員会と聖徳大学との連携による「学校課題」の協働改善研究に関する覚書」を締結

この協働解決研究の覚書に基づき、例年、年度当初に当該市及び当該市立小学校との研究内容等を確認し合い、本学の教員を派遣している。これらの協働解決研究については、平成27（2015）年度発行の「教職研究科紀要～教職実践研究 第6号」から、その取り組みの状況を毎年発表している〔資料10-1-9〕。

近隣の柏市教育委員会とは、以下①から②の過程を経て連携している〔資料10-1-10〕〔資料10-1-11〕。

①平成28（2016）年3月…「柏市教育委員会と聖徳大学との連携協力に関する協定」を締結

②平成28（2016）年7月…「協働解決研究に関する覚書」を締結

この覚書に基づき、松戸市と同様に当該市の関係教育機関と連携し、教育課題解決へ向けた取り組みを行っている。さらに、平成28（2016）年度からは、教育委員会事務局吏員が通常の勤務をしながら大学院学生として派遣されている。

教育委員会との人事交流については、松戸市教育委員会から、覚書に基づき推薦された教員が本学教職大学院の専任教授として活躍している。

《必要な資料・データ等》

〔資料10-1-1〕千葉県教育委員会と聖徳大学との連携協力に関する協定書

〔資料10-1-2〕千葉県教育委員会と聖徳大学との人事交流に関する覚書

〔資料10-1-3〕千葉県教育委員会担当者との打合せ記録

〔資料10-1-4〕平成28年度 千葉県教育委員会・聖徳大学連絡協議会 会議録

〔資料10-1-5〕平成29年度千葉県・近隣市町教育委員会訪問先一覧

〔資料10-1-6〕聖徳大学教職大学院連絡協議会規程

〔資料10-1-7〕教職大学院連絡協議会議事録

〔資料10-1-8〕大学院教職研究科の「課題研究発表会」資料

〔資料10-1-9〕教職研究科紀要 教職実践研究 第6号

〔資料10-1-10〕柏市教育委員会と聖徳大学並びに聖徳大学短期大学部との連携協力に関する協定書

〔資料10-1-11〕協働解決研究に関する覚書

(基準の達成状況についての自己評価：A)

1) 千葉県教育委員会との連携協定の締結とそれに基づく連絡協議会の開催を継続して行うことにより、現職教員の資質能力を向上させるための教員研修及びミドルリーダーの育成、特別支援教育の充実等の教育課題の改善に連携協働して取り組む体制を整えている。そして、県費負担教職員の派遣研修についても、連携協定に基づき、平成26(2014)年度に、1年課程の組織管理マネジメント専修(平成28(2016)年度に学校組織マネジメント専修と改名)、平成28(2016)年度に、カリキュラムマネジメント専修、平成30(2018)年度に、特別支援教育専修を設置することにより、平成26(2014)年度より平成30(2018)年度の5年間に、計13名の現職の小学校教員が派遣されている。

また、近隣の市教育委員会と連携協定等を結ぶことにより、平成27(2015)年度より、管下の小中学校における教育課題を連携協働して改善する研究に継続して取り組んでいる。

そうした連携が、本学教職大学院教員による各種研修会の講師や教育委員会の様々な委員として参画するなど、県内の教育活動の充実に資することにも結びついている。

以上のことから、本基準を達成している。

2 「長所として特記すべき事項」

千葉県教育委員会との連携では、5年間に計13名の現職の小学校教員が派遣され、ミドルリーダーとしての専門的で実践的な指導力の向上に関する研修に取り組んでいる。また、近隣の市町村教育委員会との連携では、管下の小中学校における教育課題の改善に協働して取り組んでいる。さらに、千葉県教育委員会、東京都教育委員会、東葛教育事務所、近隣市教育委員会、公立学校の校長等の現職の職員及び教員の講師招聘等も積極的に行い、学校現場の教育課題とその改善の取り組み等の最新の情報を協働して検討する講義を開講している。併せて、本学教職大学院で開講している講義においては、文部科学省からも講師を招聘し、文部科学行政に関する最新の情報についても協働して学び、討議する授業科目も開設している。

その他、千葉県教育長による特別講義を平成28(2016)年度から毎年実施しているおり、さらに、「特別支援教育フォーラム」を本学と千葉県教育委員会とで共同開催するなど、連携を推進している。

付記

聖徳大学における自己評価書作成の最終点検の組織体制について以下に示す。

まず、自己点検・評価委員会の確認を経たうえで、次に、大学の全体組織となる企画委員会の第二分科会（メタ評価）を経るという二重点検体制を執っている。今回の自己評価書作成にあたり、学内で経た会議・委員会のプロセスは下記のとおりである。

平成 29 年度から平成 30 年度の自己評価書作成プロセス

実施日	検討・確認のために開催した会議名称（業務）		
平成 29 年 6 月 23 日（金） 7 月 28 日（金） 9 月 5 日（火） 9 月 29 日（金） 10 月 31 日（火） 11 月 17 日（金） 12 月 11 日（月） 12 月 14 日（木） 12 月 20 日（水）	教職大学院認証評価委員会（自己評価書の作成作業）		
平成 30 年 1 月 12 日（金） 1 月 20 日（土） 1 月 23 日（火） 1 月 26 日（金） 1 月 31 日（水） 2 月 9 日（金） 2 月 14 日（水）			
4 月 20 日（金） 4 月 25 日（水） 4 月 27 日（金） 5 月 2 日（水） 5 月 9 日（水） 5 月 10 日（木） 5 月 16 日（水） 5 月 17 日（木） 5 月 19 日（土） 5 月 22 日（火） 5 月 24 日（木）		教職大学院自己評価委員会（自己評価書の確認作業）	
5 月 25 日（金）			
5 月 25 日（金）			
5 月 29 日（火）			
5 月 29 日（火）			
6 月 1 日（金）			
6 月 2 日（土） ～ 6 月 7 日（木）			
6 月 8 日（金）			
			教職研究科 研究科委員会（自己評価書原案の最終決定）
			自己点検・評価委員会（委員への点検依頼）
			自己点検・評価委員会（委員からの意見聴取）
		企画委員会第二分科会（メタ評価）（委員への点検依頼）	
	企画委員会第二分科会（メタ評価）（委員からの意見聴取）		
	教職大学院認証評価委員会（自己評価書の改訂作業）		
	大学院委員会		

自己点検・評価委員会委員による確認・点検の結果、若干の修正・改善意見があった。また、企画委員会第二分科会（メタ評価）委員会委員による確認・点検の結果、若干の修正・改善意見があった。

それらを受け、教職大学院認証評価委員会において、自己評価書の改訂作業を行った。